

# 横浜市公共施設管理基本方針（素案）の概要

## 【趣旨】

「横浜市中期4か年計画 2014～2017」の「施策 31 公共施設の保全・更新」を推進するため、本市のこれまでの取組を踏まえ、保全・更新に係る取組を改めて整理した「横浜市公共施設管理基本方針（素案）」をとりまとめました。

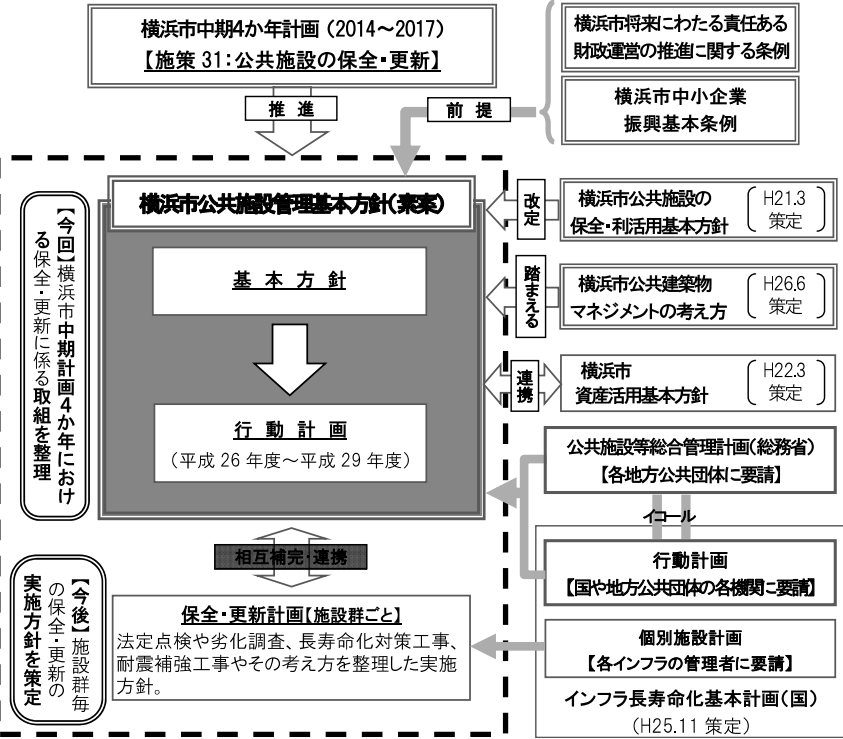
今後、市民・関係団体への広報を実施し、年度内に最終版を取りまとめる予定です。

## ○ 目次（構成）

- |                           |                              |
|---------------------------|------------------------------|
| 1 位置づけ                    | 4 基本方針                       |
| 2 公共施設を取り巻く状況             | 【基本方針1】安全で強靱な都市づくり           |
| (1) 公共施設の状況               | 【基本方針2】必要な機能の持続的な提供          |
| (2) 人口の推移・推計              | [支援方針①] 公民連携をさらに推進           |
| (3) 財政に係る状況               | [支援方針②] 取組推進のための環境整備         |
| (4) 担い手の状況                | 5 中期の行動計画（平成 26 年度～平成 29 年度） |
| 3 課題                      | (1) 局行動計画                    |
| (1) 継続的な安全の確保             | (2) 全庁行動計画                   |
| (2) サービス提供における将来の不確実性への対応 | 6 推進体制                       |
| (3) 取組推進の基礎となる効率と効果の追求    | 7 行動計画等の見直し                  |

## 1 位置づけ

本基本方針策定の背景と他の取組との関連 本編 1～2 ページ



## 2 公共施設を取り巻く状況

公共施設の状況や社会的状況を整理

本編 3～10 ページ

### (1) 公共施設の状況

- ・ 大量に保有する公共施設の老朽化の進行、耐震化の推進

### (2) 人口の推移・推計

- ・ 少子高齢化の進展、将来の人口減少想定

### (3) 財政に係る状況

- ・ 施設等整備費の減少傾向、今後の保全・更新需要の増加想定

### (4) 担い手の状況

- ・ 保全・更新の担い手減少、より一層の公民連携推進が必要

## 3 課題

「取り巻く状況」を踏まえ、課題を整理

本編 11～12 ページ

### (1) 継続的な安全の確保

市民生活や経済活動などの安全・安心を確保するため、都市を支える公共施設を常に健全に保つことが必要

### (2) サービス提供における将来の不確実性への対応

将来のニーズの変化に対しても必要な機能やサービスを継続的に提供していくため、柔軟な対応が必要

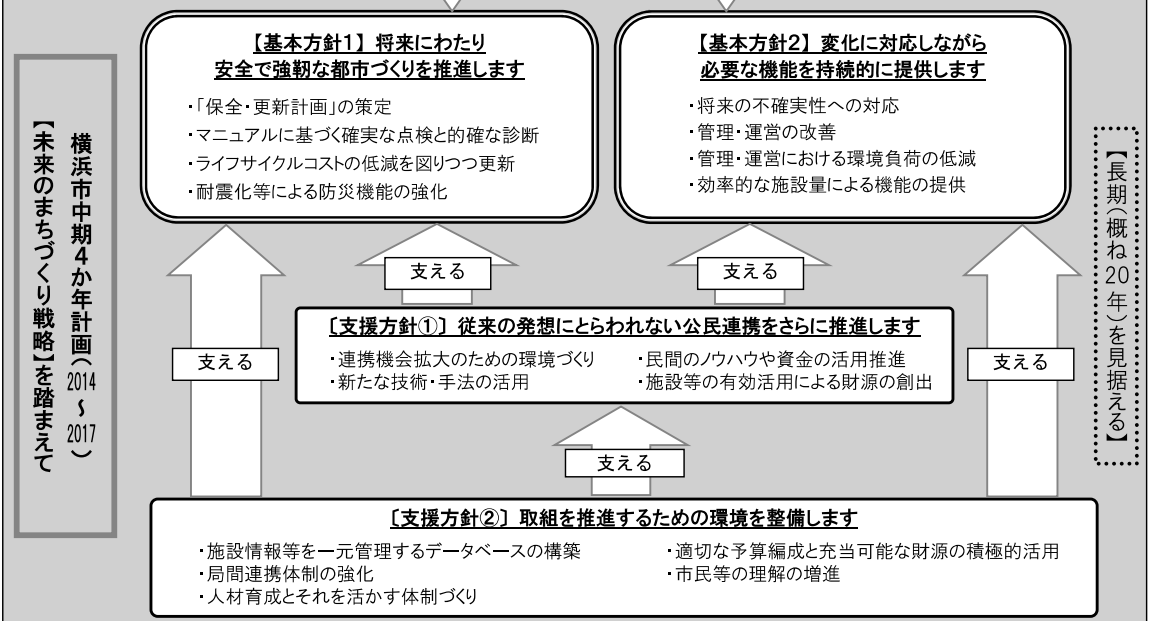
### (3) 取組推進の基礎となる効率と効果の追求

厳しい財政状況や担い手が減少している中、継続的に保全・更新を行っていくため、財政や情報、人材などの経営資源を最大限活用できる環境整備が必要

## 4 基本方針

保全・更新の取組を推進するための基本方針

本編 13～17 ページ



5 中期の行動計画 (平成 26 年度～平成 29 年度)

「4 基本方針」に基づき取組 (行動) を整理

本編 18～82 ページ

横浜市中期4カ年計画 (2014～2017)  
【施策 31】

取組を整理

(1) 局行動計画

- ・環境創造局 (公園・緑地)
- ・環境創造局 (下水道)
- ・資源循環局
- ・都市整備局
- ・道路局
- ・港湾局
- ・水道局
- ・交通局
- ・建築局 (市営住宅)
- ・病院経営局
- ・教育委員会事務局 (学校施設)
- ※ 一般公共建築物所管局

歩調を合わせつつ推進

【国】  
インフラ長寿命化基本計画に  
基づく各省庁の「行動計画」

(2) 全庁行動計画 (組織横断的な調整が必要な事項)

- |                             |                  |
|-----------------------------|------------------|
| 1 スtockマネージャー制度の充実          | 4 資産活用基本方針との連携   |
| 2 保全・更新の担い手である市内中小企業との連携の深化 | 5 公共建築物マネジメントの取組 |
| 3 財源の拡充に向けた取組               | 6 新地方公会計制度との連携   |

※ 一般公共建築物所管局  
政策局、総務局、財政局、  
市民局、文化観光局、経済局、  
こども青少年局、健康福祉局、  
消防局、教育委員会事務局  
(学校施設を除く)

6 推進体制

取組の進行管理、情報共有・課題対応の体制

本編 83 ページ

◎ 全庁的な体制 (=ストックマネージャー会議)

- ・本基本方針の進行管理
- ・「5(2) 全庁行動計画」の推進および全庁的な課題対応

◎ 都市基盤施設(部会)

- ・施設所管局ごとに「5(1) 局行動計画」を推進
- ・情報共有や技術協力等については部会において対応

◎ 公共建築物(部会)

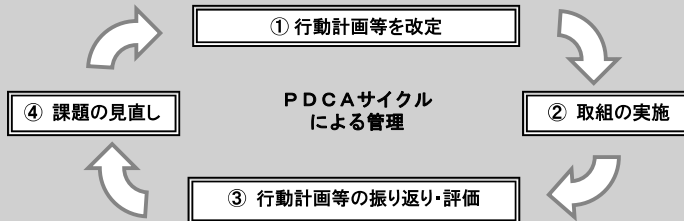
- ・施設所管局ごとに運営や施設機能の見直し等の取組を推進
- ・再編整備や保全・更新については組織横断的な体制を構築し推進

7 行動計画等の見直し

PDCA サイクルによる管理

本編 84 ページ

- 解決が難しく様々な課題がある中、行動計画等を見直しながら長期にわたり一つひとつの取組を着実に積み重ねていくことが必要
- 基本計画 (= 中期4カ年計画) 策定にあわせ行動計画等を見直し



今後のスケジュール (予定)

1月5日

素案公表 (財政局ホームページ)

市民・関係団体  
広報

3月 中旬

案 完 成

策 定 ・ 公 表

# 横浜市公共施設管理基本方針 (素案)

横浜市

平成27年1月

## はじめに

現在、横浜市が公共サービスを提供するために保有している公共施設は、道路や公園、下水道などの都市基盤施設と、市民利用施設や学校施設、市営住宅などの公共建築物をあわせて膨大な量に及びます。

これらの公共施設は、市民をはじめとする利用者の方々に安全に、安心して利用していただけるよう、常に健全な状態に保全し、時には更新しながら維持・管理し続ける必要があります。

一方で、本市の公共施設の多くは昭和 30 年代中ごろから平成の初めにかけて集中して整備を進めてきたため、その老朽化が一斉に進むことにより、今後増大が予想される、保全や更新にかかる財政需要の平準化が課題となってきています。

さらに、少子高齢化・人口減少社会を迎えようとする中、人口構造の変化に伴う公共サービスに対する市民ニーズの変化にも対応していく必要があります。

これらの課題に対応すべく、本市ではこれまでも、公共施設の長寿命化を柱とする保全・更新に関して独自の取組を積み重ねてきました（※P.2 参照）。

また、取組の積み重ねに加え、平成 26 年 8 月に公表した「横浜市中期 4 年計画 2014～2017」では、基本政策の施策 31 に「公共施設の保全・更新」を掲げ、中長期的な視点に立った総合的な保全・更新をより一層推進することを明示しました。

この施策を推進し、これまで以上に計画的かつ総合的な公共施設の管理に取り組んでいく指針として、「横浜市公共施設管理基本方針」を策定することとしました。

この度とりまとめました「横浜市公共施設管理基本方針」（素案）は、市民の皆様と公共施設の持つ役割や地域ごとの実情などについて対話を重ね、安全の確保や長寿命化、さらには再編整備といった、一つひとつの取組を着実に進めていくことが大切であるとの認識に立ち、各施設所管部署が、様々な行動を計画的に進めていくとともに、これを支えるための全庁的な取組を明確化したものです。

本基本方針（素案）は、庁内の施設管理に携わる職員が意識を共有して保全・更新に取り組んでいくために策定するものですが、市民の皆様にも、本市の公共施設の状況や、その保全・更新、管理・運営に関する取組へのご理解を深めていただく一助となれば幸いです。

平成 27 年 1 月

# 横浜市公共施設管理基本方針

(素案)

## 目 次

はじめに

1	位置づけ	1
2	公共施設を取り巻く状況	3
	(1) 公共施設の状況	3
	(2) 人口の推移・推計	5
	(3) 財政に係る状況	6
	(4) 担い手の状況	9
3	課題	11
4	基本方針	13
5	中期の行動計画（平成26年度～平成29年度）	18
	(1) 局行動計画	19
	・環境創造局行動計画（公園・緑地）	20
	・環境創造局行動計画（下水道）	26
	・資源循環局行動計画	32
	・都市整備局行動計画	38
	・道路局行動計画	42
	・港湾局行動計画	47
	・水道局行動計画	52
	・交通局行動計画	60
	・建築局行動計画（市営住宅）	66
	・病院経営局行動計画	69
	・教育委員会事務局行動計画（学校施設）	72
	・一般公共建築物所管局行動計画	76
	(2) 全庁行動計画	80
6	推進体制	83
7	行動計画等の見直し	84

# 1 位置づけ

本基本方針は、「横浜市中期4か年計画 2014～2017」における「未来のまちづくり戦略」や基本政策の「施策31 公共施設の保全・更新」を推進する方針として策定します。

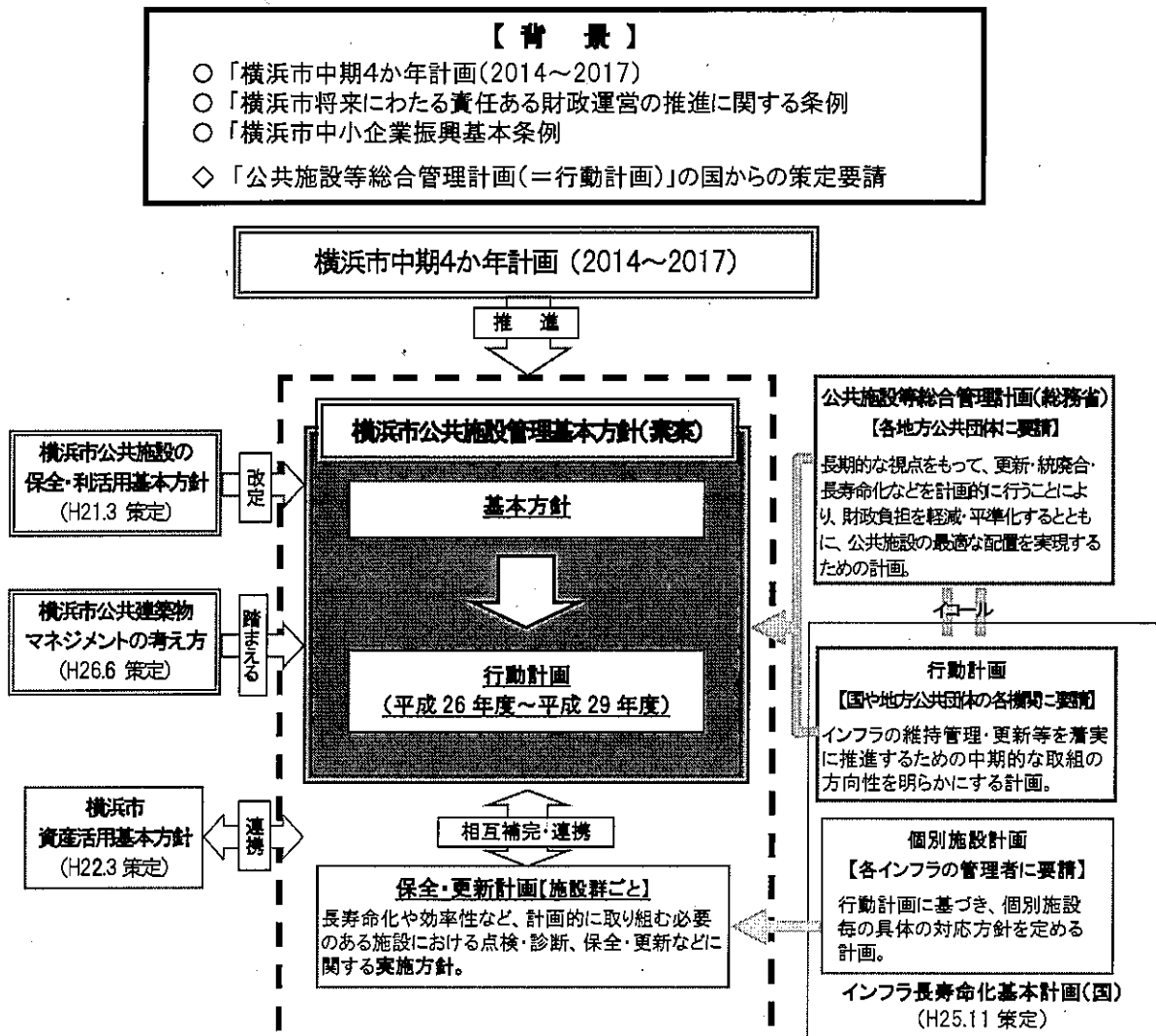
また、「横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例」(平成26年6月公布)に基づく、公共施設による必要性の高い機能の確保などの趣旨や、「横浜市中心企業振興基本条例」(平成22年3月公布)の趣旨に沿った、公共施設の保全・更新の担い手である建設業をはじめとする市内中小企業との連携を十分に踏まえ策定するものです。

策定にあたっては、これまで積み重ねてきた本市独自の取組を継承しつつ、「横浜市公共建築物マネジメントの考え方」(26年6月策定)を踏まえ、「横浜市公共施設の保全・利活用基本方針」(21年3月)を改定します\*。

また、施設群ごとの点検・診断、修繕・更新等に関する取組の実施方針として、今後、別途策定する、「保全・更新計画」と相互に連携させ、公共施設の保全・更新等を計画的、総合的に推進します。

本基本方針の運用については、将来の社会状況等の変化に柔軟に対応していくことを鑑みて、「長期(概ね20年)」にわたる方針とします。

なお、本基本方針は、平成25年11月に国から示された「インフラ長寿命化基本計画」において、国や地方公共団体が策定することとされた「行動計画」や、26年4月に総務大臣より策定要請された「公共施設等総合管理計画」といった、国からの要請にも応えるものとして策定します。



※【公共施設の保全・更新に関する本市のこれまでの取組】

- ・平成 12 年度 **公共施設の長寿命化 ー基本方針ー**を策定  
長寿命化によるライフサイクルコストの低減などの取組を開始。この基本方針を受け、13 年度に公共施設の目標耐用年数を設定。  
例) 公共建築物の目標耐用年数は原則として 70 年以上。
- ・平成 13 年度 **ストックマネージャー制度**を創設  
各局が所管する施設の長寿命化および適切な維持保全を推進するための責任者(ストックマネージャー)を各局に設置。22 年度には区にも設置。
- ・平成 14 年度 **公共建築物劣化調査**を開始  
緊急性の高いものを優先して計画的な保全対策を実施するために、建物や設備機器の劣化状況の調査を開始。
- ・平成 19 年度 **公共建築物保全データベース**を開発  
公共建築物の保全情報の共有を実現。次年度には個別施設ごとの保全コストを把握できる個別保全計画を作成。
- ・平成 20 年度 **横浜市公共施設の保全・利活用基本方針**を策定  
保有する公共施設の維持と有効活用を図ることを目的に、更なる効率化を進めるための基本事項をとりまとめ公表。取組方針に施設情報の公表も盛り込む。
- ・平成 24 年度 **横浜市公共建築物マネジメント白書**を公表  
築年数、規模、利用状況、管理や保全にかかる総コスト等、市が保有する公共建築物の実態を示し、課題と解決に向けた選択肢を提示。
- ・平成 26 年度 **横浜市公共建築物マネジメントの考え方**を公表  
必要なサービスを提供し続けるため、公共建築物に関する取組の基本的考え方や今後の取組の方向性を整理。

## 2 公共施設を取り巻く状況

### (1) 公共施設の状況

本市では、今日まで都市を形成する基盤として、また市民へのサービス提供の場として、多くの公共施設を整備してきました。その結果として、現在では都市基盤施設、公園：約 2,600 公園、下水道管きよ：約 11,800km、道路：約 7,600km、水道管：約 9,100km や公共建築物：約 2,600 施設（市営住宅：約 110 施設、学校施設：約 520 施設、市民利用施設：約 460 施設、社会福祉施設：約 310 施設等）など大量の公共施設を保有しています。

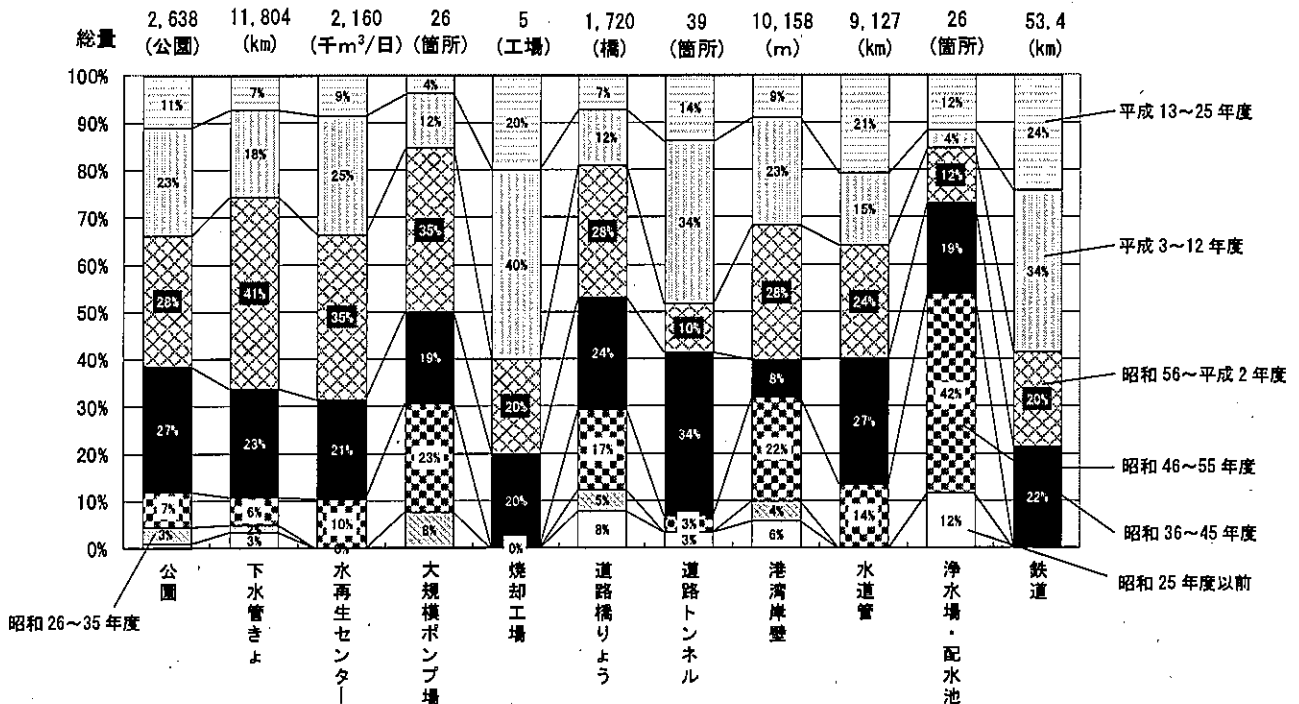


図 都市基盤施設の供用開始年代別割合

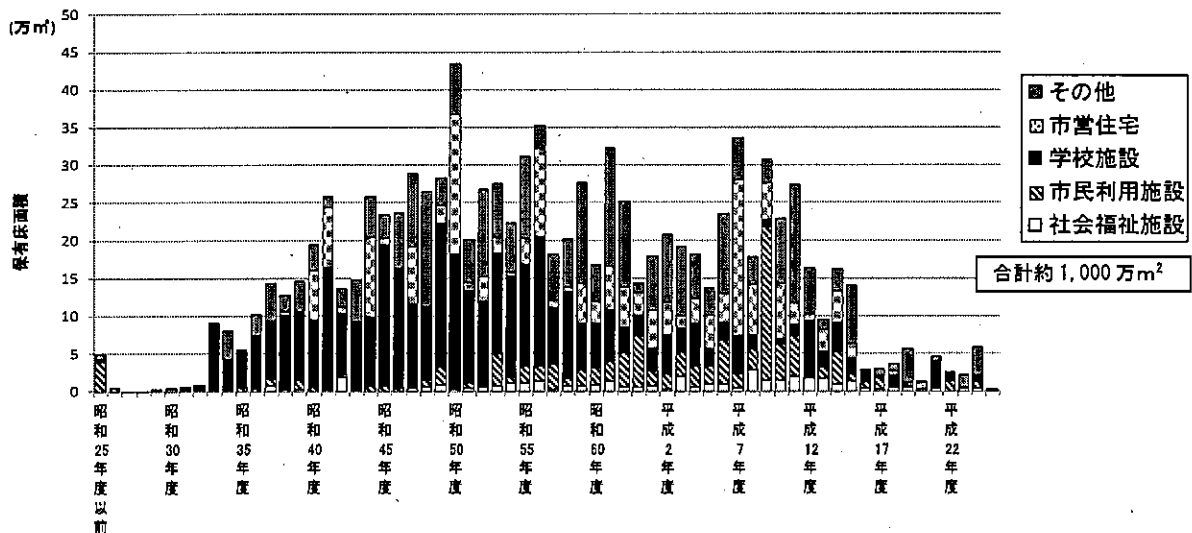


図 公共建築物の築年度別整備状況

図の  
要点

- ① 都市基盤施設の多くが供用開始後 30 年以上経過
- ② 公共建築物の多くが築 30 年以上経過
- ③ 昭和 30 年代に建築した学校施設は、平成 30 年後半から目標耐用年数である築 70 年を迎える



これら保有している施設は、昭和 30 年代半ばから平成の初めまでに集中して整備してきたため、その多くは整備後 30 年以上経過しており、老朽化が進行しています。

老朽化の進行は、施設に不具合が発生する確率が高くなり、本市においても、公園遊具や橋りょうに損傷が見つかり使用停止にした事例などが発生しました。このような公共施設の不具合は、人身事故の危険性だけではなく、市民へのサービス低下や社会的不安といったリスクにつながります。

公共施設の適切な維持管理を通じてリスクに対応することが必要です。

平成 23 年 3 月 11 日に発生し、未曾有の被害をもたらした東日本大震災を教訓に減災対策を推進するため、本市においても平成 25 年 4 月に「横浜市地震防災戦略」が策定されました。その中において、日常生活や経済活動、災害時の応急活動などを支えるため、公共施設の耐震化等が掲げられています。

表 「横浜市地震防災戦略」における公共施設の今後の防災対策（横浜市地震防災戦略より抜粋）

耐震化の内容	目標	目標年度
送・配水管の耐震化	15%→31%	平成 22 年度～平成 34 年度
基幹管路（導・送・配水本管）の耐震適合	61%→67%	平成 22 年度～平成 27 年度
老朽橋の架替えを除く橋梁の地震対策	（完了※）	～平成 34 年度
耐震対策がとられていない区庁舎の耐震化	3 区	～平成 27 年度
市立学校の耐震対策	全学校	～平成 27 年度
防災機能を備えた公園整備	2 箇所	～平成 34 年度
物流機能維持用耐震強化岸壁	-	～平成 34 年度

※「横浜市地震防災戦略」には未記載

## (2) 人口の推移・推計

本市の人口は昭和35年以降の急増期を経て、今後も平成31年までは緩やかに増加し、その後、減少に転じると見込まれています。現時点においても15歳から64歳までの生産年齢人口は既に減少しており、今後も減少を続ける見込みです。

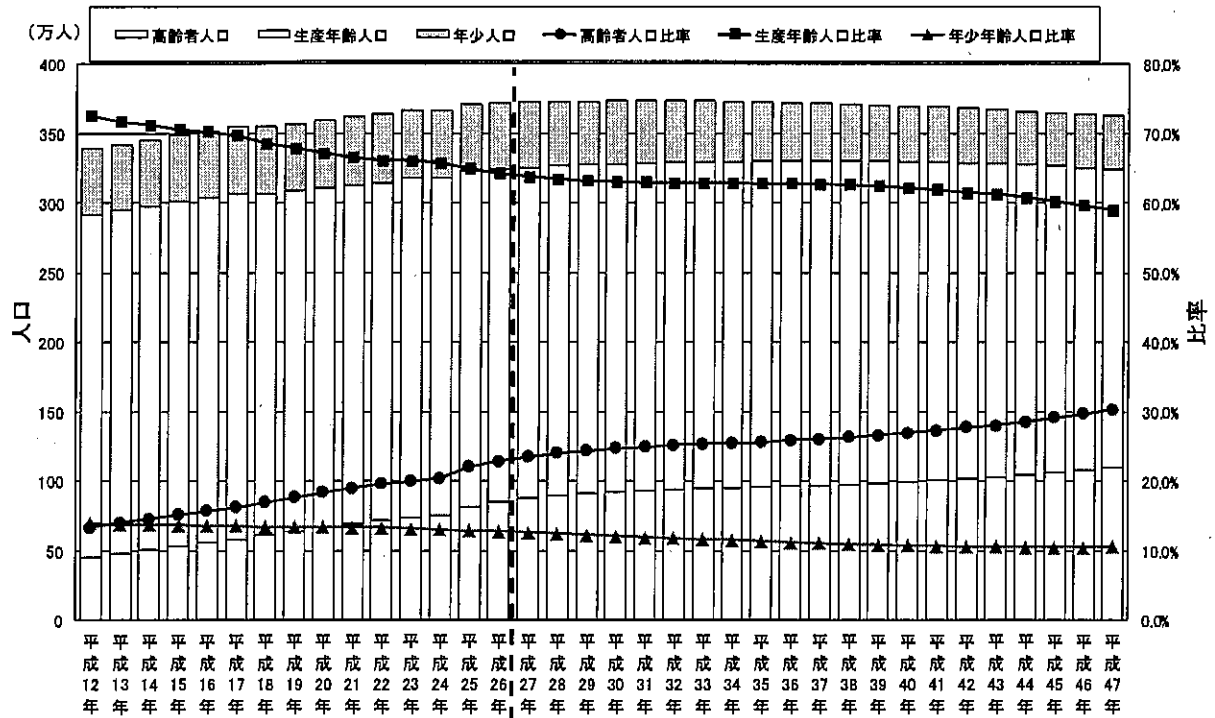


図 横浜市の人口推計 (横浜市平成24年将来人口推計より作成)

**図の  
要点**

- ① 高齢者人口・比率の増加 (平成47年までに約1.3倍に増加、約30%を占める)
- ② 年少人口・比率の減少 (平成47年までに約20%減少)
- ③ 人口は平成31年をピークに減少

### (3) 財政に係る状況

本市の平成26年度における当初歳入予算額は1兆4,182億円です。内訳としては、扶助費が4,159億円と最大であり、以下金額の大きい順に行政運営費、人件費、繰越金、公債費、施設等整備費と続きます。歳出総額は増加傾向にあります。

歳出総額の増加傾向の要因として扶助費の増加が挙げられ、17年度から26年度にかけて2,302億円から4,159億円に(約81%)増加しています。一方、公共施設の整備や修繕等にかかる施設等整備費は減少傾向にあり、平成17年度から26年度にかけて2,411億円から1,835億円に(約24%)減少しています。

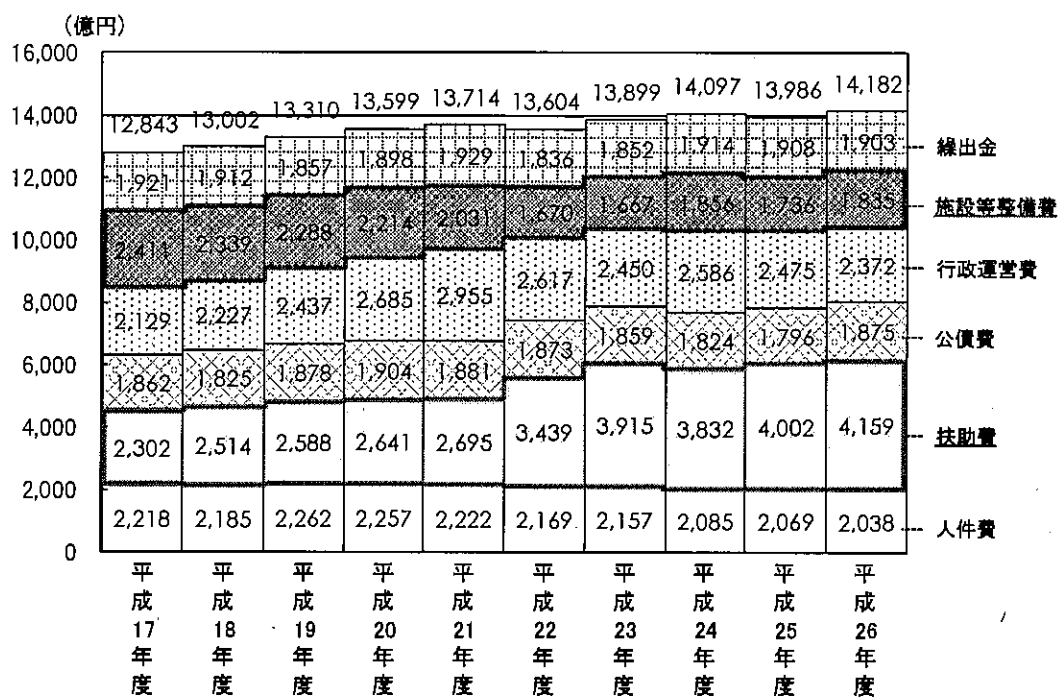


図 一般会計歳出の内訳と推移 (財政局 財政課)

図の  
要点

- ① 施設等整備費は減少傾向 (10年前から24%減少)
- ② 扶助費は増加傾向 (10年前から81%増加)

平成 23 年度に試算した今後 20 年間の全会計全体における公共施設の保全費（建替費を含む）の将来推計額は、総額が約 3 兆 3,450 億円であり、内訳は一般会計が約 1 兆 7,950 億円（53.7%）、公営企業会計が約 1 兆 5,420 億円（46.1%）、特別会計が約 80 億円（0.2%）です。

一般会計、企業会計、特別会計の全会計のうち、一般会計における公共施設の保全費（建替費を含む）は、時間計画保全\*の考え方に基づく将来推計の結果、24 年度から 20 年間で総額約 1 兆 7,950 億円です。施設の用途別の分類では、学校施設（教育委員会事務局）の約 5,180 億円が最大の割合（29%）を占めており、この他の主な用途としては、市民利用施設等（建築局等）の約 4,640 億円（26%）、道路（道路局）の約 3,830 億円（21%）、公園施設等（環境創造局）の約 1,640 億円（9%）などが挙げられ、これら 4 分類だけで本市全体の費用のうち 8 割以上を占めています。

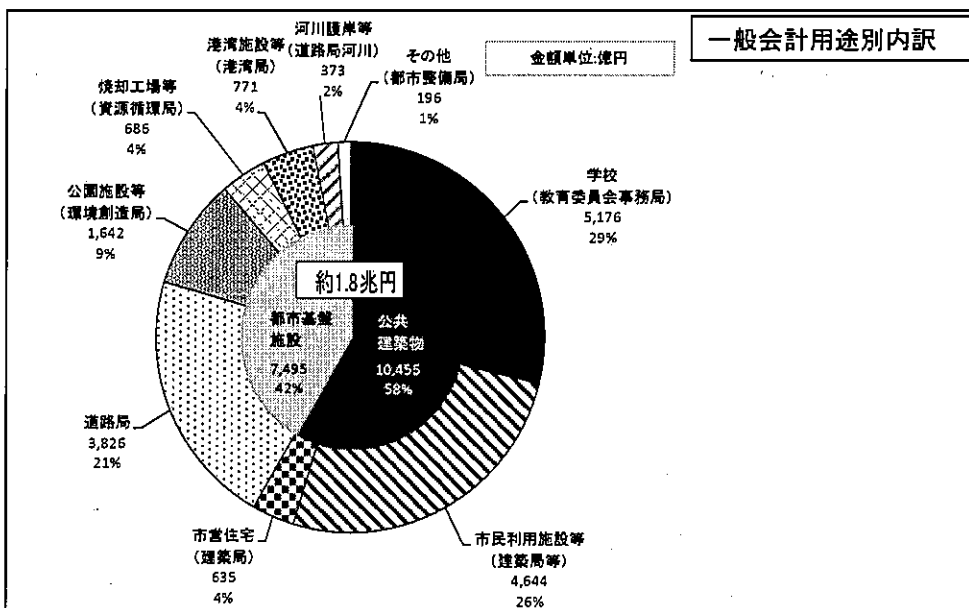
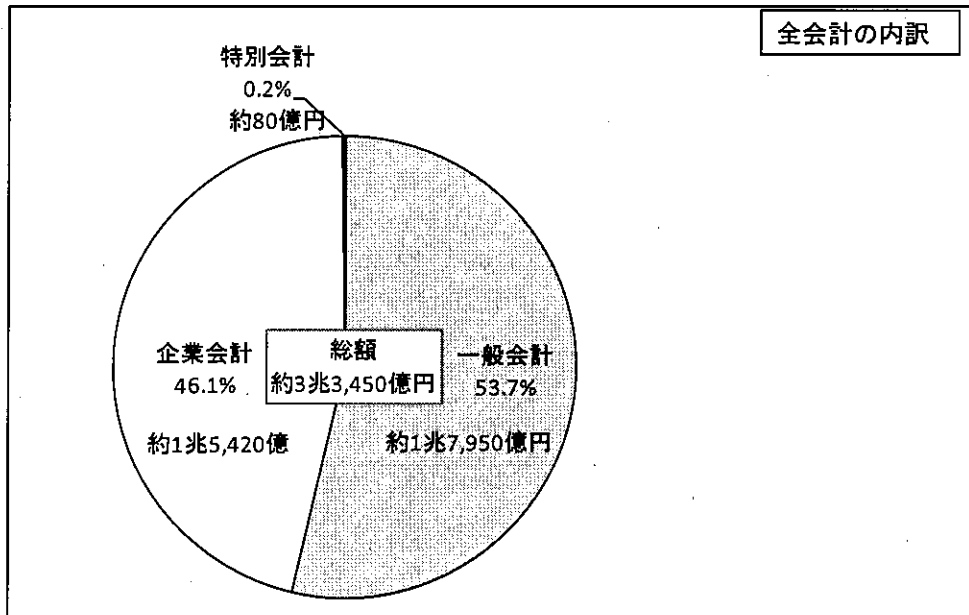


図 公共施設の保全費の将来推計（横浜市公共建築物マネジメント白書 平成 23 年度推計）

図の  
要点

- ① 一般会計における学校施設は約 5,180 億円で全体の 29% を占める
- ② 一般会計における学校施設、市民利用施設等、道路、公園施設等の 4 用途で市全体の 80% 以上を占める

また、時間計画保全\*による保全費の将来推計の年平均額は約 850 億円（建替費を含まない。含む場合は約 900 億円）となります。状態監視保全\*による取り組みにより平成 26 年度における予算（25 年度 2 月補正を含む、建替費は含まない）は約 640 億円となっていますが、今後も厳しい状況が予想されます。

一方で公共施設は、今後も市民生活や経済活動向上のための新たな整備が求められており、これらの施設についても供用開始後に保全・更新費が必要となります。

※ 予防保全のタイプ	概 要
時間計画保全	推奨された周期で更新・修繕を行うため、不具合（故障）のリスクが小さく、突発的な費用負担が生じず、保全費用の平準化につながる一方で、状態監視保全に比べ多額の費用を要するものです。
状態監視保全	時間計画保全よりコスト抑制するため、劣化状態に着目し、早急な対応が必要な部分から更新・修繕を行います。これを可能とするための膨大なデータ管理が必要となります。

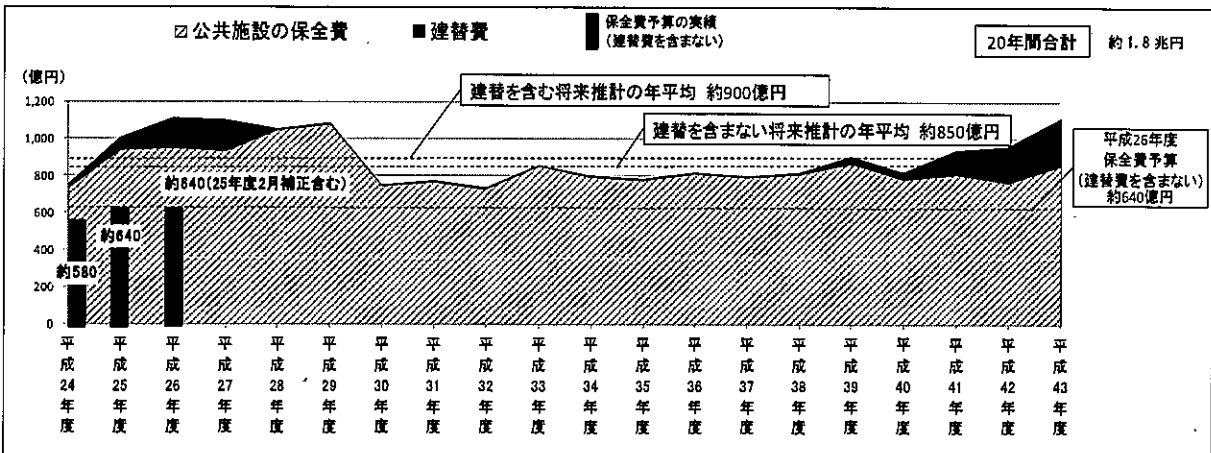


図 年度別公共施設の保全費の将来推計（一般会計）（横浜市公共建築物マネジメント白書より作成）

**図の要点**

- ① 建替を含まない将来推計の年平均は 850 億円
- ② 平成 24 年度から 26 年度は安全確保上必要な予算としている。点検に基づき使用を継続した部材は後々に保全工事が必要
- ③ 公共建築物を目標耐用年数である築 70 年で建替える場合、平成 30 年代後半から建替が始まり、一時期に集中して大量の建替の必要が生じる

#### (4) 担い手の状況

全国の建設業就業者数は、平成7年の国勢調査では663万人をピークに22年の国勢調査では447万人まで(32.6%)減少しています。また、建設業就業者の内、55歳以上が就業者数の30%以上を占め、加えて29歳以下の建設業への就労率も全産業と比べて低い傾向にあります。

本市内の建設業就業者数においても全国と同様の傾向であり、7年の国勢調査の約17万人をピークに22年の国勢調査では約11万人まで(34.9%)減少しています。また、全産業と比べて55歳以上の割合が4%以上高く、29歳以下の割合が7%以上低くなっています。

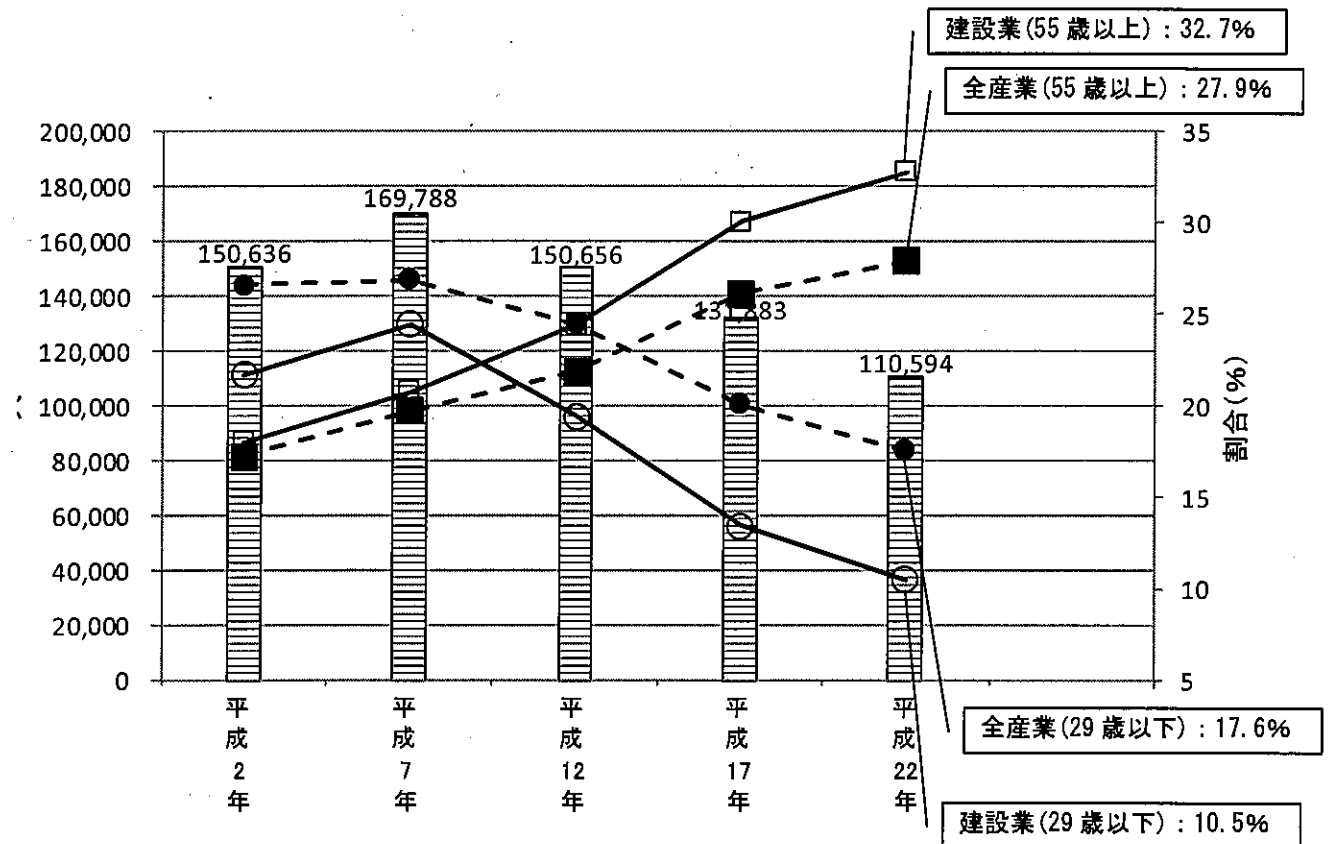


図 横浜市を従業地とする建設業就業者数の推移 (国勢調査より作成)

**図の要点** ① 横浜市の建設業就業者数は平成7年から22年にかけて約6万人(34.9%)減少し、全産業と比べて55歳以上の割合は高く、29歳以下の割合は低い

本市役所における保全・更新に携わる主な技術職員（土木、建築、電気、機械、造園職）は、団塊の世代の大量退職に伴う知識・技術の損失や新採用職員の増加による世代構成のアンバランスが生じるなど、今まで以上に、知識・技術の伝承や、経験の蓄積が課題になっています。

また、知識・技術の伝承が課題となっている中、診断の基礎となる点検は、現在においては主に目視による作業が主体となっています。国では ICT などを活用した効率的・効果的な新たな点検技術の開発・導入が進められています。

施設管理部署によって公共施設の基本情報や点検結果が電子化されておらず、データベースの構築や一元管理にばらつきがあり、施設管理に関して情報共有が十分ではない状況となっています。

本市では地域活性化の推進や質の高い公共サービスの提供などを目的として、PFI や指定管理者制度、広告事業・ネーミングライツの導入などの公民連携に取り組んできました。今後は、さらに民間の能力や創意工夫が発揮されるよう、より一層、公民連携を推進していくことが求められています。

### 3 課題

「2 公共施設を取り巻く状況」を踏まえ、施設の保全・更新などを計画的、総合的に推進するために課題を整理します。

#### 公共施設を取り巻く状況

##### (1) 公共施設の状況

- ・大量に保有する施設の多くは老朽化が進行
- ・適切な維持管理によるリスク対応の必要性
- ・公共施設の耐震化等の推進

##### (2) 人口の推移・推計

- ・高齢者人口・比率の増加
- ・年少人口・比率の減少
- ・人口は平成31年をピークに減少

##### (3) 財政に係る状況

- ・扶助費が増加傾向の一方で施設等整備費は減少傾向
- ・安全確保上必要な予算を確保しつつも、今後、保全・更新需要が増加

##### (4) 担い手の状況

- ・公民ともに担い手が減少
- ・建設業は全産業と比べてベテランの割合が多く、若手の割合が少ない
- ・施設情報の電子化、データベース化など、一元管理が不十分
- ・今後、より一層の公民連携推進が必要



#### 課題

(1) 継続的な安全の確保

関連

(2) サービス提供における  
将来の不確実性への対応

関連

(3) 取組推進の基礎となる効率と効果の追求



## (1) 継続的な安全の確保

公共施設の老朽化が進む中、市民生活や経済活動などの安全・安心を確保するため、都市を支える公共施設は常に健全に保つ必要があります。そのためには、厳しい財政状況の中、計画的・効率的に保全・更新を行う必要があります。

また、地震等の災害時においては、市民・利用者への被害を最小限に抑えるとともに、災害後の復旧・復興に速やかに取組むため、公共施設には想定される災害に応じた防災機能が確保されていることが必要です。

## (2) サービス提供における将来の不確実性への対応

少子高齢化の進展や人口減少社会の到来により、市民のライフスタイルが変化し、それに伴い市民ニーズが変化することが予想されます。

これら将来の不確実性に対して、必要とされる機能やサービスを継続的に提供していくため、保有施設の効率的かつ効果的な利活用や不断の管理・運営改善、加えて従来の手法にとられない柔軟な対応が必要です。

## (3) 取組推進の基礎となる効率と効果の追求

厳しい財政状況や保全・更新を担う技術者が減少している中、将来にわたって継続的に施設の保全・更新を行っていくためには、取組の基礎となる経営資源を効率的かつ効果的に最大限活用できる環境を整える必要があります。

そのため、施設情報等を一元管理するデータベースの構築や局間連携体制の強化、担い手の確保、職員の人材育成とそれを活かす体制作り、更には新たな財源の確保やさらなる公民連携の推進などに取り組む必要があります。

## 4 基本方針

「3 課題」を踏まえ、「横浜市中期4か年計画 2014～2017」における「未来のまちづくり戦略」や施策 31 を推進するため、長期的な視点にたち（概ね 20 年を見据え）つつ、公共施設の安全確保や長寿命化を柱とした保全・更新を効率的かつ効果的に取り組むための基本方針を定めます。

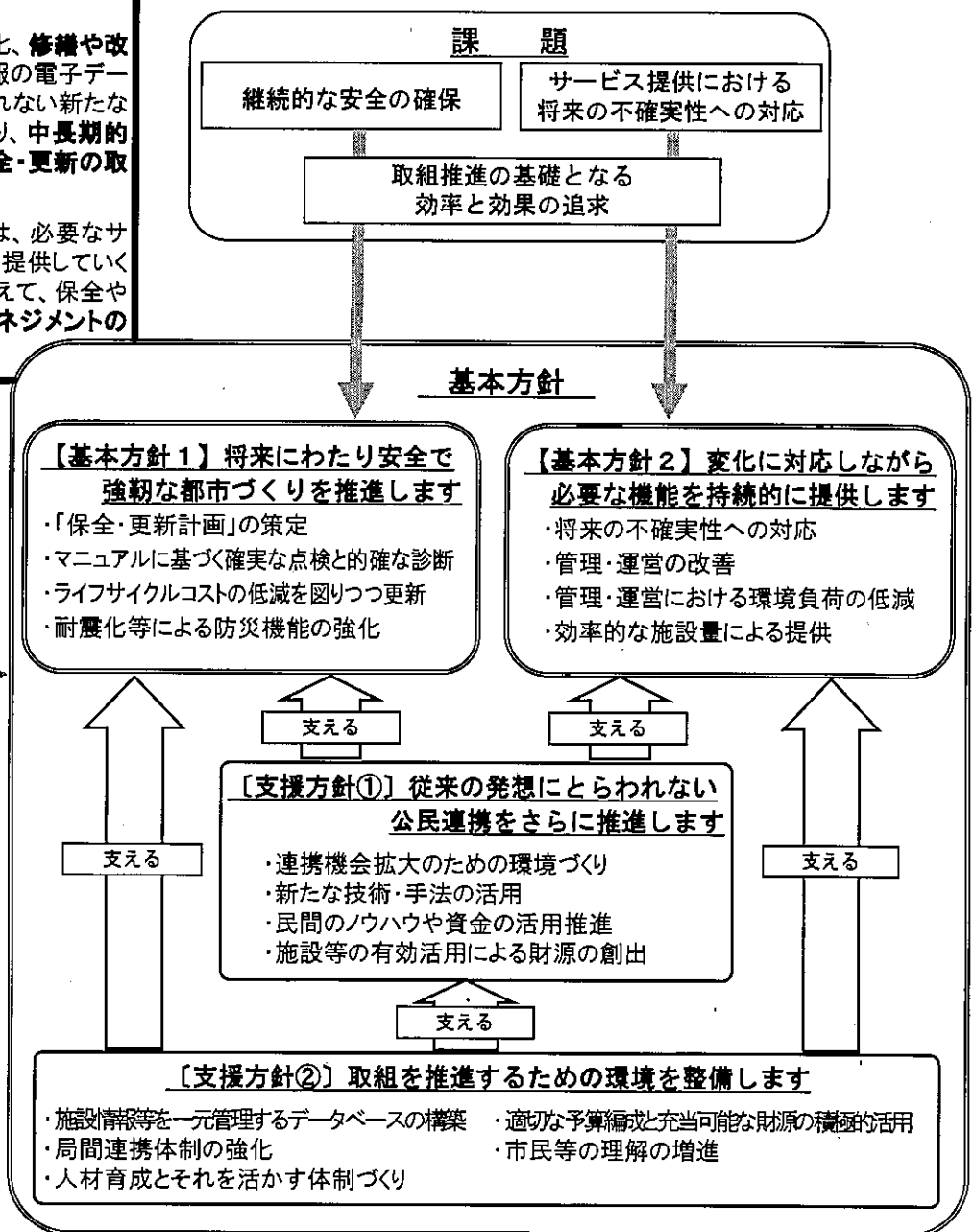
横浜市中期4か年計画  
2014～2017

「未来のまちづくり戦略」

【施策 31】： 施策の目標・方向性

- これまで以上に、**効率的・効果的に保全・更新**していきます。
- 公共施設の点検を充実・強化、**修繕や改修等の着実な実施**、施設情報の電子データ化や、既存の手法にとられない新たな維持管理手法の検討等により、**中長期的な視点に立った総合的な保全・更新の取組**をより一層推進します。
- 特に、公共建築物については、必要なサービスを持続的かつ効率的に提供していくために、将来の建替等も見据えて、**保全や再編整備等の公共建築物マネジメントの取組**を進めます。

推進



## 【基本方針1】将来にわたり安全で強靱な都市づくりを推進します

市民生活や経済活動などの安全・安心を確保するとともに、厳しい財政状況に対応することが必要です。

そのため、状態監視保全を基本として、保全・更新計画に基づき、計画的・効率的に公共施設の保全・更新に取り組みます。また、災害時に必要となる施設機能の確保や、緊急時の安全対策により、強靱な都市の実現を図ります。

### ・「保全・更新計画」の策定

施設の重要度や施設が損傷した際の周困への影響、長寿命化や取組の効率性などの観点から保全・更新等の取組を計画的に定める必要がある施設について、点検・診断、保全・更新などに関する具体的な実施方針として、「保全・更新計画」の策定を進めPDCAサイクルを構築します。

また、同一施設に対する非効率な投資を抑制するため、耐震改修などの実施時期とあわせた計画を検討し効率化を図ります。

### ・マニュアルに基づく確実な点検と的確な診断

日常点検や定期点検、詳細調査などの点検の充実や、新設・更新後に施設の初期状態を確認するための点検を行うこと、施設の状態を点検結果より診断し保全の優先順位付けを実施することにより、効率的な取組や施設の長寿命化につながります。

そのため、施設の特性に合わせたマニュアルの整備を進め、全ての施設において適切な点検や的確な診断に取り組みます。

また、日常の点検などにより施設の不具合や危険な状態を覚知した場合は、施設利用者に対する安全確保のため、使用中止や応急修理などの速やかな対応が実施できるよう、対応手順や体制の充実などを図ります。

### ・ライフサイクルコストの低減を図りつつ更新

施設の更新・建替を実施する際には、初期投資とのバランスを考慮しつつ、更新後の施設の長寿命化や保全費の低減に資する構造・形状・材料・設備の選択などライフサイクルコストの低減に配慮した計画とします。

### ・耐震化等による防災機能の強化

震災等の災害時においても市民・利用者への被害が最小限に抑えられるよう、施設の耐震化等の対策を進めます。

さらに、発災直後からその機能を確保する必要のある施設においては、より高度な防災機能の強化を進めます。

また、災害時の初期行動や応急対策の手順や体制など、公共施設の管理における災害対応力の強化も図ります。

## 【基本方針2】変化に対応しながら必要な機能を持続的に提供します

社会状況や市民ニーズ等の変化に対応しながら、必要なサービスや施設機能を持続的に提供する必要があります。

厳しい財政状況においてもサービスや機能を確保するため、施設における不確実性への対応、管理・運営の改善や環境負荷の低減、再編整備による施設の集約化や規模の効率化などを進めます。

### ・将来の不確実性への対応

将来の社会状況や市民ニーズ等の変化の把握に努め、提供しているサービス・機能について変化への適応を図ります。

また、施設の更新・建替の際には、変化に柔軟に適應できるよう、多目的に活用できる構造・形状の選定など将来の不確実性を考慮した取組を進めます。

### ・管理・運営の改善

利用状況や運営費等の運営に関する基礎情報を整理し、管理・運営状況を的確に把握することで、それらを踏まえた管理手法の工夫や利用者負担の適正化などといった管理・運営の改善につなげ、サービスの向上やコストの縮減、施設利用者数の増加等を図ります。

### ・管理・運営における環境負荷の低減

「横浜市地球温暖化対策実行計画」に基づき、省エネルギー設備の導入等を積極的に進め、エネルギー利用の抑制を図ることで、管理・運営費や環境負荷の低減を図ります。

### ・効率的な施設量による機能の提供

公共建築物を中心に、必要な機能の充足を基本とし、適切な機会を捉え、機能の集約化や転換、施設の縮小・廃止などといった再編整備を進めます。その際、既存施設の積極的な有効活用を図ります。

また、今後の施設整備にあたっては、より効率的な施設配置や規模となるよう計画の見直しを図ります。

## 〔支援方針①〕従来の発想にとらわれない公民連携をさらに推進します

厳しい財政状況が続く中、安全で強靱な都市づくりや、必要な機能の持続的な提供は、本市単独で進めていくことは難しく、また、これまで導入してきた公民連携の手法についても工夫が必要です。

そのため、新たな手法などの導入も含め、企業や団体等の民間の皆様と行政がともに取り組む、公民連携をこれまで以上に推進します。

### ・連携機会拡大のための環境づくり

民間と行政との対話の場や、民間から公民連携の提案を受け入れる窓口機能の充実を図ります。

また、公民連携の取組の積極的な発信や、保有施設に関する情報のオープンデータ化を進めます。

### ・新たな技術・手法の活用

ICTを活用した点検や、施設の長寿命化に資する材料、効率的な保全・更新の工法など、新たな技術について民間からの提案を求め、積極的に導入検討を進めることで、新たな技術の活用機会の拡大を図ります。

また、市内中小企業との連携を深めるため、効率的な保全・更新や管理・運営に資する新たな手法についても検討を進め、積極的な導入を図ります。

### ・民間のノウハウや資金の活用推進

新たな公民連携の仕組みを積極的に研究し、導入を進めるとともに、指定管理者制度等のPPPや市民・企業の社会貢献活動との連携など、既存の取組の導入拡大や制度の改善を進めます。

また、これまで以上に、施設を活用した広告事業やネーミングライツを推進することにより、民間資金の積極的な活用を進めます。

### ・施設等の有効活用による財源の創出

利用見込みのない未利用の土地・建物の民間への貸付・売却や、既存施設用地内もしくは再編整備などによって生じる余剰空間の貸付・売却、施設から生じる再利用が可能なエネルギー等の民間への売却など、施設の有効活用により積極的な財源の創出を進めます。

## 〔支援方針②〕 取組を推進するための環境を整備します

計画的かつ効率的・効果的な取組をさらに進めるためには、情報や人材、資金などの様々な経営資源の連動を図りながら、それぞれを最大限に活かすことが必要です。

そのため、情報共有の推進や、保全・更新や管理・運営等を担う人材の育成、効果的な体制づくり、財源のさらなる活用などの環境整備を進めます。

### ・施設情報等を一元管理するデータベースの構築

計画的な保全・更新や運営改善等を継続的に実施するため、施設諸元はもとより、修繕履歴や利用状況などに関する情報の蓄積や一元把握、比較等が容易に可能となるよう施設情報の電子データ化とデータベースの構築を推進します。

### ・局間連携体制の強化

ストックマネージャー会議を中心に、本行動計画等の進行管理や見直し、全庁的な課題への対応などを進めます。あわせて、施設の安全確保や長寿命化を柱とする保全・更新に関し共通する技術の相互協力や、管理・運営の改善手法についての情報共有などを進めるための体制の強化を図ります。

### ・人材育成とそれを活かす体制づくり

研修や現場経験、資格取得などを通じ、保全・更新や管理・運営、公民連携等を実施する際に必要となる職員ノウハウの向上を図ります。

また、ストックマネージャーを中心に、区局における保全・更新や管理・運営の総合的な取組を推進するための体制づくりを進めます。

加えて、ともに保全・更新の担い手となる、建設業を中心とした市内企業の人材確保に向けた取組を進めます。

### ・適切な予算編成と充当可能な財源の積極的活用

各年度の予算については、「保全・更新計画」や保全・更新費の将来推計などを踏まえ、点検・診断の結果に加え、施設の重要度や予算の平準化などを考慮し編成します。

また、市債や交付金など保全・更新に充当可能な財源に関する制度について積極的に活用するとともに、充当対象の拡大などについて研究を進めます。

さらに、交付金の制度改善に向けた取組や、民間資金を活用する公民連携などにより、財源の確保を図るとともに、地方財源の充実・強化にむけ、国に対して積極的に働きかけていきます。

### ・市民等の理解の増進

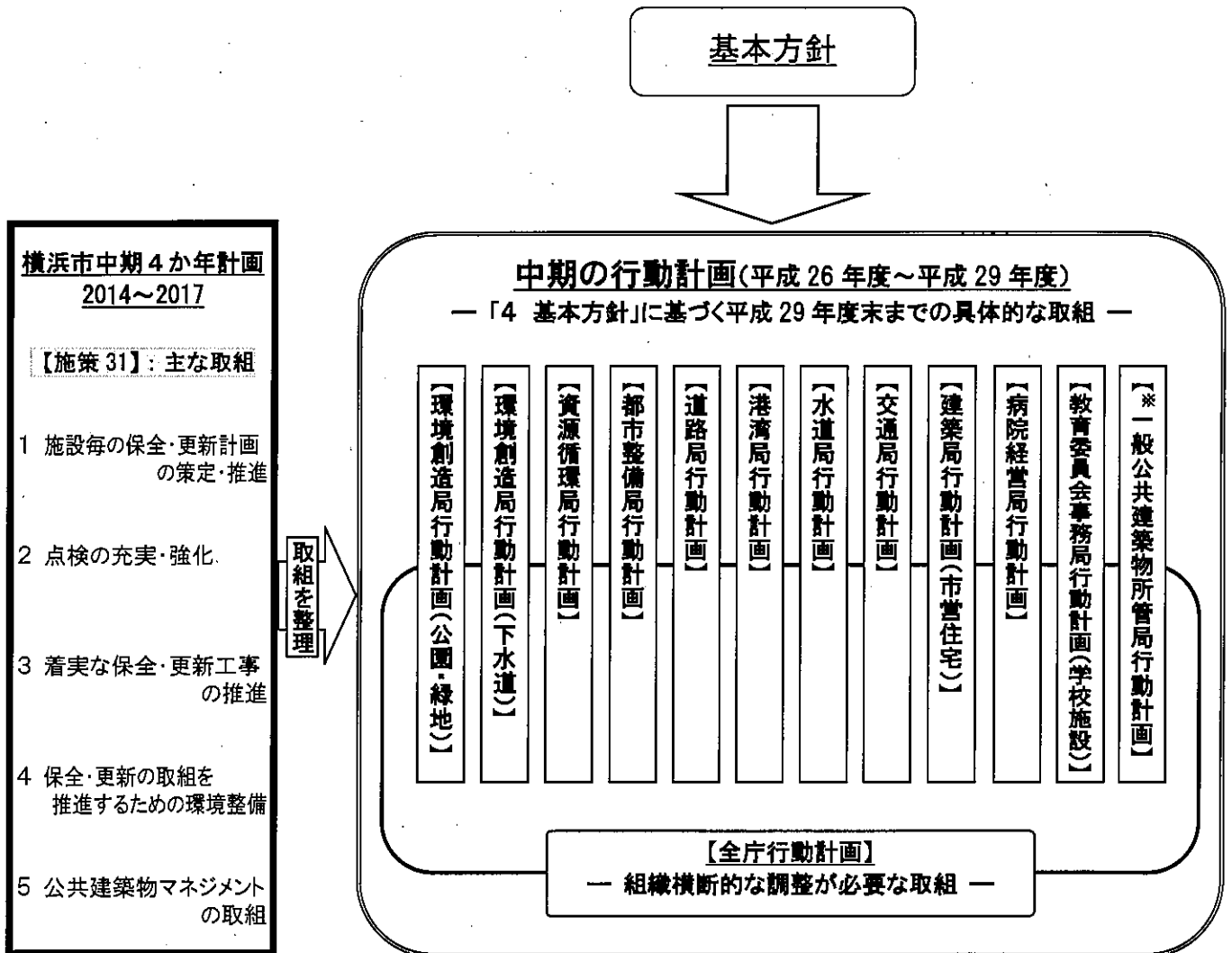
インターネット等の活用により、公共施設に関する様々な情報を積極的に公表するとともに、市民等との対話の機会を拡充することで、公共施設の保全・更新の取組の重要性について市民等の理解の増進を図ります。

## 5 中期の行動計画（平成 26 年度～平成 29 年度）

「4 基本方針」に基づき、保全・更新の取組を推進するため、平成 29 年度末までの取組内容を中期の行動計画として整理します。

各局にストックマネージャーが設置されていることから、施設の特性に応じた各局の取組を「局行動計画」として整理します。

また、「局行動計画」の推進を支え、組織横断的な調整が必要な取組を「全庁行動計画」として整理します。



### ※ 一般公共建築物所管局

政策局、総務局、財政局、市民局、文化観光局、経済局、こども青少年局、健康福祉局、消防局、教育委員会事務局（学校施設を除く。）

## (1) 局行動計画

「基本方針」および「支援方針」に基づき、点検の充実・強化や、着実な保全・更新工事の実施、記録や情報管理など、施設の特性に応じた保全・更新のサイクルを構築するため、平成 26 年度～平成 29 年度の期間に実施する各局の取組を「局行動計画」として整理します。

### 各「局行動計画」の構成

#### 〇〇〇局行動計画

##### 1 施設の現状と課題

###### (1) 保有施設量・築年別整備状況

各局が保有している施設量や規模、それらの整備経過を明らかにしています。

###### (2) 取組状況と課題

【基本方針 1、2】およびそれぞれを支える〔支援方針①、②〕にかかる取組状況や課題を整理しています。

##### 2 必要施策に係る取組の方向性

###### (1) 「保全・更新計画※」を策定する施設

策定済み、策定中、今後策定する保全・更新計画を記載しています。

###### (2) 実施する取組

「1 (2) 取組状況と課題」で整理した課題等を踏まえた取組を、【基本方針 1、2】および〔支援方針①、②〕ごとに整理しています。

#### ※保全・更新計画とは

施設の重要度や施設が損傷した際の周囲への影響、長寿命化や取組の効率性などの観点から保全・更新等の取組を計画的に定める必要がある施設について、点検・診断、保全・更新などに関する具体的な実施方針



# 環境創造局行動計画（公園・緑地）

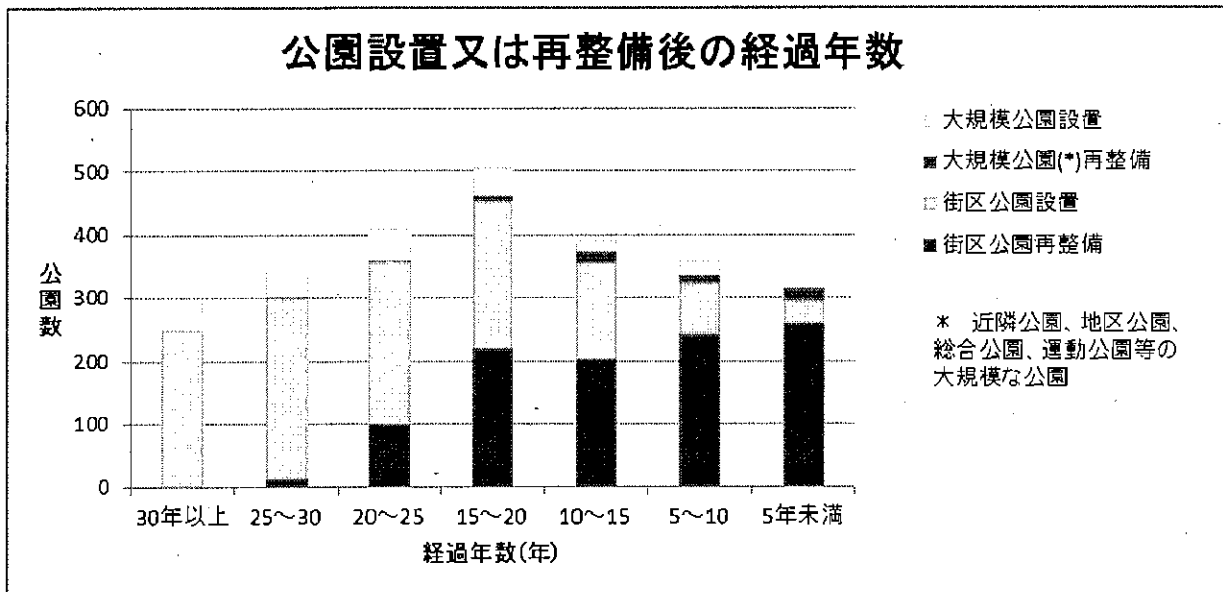
## 1 施設の現状と課題

### (1) 保有施設量・築年別整備状況

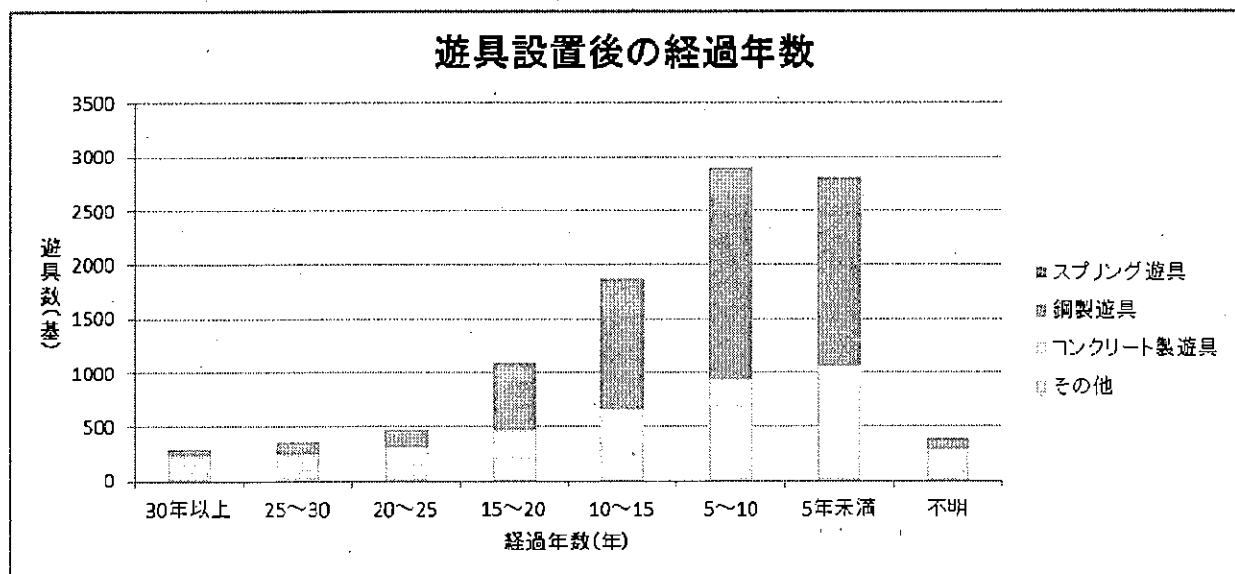
本市が保有する公園（都市公園）の総数は2,638公園（平成26年3月時点）です。

公園施設には、遊具（約10,000基）、ベンチ（約20,000基）、水飲み（約3,000基）、照明灯（約14,000基）等の一般的な公園施設や、便所、管理棟等の一般建築物、陸上競技場・球技場、古民家、西洋館、動物園施設等の特殊建築物、橋りょう等の大規模な土木構造物等があり、設置数が多く、種類も多岐に渡っているという特徴があります。

公園の設置又は再整備後の経過年数についてみると、15～20年経過しているものが最も多く、25年以上経過しているものは640公園（約24%）となっています。



また、公園施設の内、遊具については安全上の観点から適宜更新を行っていることもあり、設置後15年未満のものが施設数の74%を占めています。

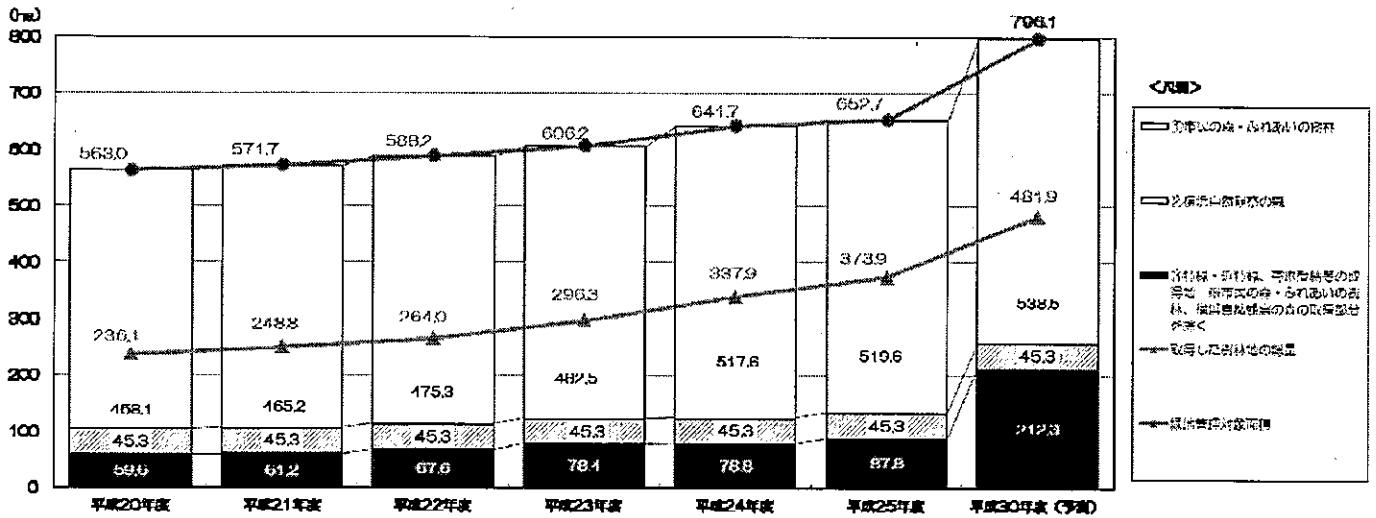


緑地には、市民の森（40 か所、500ha）、ふれあいの樹林（14 か所、20ha）、市有緑地（85ha）等があります。

施設は園路、柵、ベンチ等、自然散策のための必要最低限の整備を行っています。また、緑地によっては便所、ボランティア拠点施設等が設置されています。

なお、横浜みどりアップ計画による、市内に残る多くの民有樹林地の緑地保全制度への指定推進により、今後も管理対象地となる緑地の増加が見込まれています。

緑地管理対象面積の推移



(2) 取組状況と課題

対応する「基本方針」	取組状況と課題						
<p>【基本方針1】 安全で強靱な都市づくり</p>	<p>○ 公園の保全・再整備</p> <table border="1" data-bbox="435 338 1422 539"> <tr> <td data-bbox="435 338 592 405">大規模公園</td> <td data-bbox="592 338 1422 405">公園の位置付けや現地調査を踏まえた再整備計画を策定し（平成23年度）、計画に基づき大規模な施設改良を実施しています。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 405 592 472">街区公園</td> <td data-bbox="592 405 1422 472">設置後約25年が経過した公園についてリフォーム工事（全面的な施設更新）を実施しています。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 472 592 539">公園施設</td> <td data-bbox="592 472 1422 539">安全規準への適合状況や施設点検の結果に基づき、適宜施設の改修、更新を実施しています。</td> </tr> </table> <p>現時点では概ね再整備や施設改修は適切に実施できていますが、今後の施設の増加を見据え、より計画的、効率的に実施していくことができるよう、維持管理体制の確保が必要です。</p> <p>大規模公園については、全面的な再整備が難しく、改修工事に複数年を要するため、他の事業との調整を図りながら、より計画的に実施していくことが必要です。</p> <p>また、一般建築物（延べ面積100㎡以上）については、長寿命化対策事業により保全・更新を進めています。</p> <p>○ 「公園施設点検マニュアル」に基づき、年4回の施設点検を実施しています。 この点検とは別に、照明灯は年1回（街区公園は隔年）電気設備業者による点検を実施しています。</p> <p>○ 平成18年度に策定された「横浜市耐震改修促進計画」に基づき、公園内の建築物の耐震化を進めています。平成25年度までに対象建築物17棟の内15棟の改修を進めてきました。また、日産スタジアムの観客席上部や正面入り口の天井が特定天井に該当するため、脱落対策を進める必要があります。</p>	大規模公園	公園の位置付けや現地調査を踏まえた再整備計画を策定し（平成23年度）、計画に基づき大規模な施設改良を実施しています。	街区公園	設置後約25年が経過した公園についてリフォーム工事（全面的な施設更新）を実施しています。	公園施設	安全規準への適合状況や施設点検の結果に基づき、適宜施設の改修、更新を実施しています。
大規模公園	公園の位置付けや現地調査を踏まえた再整備計画を策定し（平成23年度）、計画に基づき大規模な施設改良を実施しています。						
街区公園	設置後約25年が経過した公園についてリフォーム工事（全面的な施設更新）を実施しています。						
公園施設	安全規準への適合状況や施設点検の結果に基づき、適宜施設の改修、更新を実施しています。						
<p>【支援方針①】 公民連携をさらに推進</p>	<p>○ 「公園施設長寿命化技術指針（案）」を平成25年に策定し、施設の更新期間の目安や、耐用年数の長い素材を用いるなど、長寿命化に配慮すべき事項を示しました。</p>						
<p>【支援方針②】 取組推進のための環境整備</p>	<p>○ 公園施設の設置・更新状況の情報の蓄積や、施設管理部署同士の情報共有を図るため、公園施設データベースを構築しています。 公園施設データベースと今後策定する長寿命化計画に、保全工事の結果を反映させるため、適切にデータの更新を進めていく必要があります。</p> <p>○ 既に保全・更新計画の対象としている個別の施設については、計画や施設の劣化状況に基づき必要な保全費を把握します。 また、公園緑地の施設管理部署の横断的な会議を開催し、予算の執行調整を行っています。 一方で、日産スタジアムのような特に規模が大きい基幹的な施設については、施設の老朽化に対応した計画的な保全費や、施設運営に必要な設備等の突発的な故障に対応できるような予算の確保が必要となります。 緑地の保全については、「横浜みどり税」を財源の一部として進める横浜みどりアップ計画によって買い取りや維持管理に関する予算的な措置が図られていますが、今後も増加する緑地を適切に保全することができるような継続的な措置が必要です。</p>						

対応する「基本方針」	取組状況と課題
〔支援方針②〕 取組推進のための環境整備	○ 職員の技術力向上のため、公園の施設の点検、データ作成、維持管理等に関する研修を適宜実施しています。
【基本方針2】 必要な機能の持続的な提供	○ 横浜らしい水と緑をまもり、つくり、育てるための、水と緑を一体的にとらえた総合的な計画である、「横浜市水とみどりの基本計画」（平成18年12月）に基づき、身近な公園（街区・近隣公園）について利用圏を考慮した計画的な配置を行う他、緑を保全すべき拠点や需要に応じて公園を配置してきました。 公園の配置に偏りがあるため、身近な公園についても充足していない地域があることが課題です。  ○ 日産スタジアムでは、保全だけではなく、様々な大規模イベント開催のための諸条件や利用者のニーズを踏まえた、機能向上のための対応も必要です。
〔支援方針①〕 公民連携をさらに推進	○ 既に有料施設のある公園や有料施設を中心として、指定管理者制度（80公園）、ネーミングライツ等の民間活力の導入を図っています。 また、公園愛護会を組織し、市民協働による維持管理を実施しています。 指定管理業務の実施状況について、市と指定管理者間でより一層の情報共有を図る必要があります。 また、公園愛護会活動においては、新たな担い手不足が課題となっています。
〔支援方針②〕 取組推進のための環境整備	○ 職員の技術力向上のための公園の維持管理等に関する研修を適宜実施しています。 一方、競技場・球技場や橋りょう等の特殊かつ大規模な建造物の保全について、高い専門知識を有する人材が不足しています。

## 2 必要施策に係る取組の方向性

### (1) 「保全・更新計画」を策定する施設

施設	計画名称	策定済み計画 策定年月	今後策定または 見直し予定年度	備考
都市公園	横浜市公園施設長寿命化計画	—	平成27年度	現在策定中。今後策定対象公園、個別施設を拡充予定。

\*緑地については「横浜市森づくりガイドライン」等を活用し、個々の植生等に応じた保全を行います。

(2) 実施する取組

対応する「基本方針」	実施する取組						
<p>【基本方針 1】 安全で強靱な都市づくり</p>	<p>○ 公園施設長寿命化計画の策定等を推進し、これに基づき計画的に保全工事を進めていきます。</p> <table border="1" data-bbox="443 376 1433 571"> <tr> <td data-bbox="443 376 608 421">大規模公園</td> <td data-bbox="616 376 1433 421">再整備計画を更新し、計画的に再整備を進めます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 421 608 495">街区公園</td> <td data-bbox="616 421 1433 495">計画策定後、個別施設の長寿命化を図ることで、再整備の目安を約 25 年であったものを 30 年以上に延伸します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 495 608 571">緑地</td> <td data-bbox="616 495 1433 571">倒木や施設の損傷等に対し、緊急に対応ができる体制を検討します。</td> </tr> </table> <p>緑地や植栽には防災・減災、生物多様性保全、ヒートアイランド現象の抑制、地下水かん養等の市民の暮らしを支える機能や、美しい街をつくる景観形成機能等、多様な機能があり、維持・保全の状態により、その機能の発揮状況は大きく変わってきます。緑地や植栽は適切な管理を行うことで成長し、価値も高まります。</p> <p>このため、維持・保全にあたっては、横浜みどりアップ計画に基づく「横浜市森づくりガイドライン」等による取組など、緑地・植栽のもつ特殊性を踏まえた取組を進めていきます。</p> <p>また、一般建築物（延べ面積 100 m<sup>2</sup>以上）については、引き続き長寿命化対策事業により保全・更新を進めていきます。</p> <p>○ 公園施設点検マニュアルについては、今後、国からの公園施設に関する点検の方向性や「遊具の安全に関する規準」（日本公園施設業協会）の 2014 年度版への改正を受けて内容の改定を行います。</p> <p>個別施設ごとの詳細な点検は遊具を中心に行っているため、植栽や大規模な土木構造物等についても同様に点検内容の充実を図る必要があります。</p> <p>特に橋りょう等については、施設の台帳を作成し、修繕履歴等の情報収集を図れるようにするとともに、国の点検要領等に対応した詳細な点検を実施できる体制を確立します。</p> <p>今後増加が予想される緑地の適切な維持管理に対応できるよう、巡視・点検体制の検討や点検マニュアルの策定を実施します。</p> <p>○ 引き続き「横浜市耐震改修促進計画」に基づき耐震化を進めます。また、「横浜市特定天井脱落対策事業計画」（平成 26 年度策定予定）に基づき、日産スタジアムの特定天井の脱落対策を進めます。</p>	大規模公園	再整備計画を更新し、計画的に再整備を進めます。	街区公園	計画策定後、個別施設の長寿命化を図ることで、再整備の目安を約 25 年であったものを 30 年以上に延伸します。	緑地	倒木や施設の損傷等に対し、緊急に対応ができる体制を検討します。
大規模公園	再整備計画を更新し、計画的に再整備を進めます。						
街区公園	計画策定後、個別施設の長寿命化を図ることで、再整備の目安を約 25 年であったものを 30 年以上に延伸します。						
緑地	倒木や施設の損傷等に対し、緊急に対応ができる体制を検討します。						
<p>【支援方針①】 公民連携をさらに推進</p>	<p>○ 施設の長寿命化を図るため、耐久性の高い材料等を使用し、また、施設全体の更新ではなく部分的な修繕を行う等の手法を積極的に取り入れます。</p> <p>さらに、事例を踏まえ新技術の導入を図ります。</p>						
<p>【支援方針②】 取組推進のための環境整備</p>	<p>○ 研修等により、施設管理部署においても保全工事の結果を反映し、適切にデータベースの更新ができるよう体制を強化します。</p> <p>また、緑地については施設のデータベース化と管理図面の充実を図ります。</p> <p>○ 公園施設長寿命化計画策定を進め、長期的に必要な保全費の平準化、推計を行うとともに、施設点検の結果に基づく実質的、短期的な保全費の把握を組み合わせ、優先度の高いものから対策を実施していきます。</p> <p>また、施設の保全工事に関するより一層の国費の確保に努めます。</p> <p>さらに、より広範囲に国庫補助事業が執行できるよう体制を検討します。</p>						

対応する「基本方針」	実施する取組
〔支援方針②〕 取組推進のための環境整備	○ 緑地の維持管理については、引き続き、森を管理する手法をまとめた「森づくりガイドライン」等を活用して、成果を実感できるように、効果的な取組みを進めます。また、継続的に樹林地を保全するための手法を検討します。
〔基本方針2〕 必要な機能の持続的な提供	○ 引き続き公園緑地の維持管理体制の充実を図ります。また、指定管理者のより適正な履行を確保するとともに、業務の点検・指導、事業評価などの仕組みを充実させていきます。また、公園愛護会の活性化に向け支援を引き続き行うとともに、公園再整備等の機会に利用促進や愛護会活動を広めるよう取り組みます。  ○ 公園や緑地には、防災・減災、生物多様性保全、ヒートアイランド現象の抑制、地下水かん養等の市民の暮らしを支える機能や、美しい街をつくる景観形成機能等の、多様な機能があります。 緑地においては、今後、施設の整備水準および管理水準を策定します。 公園においては、周辺地域の社会情勢や、利用状況の変化に柔軟に対応した公園を配置していきます。  ○ 日産スタジアムについては利用者のニーズを反映した機能向上を進めるとともに、大規模な大会開催の諸条件を整理し必要な施設整備を進めます。
〔支援方針①〕 公民連携をさらに推進	○ 指定管理者のより適正な履行を確保するとともに、業務の点検・指導、事業評価などの仕組みを充実させます。
〔支援方針②〕 取組推進のための環境整備	○ 引き続き日常業務を通じた能力開発や技術研修等により、専門的な分野に関する職員の技術力向上を図ります。さらに、施設の保全に関する技術を継続的に蓄積し、伝承していくための、研修等を専門的に実施できる組織体制強化について検討します。

# 環境創造局行動計画（下水道）

## 1 施設の現状と課題

### （1）保有施設量・築年別整備状況

本市が保有する主な下水道施設は以下の通りです。

- ・下水道管 : 約 11, 804km
- ・水再生センター※<sup>1</sup> : 11箇所
- ・汚泥資源化センター※<sup>2</sup> : 2箇所
- ・大規模ポンプ場※<sup>3</sup> : 26箇所

下水道事業では昭和 40 年代以降、特に昭和 55 年度から平成 6 年度の短期間において、市民からの要望により本市の重要施策の一つとして位置づけ、多額の投資を行い集中的に下水道施設を整備してきました。今後は、更新時期が集中的に到来し、再整備事業費・事業量が急激に増大することが見込まれており、将来の再整備を予測した計画的な対応が求められています。

※1 水再生センター : 下水道の汚水を浄化し、河川や海へ放流する施設

※2 汚泥資源化センター : 下水道の汚水を浄化する過程で発生する下水汚泥を資源化する施設

※3 大規模ポンプ場 : 各家庭などからの汚水を中継し水再生センターまで送る施設や雨水を河川などへ排水する施設

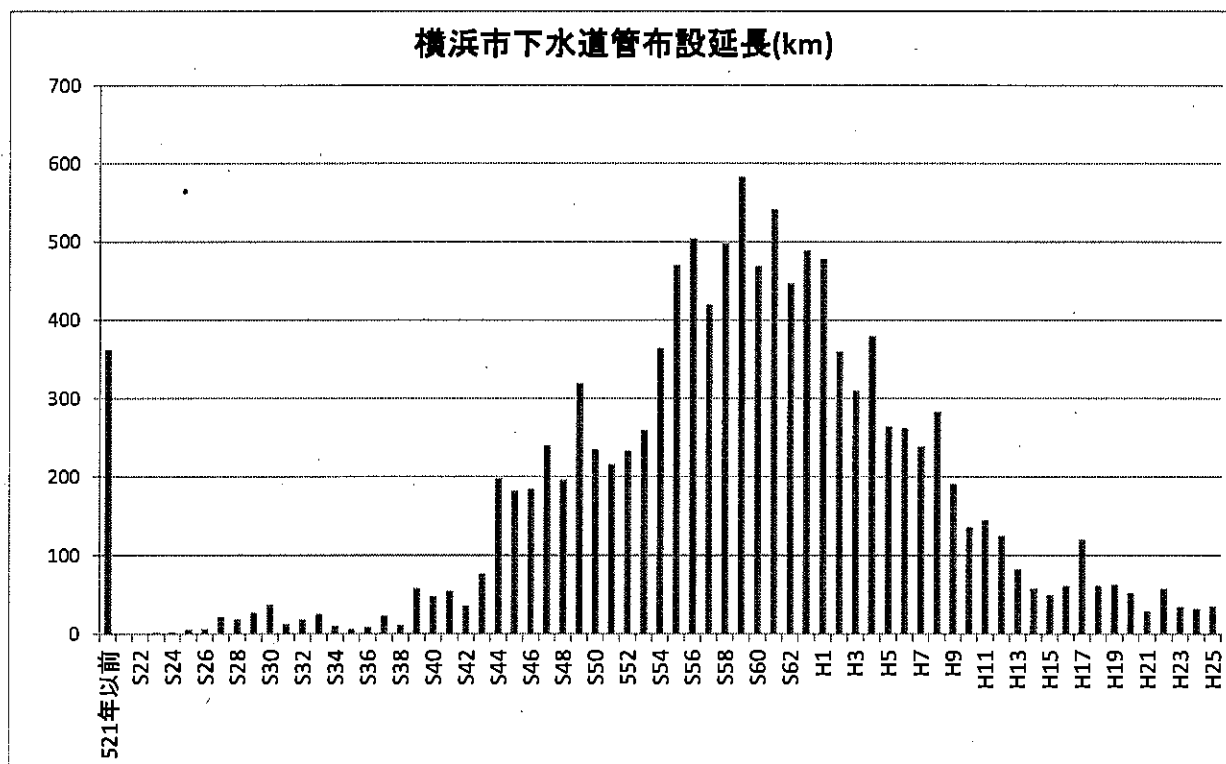


図 下水道管の年度別布設延長 (H25 年度末)

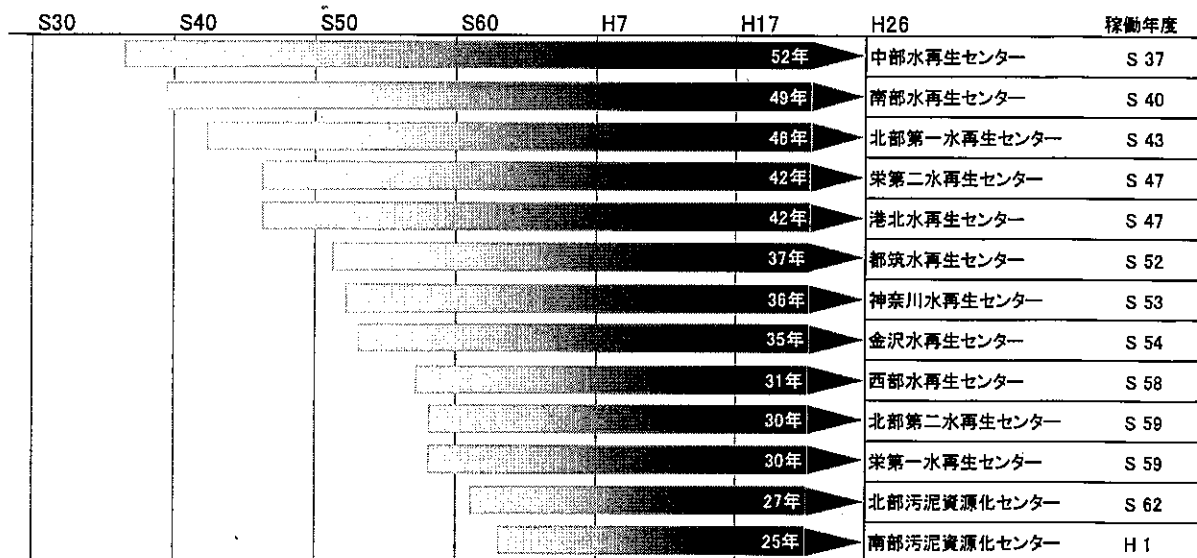


図 水再生センター・汚泥資源化センターの稼働年数 (H25 年度末)

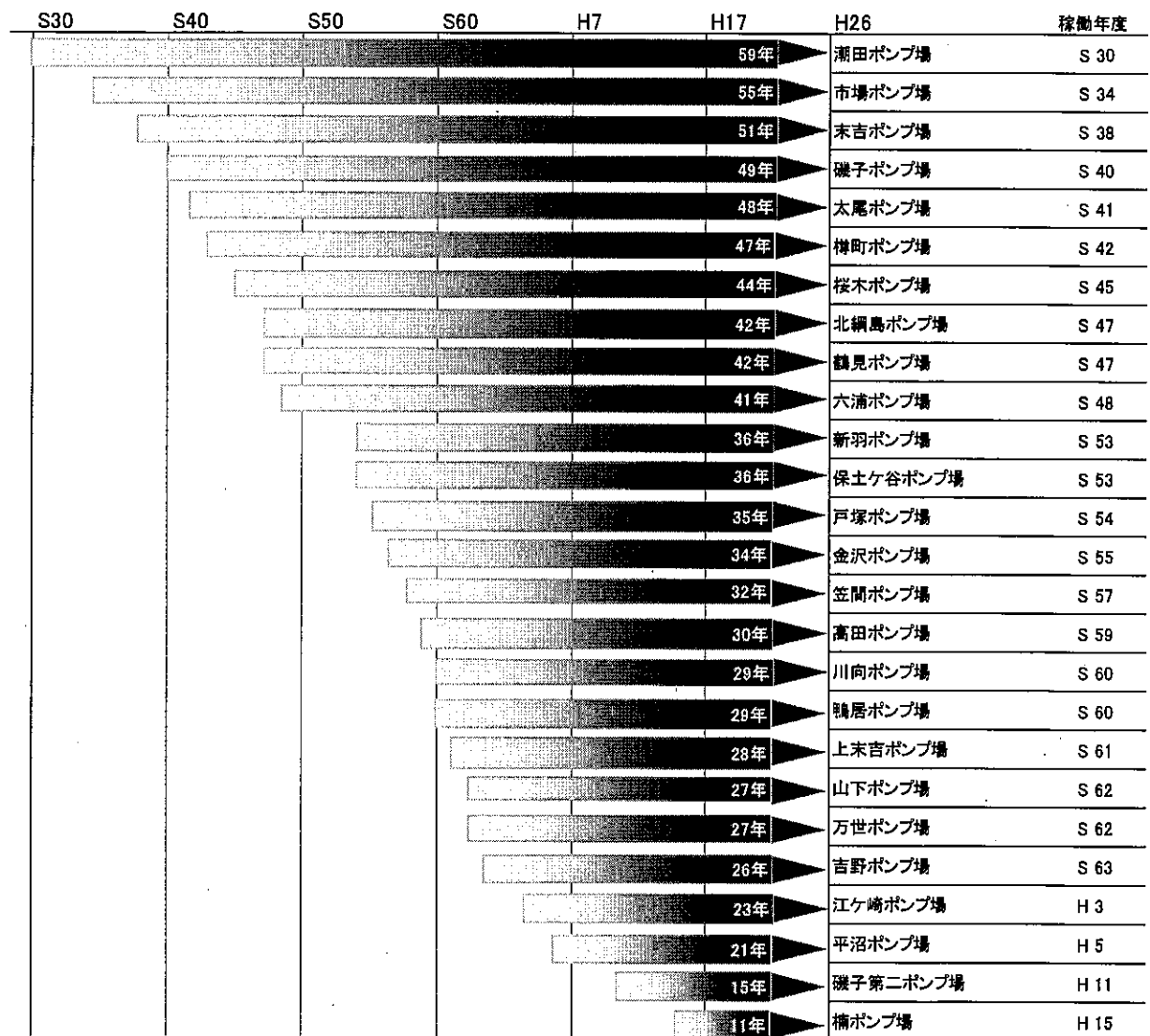


図 大規模ポンプ場の稼働年数 (H25 年度末)



(2) 取組状況と課題

下水道事業では、下水道事業中期経営計画 2014 に基づき、事業を実施しています。

対応する「基本方針」	取組状況と課題
<p>【基本方針1】 安全で強靱な都市づくり</p>	<p>○ 将来の再整備<sup>※4</sup> 事業費を予測するシミュレーションにより「長期再整備見通し」を作成し、今後 100 年間の再整備事業費を把握した上で、計画的に修繕・再整備を実施しています。</p> <p>具体的には、適切な維持管理（清掃・点検調査・修繕）を計画的に行い、施設の機能を維持し、施設の健全度や劣化状況の評価・予測を進め、予防保全型維持管理に取り組んでいます。</p> <p>水再生センター等の污水ポンプや脱水機などの電気・機械設備や最初沈殿池や沈砂池などの土木施設は、個別の長寿命化計画を策定し、これに基づき、計画的に再整備を進めています。</p> <p>下水道管については、古くから整備されてきた地区を第Ⅰ期（主に戦前に整備）・第Ⅱ期（戦後から概ね昭和 45 年頃に整備）再整備区域と定め、計画的に再整備を行っています。</p> <p>今後は、再整備事業の増大が予想され、事業が実施するための経営資源（人材・技術・財源）の確保が課題となります。</p> <p>※4 再整備：対象となる施設・設備の全部を取り換える「更新」と、部品の交換等により耐用年数を伸ばす「長寿命化」を含めた用語</p> <p>○ 各施設ともに予防保全の考え方に基づき計画的な清掃、点検・調査を実施しています。</p> <p>予防保全型のストックマネジメントを進めるため、台帳データベース等に点検調査結果を確実に蓄積していく業務プロセスを検討する必要があり、さらに、施設の劣化予測の精度を上げていく必要があります。</p> <p>また、供用中の下水道施設で、代替機能が確保できず、点検が困難な土木施設があります。</p> <p>○ 災害時においても、地域防災拠点等で安心してトイレが使用できるよう、拠点等への災害時下水直結式仮設トイレの整備や下水道管の耐震化を進めています。</p> <p>さらに、交通機能確保のため、緊急輸送路や鉄道軌道下の下水道管の耐震化も行っています。</p>
<p>【支援方針②】 取組推進のための環境整備</p>	<p>○ 施設の基本情報、清掃・点検結果および修繕・再整備の履歴を蓄積したデータベース化を行っており、効率的な維持管理や長寿命化計画等の策定に活用しています。データベース化された施設情報の精度向上やデータベース化されていない施設（土木施設、建築物等）への対応が必要となります。</p> <p>今後、再整備事業が増大する中で、限られた経営資源（人材・技術・財源）にてアセットマネジメントを進めていくためには、各データベースの連携・管理手法の検討など ICT を活用した取組を進め、業務の効率化を図る必要があります。</p> <p>○ 下水道事業中期経営計画 2014 に基づき継続的かつ安定的な予算の確保に努めています。</p> <p>今後、必要となる再整備事業費の増大が見込まれている一方、下水道使用料収入は減少傾向で推移することが予想されるため、引き続き支出削減および収入確保に取り組む必要があります。</p>

対応する「基本方針」	取組状況と課題
<p>〔支援方針②〕 取組推進のための環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 持続可能な下水道事業を進めていくため、再整備に関する支援の充実を国へ要望しています。</li> <li>○ 研修等を通じて下水道事業を担う職員として自らが備えるべき技術・ノウハウの定着を図っています。        今後はベテラン職員の退職を見据え、技術・ノウハウの継承と再整備事業の増大に対する経営資源（人材）の確保が課題となっています。</li> <li>○ 今後の再整備事業の取組みや課題のPRビデオを作成するなど、内外に積極的な広報を展開しています。</li> </ul>
<p>〔基本方針2〕 必要な機能の持続的な提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「長期再整備見通し」と財政的なシミュレーションの結果を踏まえながら、健全経営を維持するための効率的な事業の運営方法や事業に必要な財源等、幅広く検討し、効率的な運営・管理を進めています。        しかし、必要となる再整備事業費の増大が見込まれている一方、節水型機器の普及や、節水意識の向上等により使用料収入は減少傾向で推移しています。今後は、必要な財源、体制および事業手法などの経営面を踏まえた、アセットマネジメントを進めていく必要があります。</li> <li>○ 人口減少や節水意識の向上など、時代の変化を踏まえた下水道計画指針（平成21年度）の改定や、下水道管（雨水）が整備されるまでの間、浸水被害を防ぐために設置したポンプ場などの暫定施設の更新時に併せた、施設の廃止を含めた検討を行い、現有施設の適正化を図っています。        今後は人口減少が想定される中、気候変動なども考慮に入れた施設の「再構築ビジョン」の検討を行う必要があります。</li> </ul>
<p>〔支援方針①〕 公民連携をさらに推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 下水道施設の維持管理は、浸水被害の防除など市民生活の安全確保につながるものを除き、民間活力の導入を進めています。        具体的には、効率的な事業推進を図るため、水再生センター・汚泥資源化センターでの包括的管理委託の導入や、既存ストックの最大限の活用を踏まえた上で、下水汚泥燃料化、消化ガス発電および改良土等の事業でのPFI方式を採用し、効率的な運営を進めています。        今後の再整備事業の増大に対する経営資源（人材・技術・財源）の確保に対して、民間活力の導入検討を進めていく必要があります。</li> <li>○ 民間企業等と連携した研究などにより、新技術の開発にも取り組んでいます。膨大な再整備事業を効率的に進めるために必要となる技術開発を推進するため、研究フィールドの環境整備や、民間企業・大学等、研究者の誘致などに取り組み、民間などとの連携を更に強化する必要があります。</li> <li>○ 現在、下水処理過程で得られる処理水や汚泥、消化ガスを資源と捉え有効利用し、環境負荷の低減やコスト削減を図っています。また、水再生センターの施設上部を利用した太陽光発電を導入し、災害時には非常用電源として活用しています。</li> </ul>

## 2 必要施策に係る取組の方向性

### (1) 「保全・更新計画」を策定する施設

施設	計画名称	策定済み計画 策定年月	今後策定または 見直し予定年度	備考
下水道管	-	-	平成26年度	
水再生センター・汚泥資源化センター・ポンプ場：設備	横浜市下水道長寿命化計画 (水再生センター・ポンプ場)	平成24年5月	平成27年度	計画期間：平成25年度～27年度
水再生センター・汚泥資源化センター・ポンプ場： 土木・建築施設	横浜市下水道長寿命化計画 (水再生センター・ポンプ場 土木・建築施設)	平成25年9月 (当初) 平成26年8月 (第2回変更)	平成29年度	計画期間：平成25年度～29年度

### (2) 実施する取組

下水道事業では、下水道事業中期経営計画2014に基づき、事業を実施しています。

対応する 「基本方針」	実施する取組
【基本方針1】 安全で強靱な 都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、予防保全に基づき、修繕・再整備を計画的に実施していきます。 また、今後の再整備事業の増大を見据え、下水道サービスを持続可能とするため経営資源を考慮し、下水道事業全体での中長期的な計画（長期運営戦略・再構築ビジョン等）を策定します。</li> <li>○ 引き続き、予防保全の考え方にに基づき計画的な清掃、点検調査を実施します。 あわせて、維持管理における指針を作成します。 また、点検結果等のデータを確実に蓄積していくため業務プロセスの改善を検討します。さらに、予防保全の精度向上や点検が困難な施設に対して、施設の劣化予測システムの構築を検討します。</li> <li>○ 引き続き、災害時下水直結式仮設トイレの整備や下水道管の耐震化などの地震対策を進めていきます。</li> </ul>
【支援方針②】 取組推進のための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ データベース内の情報の精度向上を図り、データベース化していない施設（土木施設、建築物等）のデータベース化を進めます。 また、各施設のデータベースの連携や管理手法を確立し、効率的に利活用出来るデータベースシステムの検討を進めます。</li> <li>○ 再整備事業を含む下水道事業全体における中長期的な計画（長期運営戦略・再構築ビジョン等）（長期運営戦略・再構築ビジョン等）を策定し、継続的かつ安定的な予算の確保に努めます。 また、将来にわたり、下水道サービスを持続的に提供していく上で、アセットマネジメントを進めます。</li> <li>○ 引き続き、再整備に関する支援の充実を国へ要望し、安定的な経営資源の確保に努めます。</li> </ul>

対応する 「基本方針」	実施する取組
<p>〔支援方針②〕 取組推進のための環境整備</p>	<p>○ ベテラン職員の技術・ノウハウを組織的に継承していくとともに、経験豊富な職員の技術から事業運営に至るまで多様な研修等の機会を設け、明日の下水道事業を担うことのできる人材を育成していきます。</p> <p>再整備事業の増大に備え、業務プロセスの検討、人員組織の適正化、将来の担い手の確保に向けた検討、組織の強化・改良などの体制づくりの検討やデータベースシステム等のICTを活用した既存ストック情報を共有できる環境整備を進めていきます。</p> <p>○ 引き続き、効率的な事業運営や経営資源の確保に対して市民等の理解が得られるよう、今後の再整備事業の取組や課題を積極的に情報発信していきます。</p>
<p>〔基本方針②〕 必要な機能の持続的な提供</p>	<p>○ 施設の効率的な運営・管理を引き続き進めます。</p> <p>また、日常の維持管理業務から蓄積された情報や下水道事業の持つストックを最大限活用し、中長期的な計画（長期運営戦略・再構築ビジョン等）を策定するとともに、必要な財源、体制および事業手法などの経営面を踏まえた、アセットマネジメントを推進します。</p> <p>○ 施設を再構築する時点の要求性能や気候変動などの考慮に加え、人口減少などの将来の見通しも視野にいれた「再構築ビジョン」を策定し、効率的な運営を目指します</p>
<p>〔支援方針①〕 公民連携をさらに推進</p>	<p>○ 事業量の増加に対応していくための経営資源（人材・技術・財源）の確保に対して民間事業者などの様々なステークホルダーとの公民連携を含めた効率的・効果的な体制確保の方策を検討していきます。</p> <p>○ 研究開発のための環境などを整備して民間企業などと連携した技術開発を推進します。またこれらの開発した技術は積極的に国内外に展開し、経営資源の獲得も図ります。</p> <p>○ 引き続き、下水処理過程で得られる処理水や汚泥、消化ガス等を資源と捉え有効利用し、環境負荷の低減やコスト削減を図っていきます。</p>

# 資源循環局行動計画

## 1 施設の現状と課題

### (1) 保有施設量・築年別整備状況

資源循環局が保有する廃棄物等の処理施設は、ごみ焼却工場5工場（うち稼働4工場、バックアップ1工場）、資源化施設（缶・びん・ペットボトルを選別）4施設、輸送事務所（小型車で収集した家庭から出された燃やすごみを大型車に積替え）3施設、最終処分場排水処理施設8施設、建築物としては、ごみ収集事務所等24施設、公衆トイレ79施設、土木施設として橋りょう1橋、歩道橋2橋、トンネル2か所、神明台処分地の遮水擁壁など、多岐にわたっています。

ごみ焼却工場は、ごみ量の減少や、老朽化などにより廃止した工場もありますが、現在は、昭和59年度、平成7年度、11年度、13年度に稼働した4工場となっています。

資源化施設は、缶・びんの分別収集が本格実施となった平成5年度から7年度の間3施設、さらに収集量の増大に合わせて、10年度に緑資源選別センターB棟を増設し、14年度に金沢資源選別センターが新たに稼働しました。

輸送事務所は、ごみ焼却工場の建設やごみの減少を踏まえて統廃合を行い、現在は昭和62年度、平成3年度、6年度稼働の3施設があります。（図-1 参照）

なお、平成22年度から休止した保土ヶ谷工場は、現在バックアップ工場の役割を果たすとともに輸送事務所としての機能も持っていますが、本行動計画ではごみ焼却工場として取り扱います。

図-1 プラント施設稼働年数

プラント名	処理能力	供用開始	稼働年数	S45	S50	S55	S60	H1	H5	H10	H15	H20	H25
ごみ焼却工場	保土ヶ谷工場	H22休止 400t/d×3炉	昭和55年度	-									
	都筑工場	400t/d×3炉	昭和59年度	29年									
	鶴見工場	400t/d×3炉	平成7年度	16年									
	旭工場	180t/d×3炉	平成11年度	14年									
	金沢工場	400t/d×3炉	平成13年度	12年									
資源化施設	緑資源選別センター	A 資源ごみ 40t/5h(2系列) B 資源ごみ 35t/5h(2系列)	平成5年度	20年									
	戸塚資源選別センター	資源ごみ 60t/5h(2系列)	平成7年度	16年									
	鶴見資源化センター	資源ごみ 50t/5h(2系列) 他	平成7年度	16年									
	金沢資源選別センター	資源ごみ(受入能力) 30t/5h(1系列)	平成14年度	11年									
	輸送事務所	戸塚輸送事務所	200t/d (コンバクタ方式)	昭和62年度	26年								
神明台輸送事務所		500t/d (コンバクタ方式)	平成3年度	22年									
神楽川輸送事務所		400t/d (コンバクタ方式)	平成6年度	19年									

※稼働年数は平成25年度迄

現在埋立作業を行っている最終処分場は、平成5年度に開設した南本牧第2ブロック廃棄物最終処分場のみですが、これに続く南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場を平成29年度中の開設に向けて整備を進めています。また、川井処分地や神明台処分地など、埋立が終了した最終処分場6か所についても、適切な管理を行っており、これらの浸出水については、水質が安定的に放流基準を満足するまでの間、排水処理施設8施設において、処理を行っています。（図-2 参照）

収集事務所等は、昭和40年代後半から60年代前半にかけて16事務所を建設しており、建設後30年以上が経過した施設が24施設中12施設を占めています。（図-3 参照）

更に、橋りょう（斜張橋）、トンネル等土木施設についても、いずれも建設後30年を超過しています。（図-4 参照）

図-2 最終処分場埋立期間および排水処理設備稼働年数

施設名	処分場埋立期間	供用開始	稼働年数	S45	S50	S55	S60	H1	H5	H10	H15	H20	H25
				東本郷排水処理施設	昭和51年度～昭和53年度	昭和51年度	37年	東本郷処分場	■	■	■	■	■
川井排水処理施設	昭和44年度～昭和47年度	昭和47年度	41年	川井処分場	■	■	■	■	■	■	■	■	■
長坂谷排水処理施設	昭和48年度～昭和58年度	昭和48年度	40年	長坂谷処分場	■	■	■	■	■	■	■	■	■
下川井排水処理施設	昭和47年度～昭和50年度	昭和47年度	41年	下川井処分場	■	■	■	■	■	■	■	■	■
神明台7次排水処理施設	昭和48年度～平成22年度(神明台処分場全体)	平成8年度	17年	神明台処分場	■	■	■	■	■	■	■	■	■
神明台カルシウム除去施設	昭和48年度～平成22年度(神明台処分場全体)	平成元年度	24年	神明台処分場	■	■	■	■	■	■	■	■	■
アーク新構排水処理施設	昭和41年度～昭和45年度	平成16年度	9年	新構処分場	■	■	■	■	■	■	■	■	■
南本牧第2ブロック廃棄物最終処分場排水処理施設	平成5年度～	平成5年度	20年	南本牧第2ブロック廃棄物最終処分場	■	■	■	■	■	■	■	■	■
南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場排水処理施設	平成29年度(予定)～	平成29年度	-	南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場	■	■	■	■	■	■	■	■	■

※稼働年数は平成25年度

図-3 収集事務所等経過年数

施設名	延床面積	供用開始	経過年数	S45	S50	S55	S60	H1	H5	H10	H15	H20	H25
				観見事務所	1,689.7 m <sup>2</sup>	昭和51年度	37年	■	■	■	■	■	■
神奈川事務所	2,081.8 m <sup>2</sup>	昭和53年度	35年	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
西事務所	1,564.6 m <sup>2</sup>	昭和52年度	36年	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
中事務所	2,112.0 m <sup>2</sup>	昭和51年度	37年	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
南事務所	3,058.5 m <sup>2</sup>	昭和61年度	27年	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
港南事務所	1,200.1 m <sup>2</sup>	昭和49年度	39年	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
保土ヶ谷事務所	1,554.6 m <sup>2</sup>	昭和55年度	33年	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
旭事務所	1,822.1 m <sup>2</sup>	平成11年度	14年	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
磯子事務所	3,210.3 m <sup>2</sup>	平成7年度	18年	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
金沢事務所	1,767.2 m <sup>2</sup>	平成17年度	8年	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
港北事務所	1,775.6 m <sup>2</sup>	平成17年度	8年	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
都筑事務所	1,930.8 m <sup>2</sup>	昭和59年度	29年	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
緑事務所	1,767.7 m <sup>2</sup>	昭和54年度	34年	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
戸塚事務所	1,892.4 m <sup>2</sup>	昭和59年度	29年	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
栄事務所	2,269.5 m <sup>2</sup>	昭和51年度	37年	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
泉事務所	1,113.8 m <sup>2</sup>	平成8年度	19年	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
瀬谷事務所	1,168.9 m <sup>2</sup>	昭和57年度	31年	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
青葉事務所	1,834.1 m <sup>2</sup>	平成13年度	12年	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
北部事務所	2,574.5 m <sup>2</sup>	昭和46年度	42年	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
車両庫	2,789.2 m <sup>2</sup>	昭和55年度	33年	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
クリーンセンター	5,727.3 m <sup>2</sup>	平成2年度	23年	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
磯子検認所	7,410.9 m <sup>2</sup>	昭和48年度	40年	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
神明台処分場	333.4 m <sup>2</sup>	昭和60年度	28年	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
南本牧処分場	196.7 m <sup>2</sup>	平成5年度	20年	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

※経過年数は平成25年度

図-4 土木施設経過年数

施設	鋪元	供用開始	経過年数	S45	S50	S55	S60	H1	H5	H10	H15	H20	H25
				橋りょう	保土ヶ谷工場搬入路 船張橋 53m	昭和55年度	33年	■	■	■	■	■	■
歩道橋	旭プール 幅2.2m・長28.5m	昭和48年度	40年	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
歩道橋	港南プール 幅2.0m・長37m	昭和48年度	39年	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
トンネル	保土ヶ谷工場搬入路 第1・18.5m	昭和55年度	33年	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
トンネル	保土ヶ谷工場搬入路 第2・86m	昭和55年度	33年	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
遮水構置	神明台処分場	昭和48年度	40年	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

※経過年数は平成25年度

(2) 取組状況と課題

対応する「基本方針」	取組状況と課題		
【基本方針 1】 安全で強靱な都市づくり	<p>○ 保全・更新</p> <p>ごみ焼却工場や輸送事務所、収集事務所等、主要施設の保全および更新については、「保全・更新計画」による計画的な修繕・更新の実施、いわゆる予防保全を行うこととしています。限られた予算の中で、保全費の圧縮・平準化に向けて、施設等の状態を見極めながら保全周期を延ばすなど工夫をしてきました。</p> <p>一方、施設・設備に不具合が生じてから対応を図る事後保全の事案が増加しており、施設の安定稼働の確保に大きな影響を与えています。</p>		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="405 600 533 900">プラント施設</td> <td data-bbox="533 600 1452 900"> <p>ごみ焼却工場の根幹をなすプラント設備については、その重要度を考慮しつつ、日常・週間・月例などで実施している点検や法令等に規定された定期検査の結果、さらには機器耐用年数等を考慮し、予防保全に重点を置いた予算配分を行い、改修・修繕を実施しています。</p> <p>一方、ストックマネジメントの考え方からは、ごみ焼却工場の建築躯体の耐用年数が70年以上あることから、焼却プラントの一般的な寿命といわれている概ね25年で長寿命化工事を行い、10年程度の延命化を図ったあと、概ね35年でプラント設備の全面更新を行う大規模改修の実施を検討しています。</p> </td> </tr> </table>	プラント施設	<p>ごみ焼却工場の根幹をなすプラント設備については、その重要度を考慮しつつ、日常・週間・月例などで実施している点検や法令等に規定された定期検査の結果、さらには機器耐用年数等を考慮し、予防保全に重点を置いた予算配分を行い、改修・修繕を実施しています。</p> <p>一方、ストックマネジメントの考え方からは、ごみ焼却工場の建築躯体の耐用年数が70年以上あることから、焼却プラントの一般的な寿命といわれている概ね25年で長寿命化工事を行い、10年程度の延命化を図ったあと、概ね35年でプラント設備の全面更新を行う大規模改修の実施を検討しています。</p>
	プラント施設	<p>ごみ焼却工場の根幹をなすプラント設備については、その重要度を考慮しつつ、日常・週間・月例などで実施している点検や法令等に規定された定期検査の結果、さらには機器耐用年数等を考慮し、予防保全に重点を置いた予算配分を行い、改修・修繕を実施しています。</p> <p>一方、ストックマネジメントの考え方からは、ごみ焼却工場の建築躯体の耐用年数が70年以上あることから、焼却プラントの一般的な寿命といわれている概ね25年で長寿命化工事を行い、10年程度の延命化を図ったあと、概ね35年でプラント設備の全面更新を行う大規模改修の実施を検討しています。</p>	
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="405 900 533 1133">建築物</td> <td data-bbox="533 900 1452 1133"> <p>屋上防水、外壁などは、施設管理職員から漏水や亀裂等の劣化の報告があった場合に、技術職員が再点検し、必要に応じた修繕を実施する事後保全が主体となっています。</p> <p>施設の重要度から、プラント設備を優先する実情はあるものの、70年の建物耐用年数を維持するため、メンテナンスサイクルを基本とした予防保全を着実に行う必要があります。一方、現場作業を担う職員の環境整備といった観点からも、建築設備等の計画的な対応が求められています。</p> </td> </tr> </table>	建築物	<p>屋上防水、外壁などは、施設管理職員から漏水や亀裂等の劣化の報告があった場合に、技術職員が再点検し、必要に応じた修繕を実施する事後保全が主体となっています。</p> <p>施設の重要度から、プラント設備を優先する実情はあるものの、70年の建物耐用年数を維持するため、メンテナンスサイクルを基本とした予防保全を着実に行う必要があります。一方、現場作業を担う職員の環境整備といった観点からも、建築設備等の計画的な対応が求められています。</p>
	建築物	<p>屋上防水、外壁などは、施設管理職員から漏水や亀裂等の劣化の報告があった場合に、技術職員が再点検し、必要に応じた修繕を実施する事後保全が主体となっています。</p> <p>施設の重要度から、プラント設備を優先する実情はあるものの、70年の建物耐用年数を維持するため、メンテナンスサイクルを基本とした予防保全を着実に行う必要があります。一方、現場作業を担う職員の環境整備といった観点からも、建築設備等の計画的な対応が求められています。</p>	
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="405 1133 533 1335">土木施設</td> <td data-bbox="533 1133 1452 1335"> <p>橋りょうやトンネルなどは、施設運営に重要な施設であるにもかかわらず、損傷箇所の局所的な修繕にとどまっています。このため、現状では構造的な部分の損傷により、大事故が発生する恐れもあることから、健全度調査に基づく大規模修繕が必要となります。</p> <p>埋立が完了した神明台処分地の、降雨時における排水処理施設の負荷低減のため、雨水排水計画を策定・実施する必要があります。</p> </td> </tr> </table>	土木施設	<p>橋りょうやトンネルなどは、施設運営に重要な施設であるにもかかわらず、損傷箇所の局所的な修繕にとどまっています。このため、現状では構造的な部分の損傷により、大事故が発生する恐れもあることから、健全度調査に基づく大規模修繕が必要となります。</p> <p>埋立が完了した神明台処分地の、降雨時における排水処理施設の負荷低減のため、雨水排水計画を策定・実施する必要があります。</p>
	土木施設	<p>橋りょうやトンネルなどは、施設運営に重要な施設であるにもかかわらず、損傷箇所の局所的な修繕にとどまっています。このため、現状では構造的な部分の損傷により、大事故が発生する恐れもあることから、健全度調査に基づく大規模修繕が必要となります。</p> <p>埋立が完了した神明台処分地の、降雨時における排水処理施設の負荷低減のため、雨水排水計画を策定・実施する必要があります。</p>	
	<p>○ 点検に基づく的確な診断</p> <p>点検結果については、保全部署において主に紙ベースで保管していますが、現状の把握にとどまっており、長期的な保全・管理のためのデータ整理やその共有化を図る必要があります。</p>		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="405 1482 533 1621">プラント施設</td> <td data-bbox="533 1482 1452 1621"> <p>各設備の点検表により運転状態を診断する日常点検、機器を停止・分解して行う各種定期点検、および横浜市電気工作物保安規程で定められた点検を、横浜市保安規程要綱の基準に基づき実施するとともに、法律で定められた検査等を実施しています。</p> </td> </tr> </table>	プラント施設	<p>各設備の点検表により運転状態を診断する日常点検、機器を停止・分解して行う各種定期点検、および横浜市電気工作物保安規程で定められた点検を、横浜市保安規程要綱の基準に基づき実施するとともに、法律で定められた検査等を実施しています。</p>
	プラント施設	<p>各設備の点検表により運転状態を診断する日常点検、機器を停止・分解して行う各種定期点検、および横浜市電気工作物保安規程で定められた点検を、横浜市保安規程要綱の基準に基づき実施するとともに、法律で定められた検査等を実施しています。</p>	
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="405 1621 533 1720">建築物</td> <td data-bbox="533 1621 1452 1720"> <p>建築基準法12条点検を基本として行っています。また、施設管理職員による目視等で発見した、不具合・劣化の報告を主体とした技術職員の現場確認・点検を行っています。</p> </td> </tr> </table>	建築物	<p>建築基準法12条点検を基本として行っています。また、施設管理職員による目視等で発見した、不具合・劣化の報告を主体とした技術職員の現場確認・点検を行っています。</p>	
建築物	<p>建築基準法12条点検を基本として行っています。また、施設管理職員による目視等で発見した、不具合・劣化の報告を主体とした技術職員の現場確認・点検を行っています。</p>		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="405 1720 533 1792">土木施設</td> <td data-bbox="533 1720 1452 1792"> <p>施設管理職員による目視等で発見した、不具合・劣化の報告を主体とした技術職員の現場確認・点検を行っています。</p> </td> </tr> </table>	土木施設	<p>施設管理職員による目視等で発見した、不具合・劣化の報告を主体とした技術職員の現場確認・点検を行っています。</p>	
土木施設	<p>施設管理職員による目視等で発見した、不具合・劣化の報告を主体とした技術職員の現場確認・点検を行っています。</p>		
<p>○ 耐震化工事等の防災機能の強化</p>			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="405 1827 533 2002">プラント施設</td> <td data-bbox="533 1827 1452 2002"> <p>ごみ焼却工場や最終処分場は、今後発生が予想される大規模地震において、震災廃棄物の処理の実施とあわせ、ごみ焼却工場については防災拠点としての役割も期待される重要な施設であることから、施設・設備の強靱化とあわせ、沿岸部に設置したごみ焼却工場等の津波対策を行うなど、震災対策を強化する必要があります。</p> </td> </tr> </table>	プラント施設	<p>ごみ焼却工場や最終処分場は、今後発生が予想される大規模地震において、震災廃棄物の処理の実施とあわせ、ごみ焼却工場については防災拠点としての役割も期待される重要な施設であることから、施設・設備の強靱化とあわせ、沿岸部に設置したごみ焼却工場等の津波対策を行うなど、震災対策を強化する必要があります。</p>	
プラント施設	<p>ごみ焼却工場や最終処分場は、今後発生が予想される大規模地震において、震災廃棄物の処理の実施とあわせ、ごみ焼却工場については防災拠点としての役割も期待される重要な施設であることから、施設・設備の強靱化とあわせ、沿岸部に設置したごみ焼却工場等の津波対策を行うなど、震災対策を強化する必要があります。</p>		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="405 2002 533 2065">建築物</td> <td data-bbox="533 2002 1452 2065"> <p>各施設の建物・構造物に対して必要な耐震補強は、車両課管理棟の補強(平成26年度実施予定)を実施することで、完了します。</p> </td> </tr> </table>	建築物	<p>各施設の建物・構造物に対して必要な耐震補強は、車両課管理棟の補強(平成26年度実施予定)を実施することで、完了します。</p>	
建築物	<p>各施設の建物・構造物に対して必要な耐震補強は、車両課管理棟の補強(平成26年度実施予定)を実施することで、完了します。</p>		

対応する「基本方針」	取組状況と課題				
<p>〔支援方針②〕 取組のための環境整備</p>	<p>○ 施設概要やこれまでの工事履歴など記した施設台帳は、各保全部署で保存し、一部データベース化していますが、施設の管理や保全には十分活かされていません。</p> <p>○ 予算の平準化を目的として保全・更新計画を策定し、その上で必要な保全費の確保に努めています。また、プラント設備の修繕等については、国に対し交付金対象項目の拡大を要請しています。更に、工事発注においては、厳しい財政状況により限られた予算の中で必要な保全工事を実施するため、工期の組み方や工法について工夫を重ねています。</p> <p>今後も厳しい財政状況が続くことが見込まれることから、老朽化の進む施設・設備に対し、計画的な大規模修繕等に必要な保全費の確保が重要な課題となっています。</p> <p>○ 各職場の業務内容や、職種の特性により、仕事を通じて知識や技術を身に付けるOJTを基本として、人材育成を行っています。</p>				
<p>〔基本方針2〕 必要な機能を持続的な提供</p>	<p>○ 必要な機能・サービスの効率的な提供 ごみ量に合わせたごみ焼却工場、輸送事務所施設数の整理や、分区に伴う収集事務所の整備など、施設規模、配置の適正化を進めてきました。</p> <p>今後も各施設の整備・更新時期、今後のごみ量の推移やごみ質の変化を見極め、配置計画や施設内容等を検討する必要があります。</p> <table border="1" data-bbox="400 913 1430 1115"> <tr> <td data-bbox="400 913 523 1003">プラント施設</td> <td data-bbox="523 913 1430 1003">ごみの減量に伴い、栄、港南、2か所のごみ焼却工場を廃止し、現在の4工場稼働体制へ移行させるとともに、輸送事務所もごみ焼却工場の稼働体制に合わせて、施設数の見直しを行ってきました。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1003 523 1115">建築物</td> <td data-bbox="523 1003 1430 1115">必要な事務所の整備を進めるとともに、リサイクルプラザ等不要となった施設や、利用頻度の低い公衆トイレを廃止し、その跡地については、売却を含めた検討を進めています。</td> </tr> </table> <p>○ ランニングコストの削減、環境負荷の低減 ごみ焼却工場では、状況に合わせ、より細かい制御方法の導入による薬品使用量の削減や、場内エネルギーの有効活用など、施設管理の工夫等によるコスト縮減・発電収入増加を意識した施設管理・運営を行っています。これにより、発電量の増加によるCO2削減効果の増大等を図っています。</p>	プラント施設	ごみの減量に伴い、栄、港南、2か所のごみ焼却工場を廃止し、現在の4工場稼働体制へ移行させるとともに、輸送事務所もごみ焼却工場の稼働体制に合わせて、施設数の見直しを行ってきました。	建築物	必要な事務所の整備を進めるとともに、リサイクルプラザ等不要となった施設や、利用頻度の低い公衆トイレを廃止し、その跡地については、売却を含めた検討を進めています。
プラント施設	ごみの減量に伴い、栄、港南、2か所のごみ焼却工場を廃止し、現在の4工場稼働体制へ移行させるとともに、輸送事務所もごみ焼却工場の稼働体制に合わせて、施設数の見直しを行ってきました。				
建築物	必要な事務所の整備を進めるとともに、リサイクルプラザ等不要となった施設や、利用頻度の低い公衆トイレを廃止し、その跡地については、売却を含めた検討を進めています。				
<p>〔支援方針①〕 公民連携をさらに推進</p>	<p>○ 公衆トイレのネーミングライツ制度を導入し、維持管理等サービスの提供を対面とする取組を実施しています。</p> <p>○ 設備更新にあたっては、省エネルギー対応機器などの積極的導入を図っています。今後もコスト削減の意識を徹底し、取組を強化していく必要があります。</p>				
<p>〔支援方針②〕 取組のための環境整備</p>	<p>○ 各職場の業務内容や、職種の特性により、仕事を通じて知識や技術を身に付けるOJTを基本として人材育成を行っています。</p> <p>一方で、技術や知識を次の世代に確実に伝承するとともに、ごみ焼却工場の運営の効率化、安定化を見据え、職種を越えた、知識・技術の習得が求められています。</p>				



## 2 必要施策に係る取組の方向性

### (1) 「保全・更新計画」を策定する施設

施設	計画名称	策定済み計画 策定年月	今後策定または 見直し予定年度	備考
ごみ焼却工場 資源化施設 輸送事務所 収集事務所等 公衆トイレ 最終処分場排水処理施設 橋りょう トンネル	施設整備・管理 基本計画	平成 18 年 7 月	平成 29 年度	計画の見直しについては、最終処分場排水処理施設、トンネルを計画の対象として拡大

### (2) 実施する取組

対応する 「基本方針」	実施する取組						
【基本方針 1】 安全で強靱な 都市づくり	○ 保全・更新						
	<table border="1"> <tr> <td>プラント 施設</td> <td>保全・更新計画に基づく予防保全により、設備に必要な改修を実施し、施設の安定稼働に努めます。 また、長寿命化工事を確実に実施します。</td> </tr> <tr> <td>建築物</td> <td>保全・更新計画に基づく予防保全により、計画的な屋上防水、外壁などの大規模修繕を実施するとともに、内装関係の更新についても計画します。</td> </tr> <tr> <td>土木施設</td> <td>橋りょう、トンネルは、劣化状況を見極め、損傷箇所の修繕を計画します。土木施設全般については、保全・更新計画に基づく予防保全により、計画的な修繕の実施に努めます。また、歩道橋は撤去します。 埋立が終了した神明台処分地および、平成 29 年度に埋立終了予定の南本牧第 2 ブロック廃棄物最終処分場の雨水排水計画を策定・実施します。</td> </tr> </table>	プラント 施設	保全・更新計画に基づく予防保全により、設備に必要な改修を実施し、施設の安定稼働に努めます。 また、長寿命化工事を確実に実施します。	建築物	保全・更新計画に基づく予防保全により、計画的な屋上防水、外壁などの大規模修繕を実施するとともに、内装関係の更新についても計画します。	土木施設	橋りょう、トンネルは、劣化状況を見極め、損傷箇所の修繕を計画します。土木施設全般については、保全・更新計画に基づく予防保全により、計画的な修繕の実施に努めます。また、歩道橋は撤去します。 埋立が終了した神明台処分地および、平成 29 年度に埋立終了予定の南本牧第 2 ブロック廃棄物最終処分場の雨水排水計画を策定・実施します。
	プラント 施設	保全・更新計画に基づく予防保全により、設備に必要な改修を実施し、施設の安定稼働に努めます。 また、長寿命化工事を確実に実施します。					
	建築物	保全・更新計画に基づく予防保全により、計画的な屋上防水、外壁などの大規模修繕を実施するとともに、内装関係の更新についても計画します。					
	土木施設	橋りょう、トンネルは、劣化状況を見極め、損傷箇所の修繕を計画します。土木施設全般については、保全・更新計画に基づく予防保全により、計画的な修繕の実施に努めます。また、歩道橋は撤去します。 埋立が終了した神明台処分地および、平成 29 年度に埋立終了予定の南本牧第 2 ブロック廃棄物最終処分場の雨水排水計画を策定・実施します。					
	○ 点検・診断を踏まえた更新計画の策定						
<table border="1"> <tr> <td>プラント 施設</td> <td> <p>点検結果については、データ化、共有化を進め、故障傾向把握による事前診断や、機器寿命の判断の的確化など、適切な保全・更新のスケジュール管理を行います。</p> <p>運転基準値を明記した点検票に基づいた日常点検を基本に、定期的かつ確実な点検を継続して行います。大規模な分解・開放等を必要とするため、通常では点検できない箇所についても、小型カメラで内部を撮影するなど、点検方法を工夫し、可能な限り対応します。</p> <p>日常点検等によって発見された不具合や突発的な故障等は、職員による補修、あるいは緊急修繕等で対応します。また、各種定期点検等結果については優先順位を見極め、保全・更新計画に反映します。</p> </td> </tr> <tr> <td>建築物</td> <td>引き続き、建築基準法 12 条点検等、定期的な点検を行います。また、施設管理職員による目視点検の報告から、技術職員による点検を行い、それらの結果は優先順位を見極め、保全・更新計画に反映します。</td> </tr> <tr> <td>土木施設</td> <td>引き続き、施設管理職員による目視点検を主体とし、技術職員による定期的な点検を実施します。 保全が必要なトンネル等は、健全度調査等を実施します。</td> </tr> </table>	プラント 施設	<p>点検結果については、データ化、共有化を進め、故障傾向把握による事前診断や、機器寿命の判断の的確化など、適切な保全・更新のスケジュール管理を行います。</p> <p>運転基準値を明記した点検票に基づいた日常点検を基本に、定期的かつ確実な点検を継続して行います。大規模な分解・開放等を必要とするため、通常では点検できない箇所についても、小型カメラで内部を撮影するなど、点検方法を工夫し、可能な限り対応します。</p> <p>日常点検等によって発見された不具合や突発的な故障等は、職員による補修、あるいは緊急修繕等で対応します。また、各種定期点検等結果については優先順位を見極め、保全・更新計画に反映します。</p>	建築物	引き続き、建築基準法 12 条点検等、定期的な点検を行います。また、施設管理職員による目視点検の報告から、技術職員による点検を行い、それらの結果は優先順位を見極め、保全・更新計画に反映します。	土木施設	引き続き、施設管理職員による目視点検を主体とし、技術職員による定期的な点検を実施します。 保全が必要なトンネル等は、健全度調査等を実施します。	
プラント 施設	<p>点検結果については、データ化、共有化を進め、故障傾向把握による事前診断や、機器寿命の判断の的確化など、適切な保全・更新のスケジュール管理を行います。</p> <p>運転基準値を明記した点検票に基づいた日常点検を基本に、定期的かつ確実な点検を継続して行います。大規模な分解・開放等を必要とするため、通常では点検できない箇所についても、小型カメラで内部を撮影するなど、点検方法を工夫し、可能な限り対応します。</p> <p>日常点検等によって発見された不具合や突発的な故障等は、職員による補修、あるいは緊急修繕等で対応します。また、各種定期点検等結果については優先順位を見極め、保全・更新計画に反映します。</p>						
建築物	引き続き、建築基準法 12 条点検等、定期的な点検を行います。また、施設管理職員による目視点検の報告から、技術職員による点検を行い、それらの結果は優先順位を見極め、保全・更新計画に反映します。						
土木施設	引き続き、施設管理職員による目視点検を主体とし、技術職員による定期的な点検を実施します。 保全が必要なトンネル等は、健全度調査等を実施します。						
○ 耐震化工事等の防災機能の強化							
<p>プラント施設については、災害対策として施設・設備の強靱化および津波対策等の防災機能の向上、強化を計画します。</p>							

対応する「基本方針」	実施する取組				
〔支援方針②〕 取組のための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ これまで各所属等で整理してきた、施設の基礎データなどを一元管理できるシステムを構築し、今後の保全・更新計画の立案や、予防保全に対応できる体制を充実させます。</li> <li>○ 適切な保全による施設の安定稼働を目指し、必要な保全費の確保に努めます。定期修繕をはじめ、施設の老朽化・経年劣化に伴う長寿命化工事や、バグフィルタ、触媒脱硝設備の部材の更新などは、予算の平準化を考慮して計画するとともに、国費の導入を要請します。また、引き続き施設運営の効率化や運転方法の工夫などにより、コスト縮減を図ります。</li> <li>○ 建築・土木職員においては、技術研修等に積極的に参加し、技術力の向上を図ります。また、高度な知識を要する設計等は民間に委託するなどにより、民間の知識や技術の習得を進めます。</li> </ul>				
〔基本方針 2〕 必要な機能の持続的な提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要な機能・サービスの効率的な提供 施設の老朽化に伴う更新・建替え時期を見据え、将来ごみ量を予測しつつ、各施設の配置、規模の適正化および整備等について考え方を整理します。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="416 831 1447 1104"> <tr> <td data-bbox="416 831 544 987">プラント施設</td> <td data-bbox="544 831 1447 987">ごみ量の推移等に伴う、ごみ焼却工場や輸送事務所等の配置計画の考え方について検討するとともに、旧処分地の排水処理施設については、老朽化や処理水量の変化に対応するため、規模の縮小を念頭に施設更新を検討します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 987 544 1104">土木施設</td> <td data-bbox="544 987 1447 1104">最終処分場については、南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場を確実に整備するとともに、埋立が終了した処分場を含め、適切な管理・運営を行います。</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ランニングコストや環境負荷の低減の促進 ごみ焼却工場の管理・運営については、薬品使用量やエネルギー使用量の削減に向けた運転方法や、発電収入を確実に得るため焼却炉の安定稼働率を高める工夫・改善に努めます。</li> </ul>	プラント施設	ごみ量の推移等に伴う、ごみ焼却工場や輸送事務所等の配置計画の考え方について検討するとともに、旧処分地の排水処理施設については、老朽化や処理水量の変化に対応するため、規模の縮小を念頭に施設更新を検討します。	土木施設	最終処分場については、南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場を確実に整備するとともに、埋立が終了した処分場を含め、適切な管理・運営を行います。
プラント施設	ごみ量の推移等に伴う、ごみ焼却工場や輸送事務所等の配置計画の考え方について検討するとともに、旧処分地の排水処理施設については、老朽化や処理水量の変化に対応するため、規模の縮小を念頭に施設更新を検討します。				
土木施設	最終処分場については、南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場を確実に整備するとともに、埋立が終了した処分場を含め、適切な管理・運営を行います。				
〔支援方針①〕 公民連携をさらに推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ごみ焼却工場の安定稼働による発電収入の確保とともに、ごみ焼却工場の敷地等を活用した広告事業の継続・拡大を図ります。 公衆トイレは、機器等の更新時期に合わせて市民ニーズに対応した改修を進めるとともに、ネーミングライツの導入拡大を検討します。</li> <li>○ 都筑工場長寿命化工事において、焼却炉の低酸素運転による省エネルギー化や発電効率の向上によりCO2排出量削減を図る新技術を導入します。 また、生ごみバイオガス化や、排水処理の脱窒法などの新たな技術や、DBO、PFIなど新たな施設整備手法について調査検討します。</li> </ul>				
〔支援方針②〕 取組のための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 若手機械・電気職員の育成に向け、基礎技術研修等を実施します。 ごみ焼却工場のプラント技術研修を行い、機械・電気職員の技術力向上を図ります。 「機器事故改造報告書」などのデータベース化を実施し、情報の共有化を図るとともに技術の継承に努めます。 また、技能職員の機械・電気等の知識・技術習得により、ごみ焼却工場運営の効率化を図ります。</li> </ul>				

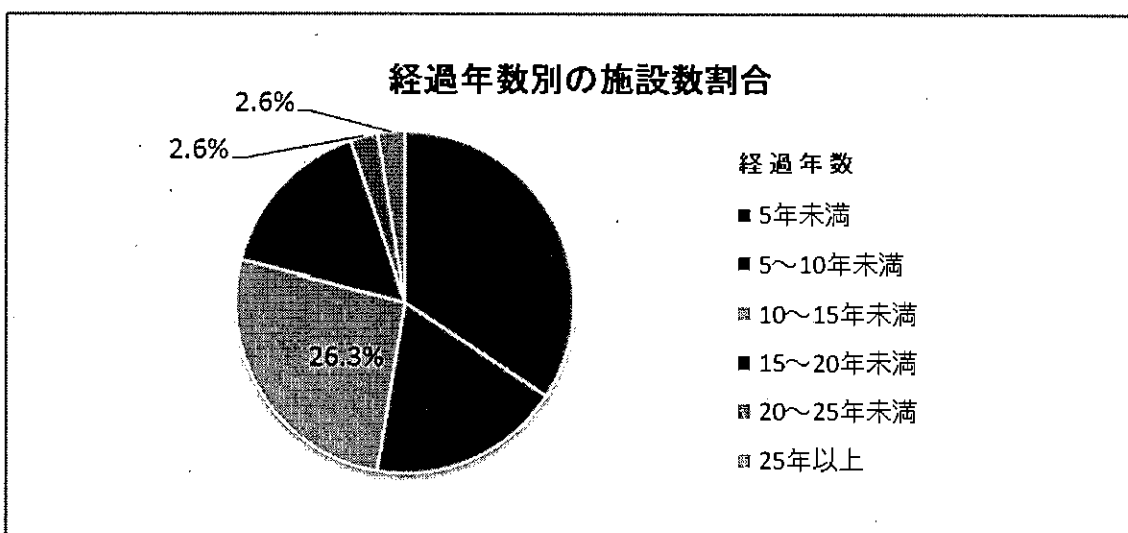
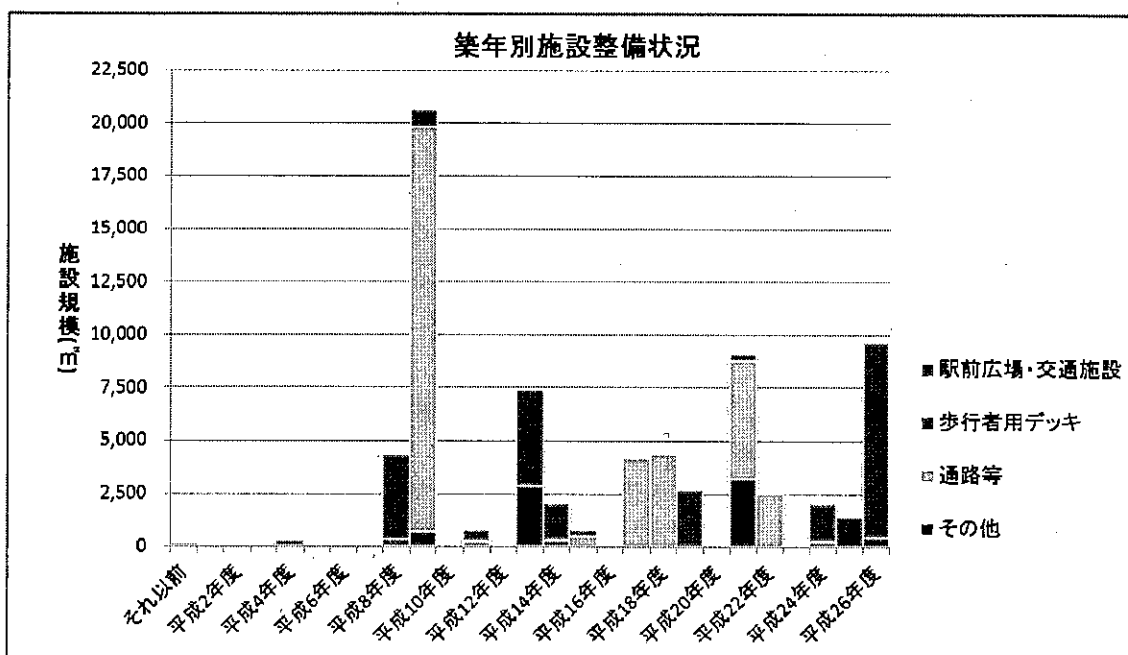
# 都市整備局行動計画

## 1 施設の現状と課題

### (1) 保有施設量・築年別整備状況

都市整備局が保有する施設は、都心部や郊外部の鉄道駅周辺の街区開発や再開発事業等拠点整備に伴い整備したものが多く、現在の総数は約 40 施設です。主な施設としては、駅前広場や交通施設が 8 箇所、歩行者用デッキが 7 箇所、鉄道駅や商業・業務施設内他の歩行者用通路等が 8 箇所あり、その他では係留施設や護岸擁壁等も保有しています。また、10 施設に設置している昇降機（エレベーター、エスカレーター）が 53 基あるなど、施設の種類の多岐に渡っています。

施設の大部分は平成に入ってから整備しており、経過年数 20 年未満の施設が全体の約 95 パーセントを占め、耐震性は概ね備えられています。各施設は、各拠点整備の事業期間内に集中的に整備していることから、今後、大規模改修や更新時期が一斉に到来することが見込まれるため、計画的な保全・更新が求められています。



(2) 取組状況と課題

対応する「基本方針」	取組状況と課題
<p>【基本方針1】 安全で強靱な都市づくり</p>	<p>○ 拠点整備事業（街区開発、再開発事業等）で整備した建築物内の施設は、管理組合に管理委託しているものが多く、管理受託者により長期修繕計画等が整備されており、計画的に保全・更新等が進められています。</p> <p>上記以外の施設では、定期的な点検等に基づき小規模な修繕には対応しているものの、整備からの経過年数が浅いものも多く、これまで大規模修繕や更新を想定した長期的な計画は整備していません。</p> <p>また、昇降機については、メンテナンス契約により定期的な点検・保全を行っていますが、耐用年数等により機器更新が必要になるため、複数基設置している鉄道駅や商業・業務施設等において、特定の時期にまとめて更新が見込まれています。</p> <p>○ 管理組合が管理している施設では、管理受託者により計画的に点検・診断が実施されており、その結果が長期的な保全・更新等に反映されています。</p> <p>上記以外の施設では、施設整備を行った各部署において日常的な巡視や定期的な点検を実施し、適切な維持管理が行われていますが、点検・診断結果の管理や活用方法が整備されていないため、点検・診断の結果を長期的な保全・更新等に活かしていない状況にあります。</p>
<p>【支援方針②】 取組推進のための環境整備</p>	<p>○ 施設情報の管理については、保有する施設の概要（種別、規模、管理方法等）や保全状況（補修履歴、更新計画等）等をデータで一元管理し、情報共有を図っています。</p> <p>○ 予算管理の取組として、多くの施設で建築物や鉄道駅等との一体管理を導入することにより、施設を単独で管理することに比べ、維持管理費等の軽減を図っています。</p> <p>施設整備から15～20年を経過する施設が増加傾向にあり、一部の施設では劣化や破損等が出始めていることから、単年度の予算措置で対応していますが、今後は大規模な修繕や更新も見込まれるため、保全費等の増大に対応した計画的な予算管理が必要になります。</p> <p>○ 都市整備局は、施設管理を統括する部署がなく、また、管理組合に一括して管理委託している施設も多いため、点検・診断や施設の保全・更新に関する技術やノウハウが蓄積・共有されにくい環境にあり、修繕等の対応が必要になった際には、類似施設を管理する他局管理部署の支援等も得て対応しています。</p>

対応する「基本方針」	取組状況と課題
【基本方針2】 必要な機能の 持続的な提供	<p>○ 施設の管理について、戸塚駅西口の再開発事業に伴う戸塚区役所や区民文化センター等の公益施設整備では、PFI 事業を導入し、設計・施工から維持管理・運営までを一元的に実施し、効率かつ効果的な公共サービスの提供を図っています。</p> <p>また、上記以外の施設においても、多くの施設で建築物や鉄道駅等との一体管理を導入し、効率的な運営を図っています。</p> <p>○ 多くの施設が拠点整備事業（街区開発、再開発事業等）等に伴い計画的に整備されており、現状で施設の規模や配置は適正なものとなっています。</p>
【支援方針①】 公民連携を さらに推進	<p>○ 上大岡バスターミナルでは、民間の資金とノウハウを活用して、総合案内板、デジタルサイネージ（電子看板）や公衆無線 LAN アクセスポイント等を導入し、施設利便性を向上させるとともに、施設使用料を徴収して維持管理費に充て、コスト縮減も図っています。</p> <p>また、鉄道駅等の施設では、広告事業を実施し、維持管理費等の財源確保に努めています。</p>

## 2 必要施策に係る取組の方向性

### (1) 「保全・更新計画」を策定する施設

施設	計画名称	策定済み計画 策定年月	今後策定または 見直し予定年度	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・駅前広場、通路等</li> <li>・歩行者用デッキ</li> <li>・係留施設、護岸擁壁等</li> </ul>	—	—	平成 29 年度	

(2) 実施する取組

対応する「基本方針」	実施する取組
<p>【基本方針1】 安全で強靱な都市づくり</p>	<p>○ 今後、大規模な修繕・更新等が見込まれる施設について、平成29年度までに順次「保全・更新計画」の策定を進めます。 また、昇降機の大規模な更新工事については、利用者への影響や予算の平準化等を考慮し、利用状況や劣化状況等も踏まえて、更新時期や施工方法を検討して行きます。</p> <p>○ 「保全・更新計画」の策定において、施設種別に見合った点検体制（仕組み、役割分担等）や診断方法（点検・診断項目、損傷状況の判定等）、結果の活用方法（修繕・更新等の優先順位の考え方等）を検討し、検討を踏まえた点検マニュアルを整備します。</p>
<p>【支援方針②】 取組推進のための環境整備</p>	<p>○ 点検・診断結果を収集・蓄積・共有し、長期的な保全・更新等に活用していくため、点検・診断結果の活用方法の検討を踏まえて、データの管理方法（データ管理項目、優先順位の判定等）を検討し、施設情報と点検・診断結果の一元管理を図ります。</p> <p>○ 予算管理については、大規模な修繕や更新に対応するため、「保全・更新計画」の策定において、施設の劣化状況等を踏まえ、対策の費用や緊急性等を検討の上、将来的な保全・更新費を見通し、予算の平準化を検討して行きます。</p> <p>○ 技術・ノウハウについては、「保全・更新計画」の策定を通して、技術者間で情報共有や意見交換する仕組みを検討すると共に、引き続き他局の管理部署との連携や支援を得る体制を継続し、技術力の向上やノウハウの共有化を図って行きます。 また、管理組合が管理している施設では、管理組合との相互連携を深め、ノウハウの共有化を図って行きます。</p>
<p>【基本方針2】 必要な機能の持続的な提供</p>	<p>○ 引き続き維持管理費等の縮減に努め、再開発事業等のスケールメリットを活かした効率的な一体管理の推進や施設の有効利用等について検討を進めます。 また、庁内で施設管理部署を変更する「移管」を予定している施設については、移管先となる他局の管理部署との協議を進めます。</p> <p>○ 施設の配置については、今後進められる拠点整備事業（二俣川駅南口地区、泉ゆめが丘地区、大船駅北第二地区等）においても、駅前広場、歩行者空間や生活利便施設等の計画的な機能集約を誘導し、鉄道駅等を中心とした快適で利便性の高いまちづくりを推進します。</p>
<p>【支援方針①】 公民連携をさらに推進</p>	<p>○ 民間の資金やノウハウの活用はコスト縮減に効果的であることから、引き続き導入の可能性を検討して行きます。 また、引き続き維持管理費等の財源確保のため、広告事業の展開等に取り組みます。</p>

# 道路局行動計画

## 1 施設の現状と課題

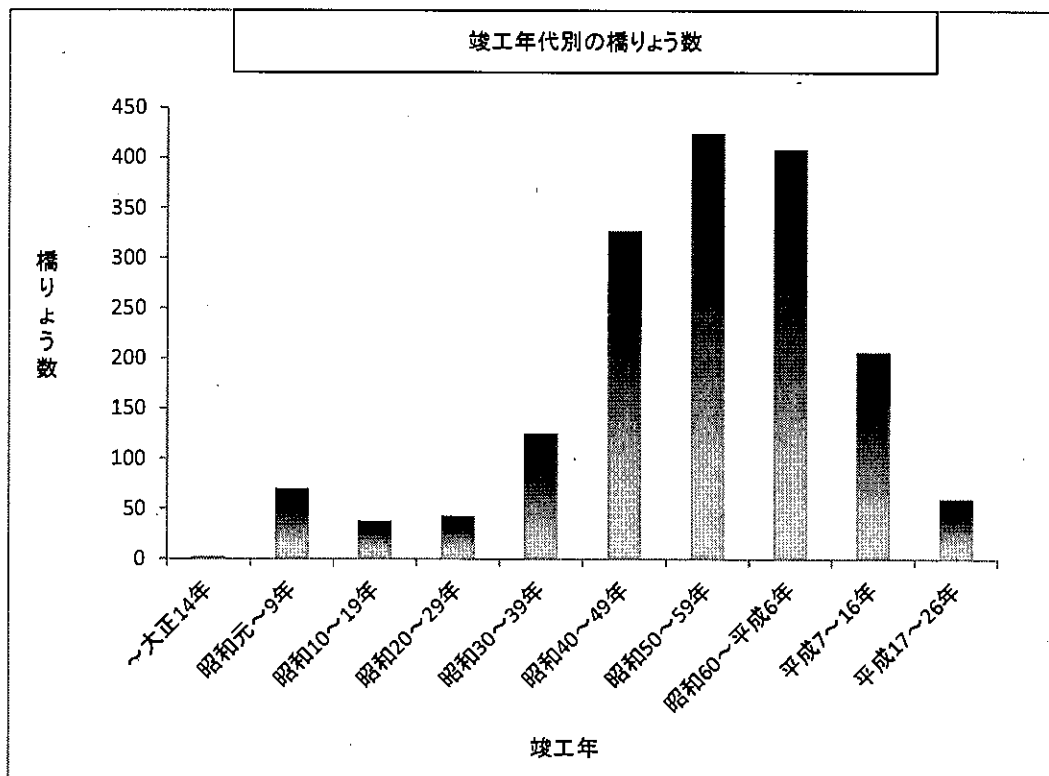
### (1) 保有施設量・築年別整備状況

道路局が管理している道路・河川施設は、多種多様であり、それぞれ整備状況も異なっています。高度成長期以降に集中的に整備された多くの施設の老朽化が今後一斉に進み、例えば、道路の代表的な施設である橋りょうは、昭和40年代から昭和60年代にかけて集中的に整備されてきましたが、今後20年で、建設後50年以上経過する橋りょうの割合が現在の約16%から約60%となるなど、老朽化の割合が加速的に増加します。

また、現在の主な保有施設数は、次表のようになっています。(平成26年4月1日現在)

施設名称		施設数	
道路施設	橋りょう	1,720 橋	
	歩道橋	330 橋	
	大型標識	1,186 基	
	トンネル(洞門含む)	39 箇所	
	地下道	55 箇所	
	舗装	幹線道路	約 1,000km
		幹線道路以外	約 6,600km
道路照明灯		約 63,000 灯	

施設名称		施設数
道路施設	自転車駐車場	54 箇所
	地下駐車場	6 箇所
	道路がけ	315 箇所
河川護岸		約 86 km
その他の施設		金沢シーサイドライン、搬送設備、街路樹、駅自由通路、流域貯留浸透施設、雨水調整池、河川遊水地、共同溝、電線共同溝など



(2) 取組状況と課題

対応する「基本方針」	取組状況と課題																							
<p>【基本方針1】 安全で強靱な都市づくり</p>	<p>○ 主な道路・河川施設のうち橋りょう、歩道橋、大型標識の保全計画は策定済みであり、他の施設についても河川護岸は平成26年度に策定予定、トンネルと舗装（幹線道路の車道部）は平成27年度までに策定予定、地下道は台帳整理が必要なため平成28年度までに策定を検討する予定となっています。</p> <p>○ 主な道路・河川施設については点検マニュアル等に基づき点検を実施しており、他の施設においても点検表等により実施しています。</p> <table border="1" data-bbox="456 607 1407 1003"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設名称</th> <th>点検マニュアル等名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">道路施設</td> <td>橋りょう</td> <td>横浜市橋梁点検要領（案）</td> </tr> <tr> <td>歩道橋</td> <td>横浜市歩道橋点検要領</td> </tr> <tr> <td>大型標識</td> <td>国土交通省門型標識等定期点検要領</td> </tr> <tr> <td>トンネル・地下道</td> <td>道路トンネル・地下道定期点検要領（案）</td> </tr> <tr> <td>舗装（幹線道路の車道部）</td> <td>国土交通省総点検実施要領（案）【舗装編】</td> </tr> <tr> <td>自転車駐車場</td> <td>道路局作成の点検マニュアル・点検シート</td> </tr> <tr> <td>地下駐車場</td> <td>道路局作成の点検マニュアル・点検シート</td> </tr> <tr> <td>道路がけ</td> <td>道路防災点検の手引き</td> </tr> <tr> <td colspan="2">河川護岸</td> <td>河川護岸等に関する長寿命化指針</td> </tr> </tbody> </table>	施設名称		点検マニュアル等名称	道路施設	橋りょう	横浜市橋梁点検要領（案）	歩道橋	横浜市歩道橋点検要領	大型標識	国土交通省門型標識等定期点検要領	トンネル・地下道	道路トンネル・地下道定期点検要領（案）	舗装（幹線道路の車道部）	国土交通省総点検実施要領（案）【舗装編】	自転車駐車場	道路局作成の点検マニュアル・点検シート	地下駐車場	道路局作成の点検マニュアル・点検シート	道路がけ	道路防災点検の手引き	河川護岸		河川護岸等に関する長寿命化指針
施設名称		点検マニュアル等名称																						
道路施設	橋りょう	横浜市橋梁点検要領（案）																						
	歩道橋	横浜市歩道橋点検要領																						
	大型標識	国土交通省門型標識等定期点検要領																						
	トンネル・地下道	道路トンネル・地下道定期点検要領（案）																						
	舗装（幹線道路の車道部）	国土交通省総点検実施要領（案）【舗装編】																						
	自転車駐車場	道路局作成の点検マニュアル・点検シート																						
	地下駐車場	道路局作成の点検マニュアル・点検シート																						
	道路がけ	道路防災点検の手引き																						
河川護岸		河川護岸等に関する長寿命化指針																						
<p>【支援方針①】 公民連携をさらに推進</p>	<p>○ 今までの点検方法は、主に目視や打音等により行っていますが、路面下空洞調査、河川護岸などの一部の点検では電磁波による非破壊検査などの新技術を利用しています。</p> <p>○ 今後は、経済性と信頼性を考慮しつつ、新技術を積極的に導入することで、限られた予算と人員で効率的な点検を行う必要があります。</p>																							
<p>【支援方針②】 取組推進のための環境整備</p>	<p>○ 橋りょうおよび歩道橋は、台帳を電子データ化して管理しています。</p> <p>○ また、多くの施設は、台帳があるものの電子データ化されていないものもあり、今後は各施設の状況にあった電子データ化の推進が必要です。</p> <p>○ 保全計画等に基づいた効率的な予算の執行を図るために、定期点検を確実に実施し、保全計画等を更新していくことが必要です。</p> <p>○ また、厳しい財政状況のなかで、コスト縮減に努めてきていますが、計画的に維持管理・更新等を実施していくために、国費を積極的に導入し対象施設の拡大を図る必要があります。</p> <p>○ 人材育成について、スキルアップ制度（資格取得支援制度）や多くの研修を実施し、職員の技術力の向上を図ってきています。</p> <p>○ さらに、維持管理・更新等を実施する際に必要とする技術力の向上を目的とした研修をしていますが、各施設の維持管理を適切に対応できる人材の育成が重要な課題となっています。</p> <p>○ また、河川では、技術力の向上を図るため、毎年実施している河川点検を研修の場（OJT）に位置付け、局と区土木事務所の職員と一緒に点検を行い、ベテラン職員が新人や異動者へ点検のノウハウを指導する技術伝承の場として活用しています。</p>																							



対応する「基本方針」	取組状況と課題
【基本方針2】 必要な機能の持続的な提供	<p>○ 近年の少子化傾向や交通状況の変化に伴い、利用者の少ない歩道橋を撤去して横断歩道とした事例などはありますが、高齢化の進行などによる交通弱者への対応としてバリアフリー等の道路施設の充実が求められており、統廃合等が可能な施設はほとんどない状況です。</p> <p>エレベーターなどの搬送設備の設置や都市計画道路の整備などの維持管理を要する施設が増加している状況です。施設の運営・管理をより効率的に行うための契約方法等について検討することが今後の課題となっています。</p>
【支援方針①】 公民連携をさらに推進	<p>○ 道路空間の未利用地について、企画提案方式による占用者の公募を実施し、民間のアイデアと活力を取り入れながら、占用料を確保し、維持管理財源とする取組を行っています。また、広告事業や、利用客が多い人道橋「横浜駅ポートサイド人道橋」においてネーミングライツを実施しています。</p> <p>収入の増加を図るには、事業の効果的な実施箇所の拡大が必要です。</p>

## 2 必要施策に係る取組の方向性

### (1) 「保全・更新計画」を策定する施設

施設	計画名称	策定済み計画 策定年月	今後策定または 見直し予定年度	備考
橋りょう	橋梁長寿命化修繕計画	平成26年6月	—	
歩道橋	歩道橋長期保全計画	平成21年3月	—	
大型標識	個別保全計画（道路案内標識等）	平成23年8月	国の点検要領に基づき平成27年度までに見直し予定	
トンネル 舗装（幹線道路の車道部）	—	—	平成27年度までに策定予定	
地下道	—	—	平成28年度までに策定検討	
河川護岸	16河川	河川保全計画	平成26年9月	—
	15河川	—	—	平成26年度策定予定

### (2) 実施する取組

対応する「基本方針」	実施する取組	
【基本方針1】 安全で強靱な都市づくり	○ 高度経済成長期に建設した施設の長寿命化を図るために主な道路・河川施設の保全計画等を策定し、計画的な維持管理・更新等を行っていきます。	
	道路施設	橋りょう 「橋梁長寿命化修繕計画」に基づく取り組みを継続し、点検・診断結果に基づき毎年、「橋梁長寿命化修繕計画」を更新します。 橋りょうの耐震対策を平成34年度までに完了させるよう努め、耐震補強工事に合わせて修繕工事も実施し、長寿命化を図ります。
		歩道橋 「歩道橋長期保全計画」に基づく取り組みを継続し、点検・診断結果に基づき毎年、「歩道橋長期保全計画」を更新します。
		大型標識 点検・診断の結果に基づき、計画的な施設の保全更新に努めます。
		トンネル 地下道 平成26年度から平成27年度にかけて、「トンネル修繕計画」（仮称）を策定します。地下道の修繕計画（保全計画）についても、平成28年度までに策定を検討します。
舗装 （幹線道路の車道部） 幹線道路の保全については、国の総点検実施要領（案）を踏まえ、路面性状調査により、市内の幹線道路（バス路線等を含む）を調査し、現在の路面状況を指数化し、幹線道路修繕計画の参考資料とします。		

対応する「基本方針」	実施する取組		
【基本方針1】 安全で強靱な都市づくり	河川護岸	河川護岸については、保全計画を平成26年度中に策定し、全河川の方針を取得し、これに基づき計画的補修を推進します。また、河川点検については、これまで通り、職員による点検を1年に1回行い、緊急対応が必要な箇所については、保全計画とは別に対応します。	
	○ 道路・河川施設の安全性を確保するために、施設の特性に合わせた定期点検を実施するとともに効率的な点検となるように点検周期や方法を検討します。なお、「道路橋定期点検要領」、「横断歩道橋定期点検要領」など国の点検要領が策定されているものについては、これらの基準に基づき点検を行います。		
	道路施設	橋りょう	国の点検要領に準じ見直しを行った「横浜市橋梁点検要領(案)」に基づき、5年に1回、近接目視による定期点検を実施し、健全度を6つの判断区分に診断し、定期点検結果を、毎年、「橋梁長寿命化修繕計画」に反映させます。
		歩道橋	本市の歩道橋点検要領および国の点検基準に基づき、5年に1回、近接目視による定期点検を実施し、定期点検結果を、毎年「歩道橋長期保全計画」に反映させます。
		大型標識	国で定めた点検要領に基づき、5年に1回に点検を行い、予防保全に努め、点検結果に基づき台帳等のデータ更新を適切に行い、正確な情報に基づく維持管理を行っていきます。
		トンネル 地下道	5年に一回点検を実施し、トンネルについては平成26年度から平成27年度にかけて、「トンネル修繕計画」(仮称)を策定します。また、毎年度実施する定期点検結果に基づき、次回定期点検までの補修計画を定め、補修計画は定期点検の結果に基づき、毎年度更新します。
		舗装(幹線道路の車道部)	4年周期で市内の幹線道路(バス路線等を含む)約1,000kmの路面の状況を調査し、再度繰り返して継続的に調査を行います。
道路がけ	5年に1回防災点検を行い、防災カルテなどを更新するとともに、要対策と評価された個所について、対策工事を行います。		
河川護岸	点検や保全計画のもとになる河川カルテについては、点検後や補修後に随時修正を行っていきます。河川護岸等の長寿命化指針については、必要に応じ適宜改訂し、長寿命化指針に則り、PDCAサイクルを進めていきます(保全計画→補修工事→河川点検→河川カルテ)。平成26年3月に国で策定された「中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の点検要領」も参考にし、点検を行っていきます。		
【支援方針①】 公民連携をさらに推進	○ 新技術が開発され、目視等では確認が困難であった点検や診断が可能になった場合は、維持管理・更新等の費用の低減を図りつつ、非破壊検査などの導入を検討していきます。例えば、河川詳細調査の空洞化調査では、ファイバースコープやレーダー探査機を使用して、空洞化を把握し、計画的補修費の算定をしていきます。また、新材料・工法等の新技術について情報収集に努め、必要に応じて導入を検討します。		
【支援方針②】 取組推進のための環境整備	○ 道路局内統合型GIS(地図情報システム)の整備を図っており、道路台帳平面図データをベースに各課で整備する道路施設情報等を入力し、一元管理を推進します。		
	道路施設	橋りょう 「橋梁管理システム」に点検・診断結果や補修履歴を随時反映させます。	

対応する 「基本方針」	実施する取組		
<p>〔支援方針②〕 取組推進のための環境整備</p>	道路施設	歩道橋	歩道橋システムについては、必要なデータはおおむね網羅されており、新規データ入力方法や、部分補修に対応した計画の更新、土木事務所とのデータ共有などに課題がありますが、今後システムのネットワーク化やGISとの連動を含めて、見直しを行っていきます。
		トンネル 地下道	定期点検および補修について、施設毎に記録を残します。
		舗装（幹線道路の車道部）	路面性状の調査データを記録します。
	河川護岸	河川護岸については、河川データベースの整備を行っており、河川カルテも取り込む予定です。整備後は、情報の共有化を検討していきます。	
<p>〔基本方針2〕 必要な機能の持続的な提供</p>	<p>○ 厳しい財政状況のなか、予算管理については、点検・診断結果を踏まえ、保全・更新計画に基づく維持管理・更新等を計画的に行うことにより、予算の平準化とトータルコストの縮減を図ります。舗装（幹線道路の車道部）については点検結果を踏まえた維持管理が適切に行えるよう必要な道路修繕予算を確保します。</p> <p>○ 人材育成については、維持管理に関する研修には、積極的に参加し、OJTによる人材育成を図ります。各種技術研修に参加し技術力の向上を行っていきます。</p>		
	道路施設	橋りょう	一般財団法人橋梁調査会の道路橋点検技術講習会の研修等に計画的に参加し、技術力の向上を図ります。
歩道橋		構造物の維持管理に関する研修に積極的に参加し、技術力の向上を図ります。また、橋梁課と情報共有し、必要な技術を継承していきます。	
トンネル 地下道		首都高速道路株式会社の「橋梁の維持管理技術に関する勉強会」のトンネルに関する研修等に計画的に参加し、技術力の向上を図ります。	
<p>〔支援方針①〕 公民連携をさらに推進</p>			<p>○ 技術力の向上を図るため、今後も河川点検自体を、研修の場と位置付け、道路局の職員と土木事務所の職員と一緒に、技術力の向上を図っていきます。</p> <p>○ 施設の運営・管理について、例えば、河川護岸については親水拠点等がある場所を中心として河川愛護会が清掃等の活動を行っており、今後愛護会の数や範囲が増加するよう、活動支援や愛護会立ち上げの支援を行い、積極的にボランティアを活用します。</p> <p>○ 歩道橋等についてはネーミングライツを積極的に推進します。</p>

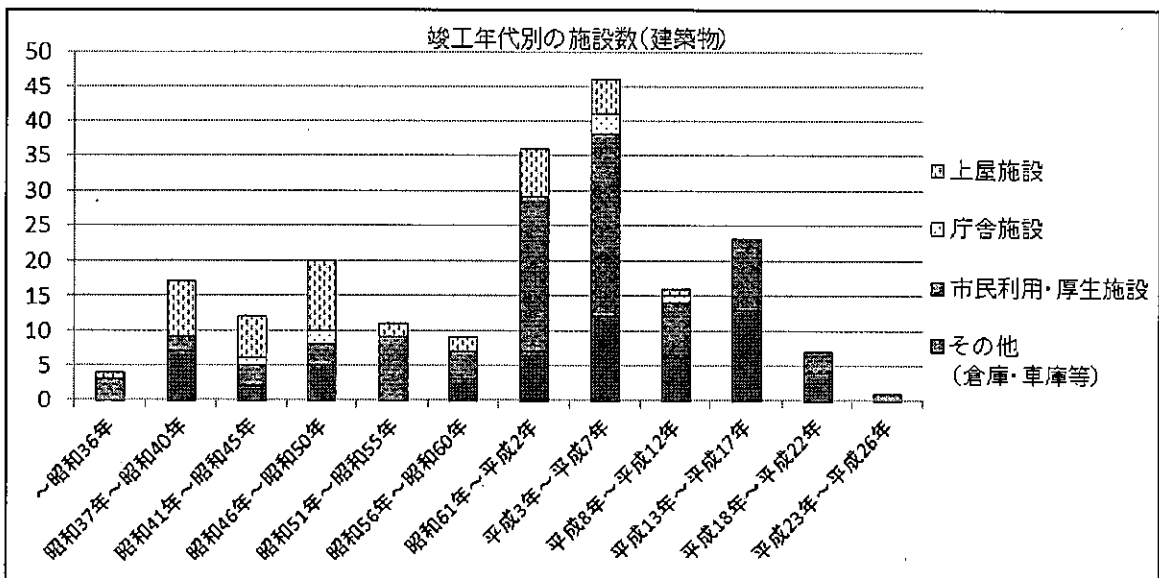
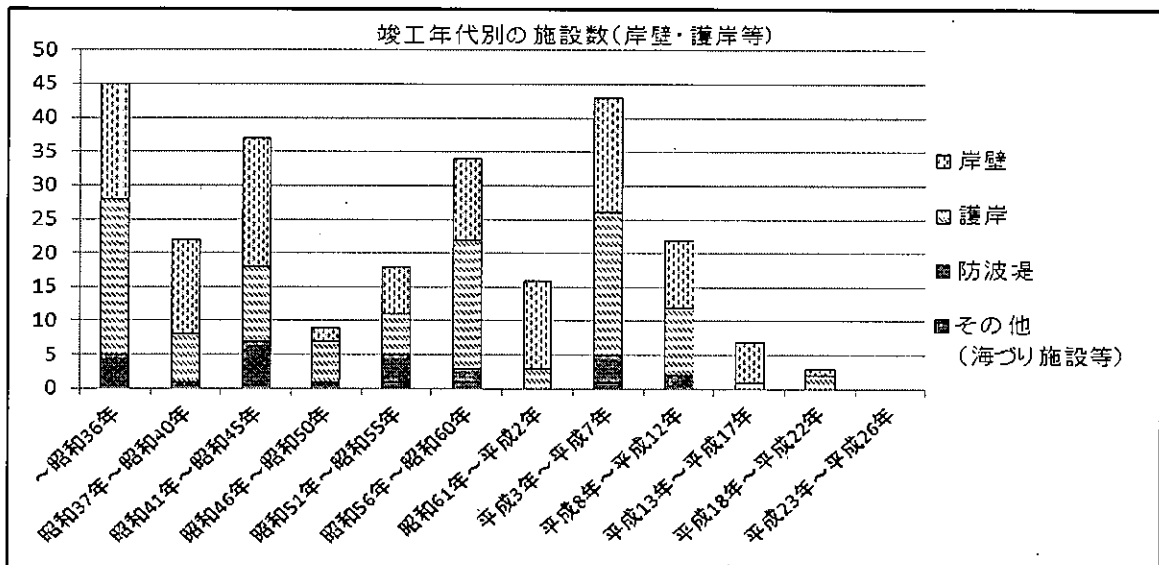
# 港湾局行動計画

## 1 施設の現状と課題

### (1) 保有施設量・築年別整備状況

港湾局が所管する施設は、岸壁、護岸、道路、緑地等の土木施設の他、建築物など多種多様であり、維持管理方法も各々異なります。建設、設置等から数十年を経た施設が多く、老朽化が進んでいます。

[土木施設]		[建築・電気施設]	
岸壁・護岸等	262施設	建築物	201棟
道路	約60km [橋りょう45橋、トンネル1ヶ所]		[上屋:42棟、庁舎:7棟、市民利用施設:94棟、その他:58棟]
荷捌き地	約64ha	受変電設備	77施設
緑地	(26施設) 約84ha	照明設備	約5,200灯



(2) 取組状況と課題

対応する「基本方針」	取組状況と課題																
<p>【基本方針1】 安全で強靱な都市づくり</p>	<p>○ 港湾施設の主要な施設については、法定点検の他、施設に応じた点検、修繕、改修等の維持保全を実施しています。</p>																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="453 416 810 454">施設名</th> <th data-bbox="810 416 1420 454">点検および修繕計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="453 461 810 551">岸壁・護岸等 ＜維持管理計画＞</td> <td data-bbox="810 461 1420 551">点検：定期点検（2年毎）、日常点検（随時） 修繕・改修：計画および点検結果に基づき実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 557 810 647">道路・荷捌き地・緑地</td> <td data-bbox="810 557 1420 647">点検：日常点検（随時） 修繕・改修：優先度を考慮して実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 654 810 743">道路（橋りょう・トンネル） ＜維持管理計画＞</td> <td data-bbox="810 654 1420 743">点検：定期点検（5年毎）、日常点検（随時） 修繕・改修：計画および点検結果に基づき実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 750 810 840">建築物（上屋施設） ＜個別保全計画＞</td> <td data-bbox="810 750 1420 840">点検：法定点検（3年毎）、日常点検（随時） 修繕・改修：保全計画に基づき実施。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 846 810 958">建築物（その他施設）</td> <td data-bbox="810 846 1420 958">点検：法定点検（3年毎）[市民利用・厚生施設のみ]、日常点検（随時） 修繕・改修：優先度を考慮して実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 965 810 1077">受変電設備 ＜受変電設備保全計画＞</td> <td data-bbox="810 965 1420 1077">点検：法定点検（毎年） 日常点検（毎月） 修繕・改修：計画および定期点検結果に基づき実施 緊急修繕は随時実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 1084 810 1182">照明設備</td> <td data-bbox="810 1084 1420 1182">点検：定期点検（毎月） 日常点検（毎月） 修繕・改修：定期点検結果に基づき実施 緊急修繕は随時実施</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	点検および修繕計画	岸壁・護岸等 ＜維持管理計画＞	点検：定期点検（2年毎）、日常点検（随時） 修繕・改修：計画および点検結果に基づき実施	道路・荷捌き地・緑地	点検：日常点検（随時） 修繕・改修：優先度を考慮して実施	道路（橋りょう・トンネル） ＜維持管理計画＞	点検：定期点検（5年毎）、日常点検（随時） 修繕・改修：計画および点検結果に基づき実施	建築物（上屋施設） ＜個別保全計画＞	点検：法定点検（3年毎）、日常点検（随時） 修繕・改修：保全計画に基づき実施。	建築物（その他施設）	点検：法定点検（3年毎）[市民利用・厚生施設のみ]、日常点検（随時） 修繕・改修：優先度を考慮して実施	受変電設備 ＜受変電設備保全計画＞	点検：法定点検（毎年） 日常点検（毎月） 修繕・改修：計画および定期点検結果に基づき実施 緊急修繕は随時実施	照明設備	点検：定期点検（毎月） 日常点検（毎月） 修繕・改修：定期点検結果に基づき実施 緊急修繕は随時実施
	施設名	点検および修繕計画															
	岸壁・護岸等 ＜維持管理計画＞	点検：定期点検（2年毎）、日常点検（随時） 修繕・改修：計画および点検結果に基づき実施															
	道路・荷捌き地・緑地	点検：日常点検（随時） 修繕・改修：優先度を考慮して実施															
	道路（橋りょう・トンネル） ＜維持管理計画＞	点検：定期点検（5年毎）、日常点検（随時） 修繕・改修：計画および点検結果に基づき実施															
	建築物（上屋施設） ＜個別保全計画＞	点検：法定点検（3年毎）、日常点検（随時） 修繕・改修：保全計画に基づき実施。															
	建築物（その他施設）	点検：法定点検（3年毎）[市民利用・厚生施設のみ]、日常点検（随時） 修繕・改修：優先度を考慮して実施															
受変電設備 ＜受変電設備保全計画＞	点検：法定点検（毎年） 日常点検（毎月） 修繕・改修：計画および定期点検結果に基づき実施 緊急修繕は随時実施																
照明設備	点検：定期点検（毎月） 日常点検（毎月） 修繕・改修：定期点検結果に基づき実施 緊急修繕は随時実施																
<p>※主な建築施設の受水槽、浄化槽、消防設備については、毎年法定点検を実施しています。</p>																	
<p>○ 施設の更新については、経過年数、老朽度、利用者ニーズ等を基に、港湾計画での位置付けも踏まえて実施しています。</p>																	
<p>○ 地震防災対策として、現在、岸壁は耐震強化岸壁の整備を、緊急輸送路は液状化対策を、また、特定建築物は耐震化工事を進めています。</p>																	
<p>○ 点検、修繕の課題は、厳しい予算状況もあり維持管理計画を定めず、毎年度優先順位を定め実施してきた緑地、荷捌き地等の施設についても、予防保全の観点から将来を見据えた維持管理計画の策定が必要になってきています。</p>																	
<p>○ 施設の改修や更新の課題は、施設の老朽化の進行に伴う急速な増加が見込まれていることから、中長期の改修・更新計画が求められてきています。</p>																	
<p>【支援方針①】 公民連携をさらに推進</p>	<p>○ 施設の点検、修繕に当たり、最近では、塗料の選定において国土交通省情報システムで紹介されている新技術の導入を図った実績等はあるものの、最先端技術の公共事業への新規導入には課題も多く、本市施設への導入は進んでいません。</p> <p>○ 港湾エリア（臨港地区内）では、現在、道路、緑地、水道、下水道については大半を港湾局が管理し、日常管理や一部施設を他の区局が管理していますが、複雑な管理分担の整理、港湾エリア内外の管理機能の連続性等から効率化に向けた検討が求められています。</p>																

対応する「基本方針」	取組状況と課題
<p>〔支援方針②〕 取組推進のための環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 管理施設の基礎データや補修履歴、点検記録等に関する情報は、電気施設を除き、紙ベースで保管されているケースが多く、また、管理部署毎に保有されていることから、施設データのデータベース化および関係部署連携により管理の効率化を図る必要があります。</li> <li>○ 法定点検に関する予算、上屋等を修繕する特別会計予算（港湾整備事業費）、および安全上から緊急的措置が必要な修繕予算は、継続して確保されています。他方、施設の長寿命化に向け、必要となる定期点検や定期修繕などの予防保全費の充実が、課題となっています。</li> <li>○ 港湾技術に関する人材育成に向けた取り組みとして、局独自の人材育成研修等を若手や転入者を中心に継続的に実施しています。急速に進む技術の高度化に対し、将来を見据えた人材育成プログラムが求められています。</li> </ul>
<p>〔基本方針2〕 必要な機能の持続的な提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 主な港湾施設の規模、配置については、施設の利用実態や将来見通しを基に、概ね10年に1回改訂される港湾計画で方針を定めています。大規模な岸壁の改修計画は其中で位置づけられています。</li> <li>○ 近年、外国客船の寄港や自動車の輸出が増加しているほか、コンテナ船を筆頭に船舶の大型化が進んでおり、国際競争力の強化に向け、大型船舶に対応できる施設への改修や更新が求められています。</li> </ul>
<p>〔支援方針①〕 公民連携をさらに推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ コンテナターミナルの改修、更新に対しては、整備する国、横浜市、横浜港埠頭株式会社と、施設を運営する者が、計画段階から連携して取り組んでいます。</li> <li>○ 港湾の施設管理は、本市のほかに指定管理者が実施しており、物流等関連施設は横浜港埠頭株式会社、市民利用施設の八景島や海づり施設などは民間の企業・団体、港湾関係厚生施設は（一社）横浜港福利厚生協会が行っています。</li> <li>○ 港湾物流施設の改修や更新は、施設の陳腐化や他港との競争力の強化に対応していくため、船舶の大型化や機能高度化等への対応要請に的確に答えていく必要があります。</li> </ul>



本牧心頭



本牧海づり施設

## 2 必要施策に係る取組の方向性

### (1) 「保全・更新計画」を策定する施設

港湾法の港湾施設を主体に、横浜市が保有する主な施設について、「保全・更新計画」を策定していきます。

施設	計画名称	策定済み計画 策定年月	今後策定または 見直し予定年度	備考
岸壁・護岸等	維持管理計画	平成 25 年 3 月	平成 28 年度	
道路・荷捌き地・緑地	—	—		
道路 (橋りょう・トンネル)	維持管理計画	平成 25 年 3 月		
建築物 (上屋、その他施設)	個別保全計画	平成 20 年 7 月		
受変電設備	受変電設備保全計画	平成 20 年 7 月 平成 26 年 4 月(改定)	—	

### (2) 実施する取組

対応する 「基本方針」	実施する取組						
【基本方針1】 安全で強靱な 都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保全・更新計画について、既に策定されている施設については、現行計画に基づき修繕、改修、更新等を継続実施します。計画が策定されていない、または見直しが必要な施設については、耐用年数を基に、老朽化の度合い、機能の高度化、事業量の平準化等を考慮し、平成 28 年度末までに策定および見直しを完了し、それ以降、計画に沿った修繕、改修、更新等に取り組んでいきます。</li> <li>○ 防災対策については、緊急物資輸送用岸壁として、新港ふ頭 9 号岸壁の改修を平成 29 年度までに行います。また、特定建築物の耐震化として、本牧第一港湾労働者福祉センターについて平成 27 年度に耐震化工事を行い、港湾局内の特定建築物耐震化率を 100%とします。</li> <li>○ 点検については、施設の劣化状況や健全度の把握に向け、日常点検に加え、定期点検を計画的に実施します。定期点検の頻度、内容等については、国土交通省が平成 26 年 7 月に策定した「港湾の施設の点検診断ガイドライン」にあるものは、それを基本とします。</li> </ul>						
	<p>&lt;点検計画&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>岸壁・護岸等</td> <td rowspan="2">港湾の施設の点検診断ガイドラインに基づき、点検を実施</td> </tr> <tr> <td>道路(橋りょう、トンネル含) 荷捌き地、緑地</td> </tr> <tr> <td>建築物(上屋、その他施設)</td> <td rowspan="3">引き続き従来の方法により点検を実施</td> </tr> <tr> <td>受変電設備</td> </tr> <tr> <td>照明設備</td> </tr> </tbody> </table>	岸壁・護岸等	港湾の施設の点検診断ガイドラインに基づき、点検を実施	道路(橋りょう、トンネル含) 荷捌き地、緑地	建築物(上屋、その他施設)	引き続き従来の方法により点検を実施	受変電設備
岸壁・護岸等	港湾の施設の点検診断ガイドラインに基づき、点検を実施						
道路(橋りょう、トンネル含) 荷捌き地、緑地							
建築物(上屋、その他施設)	引き続き従来の方法により点検を実施						
受変電設備							
照明設備							

対応する「基本方針」	実施する取組									
〔支援方針①〕 公民連携をさらに推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の点検、修繕に当たっては、非破壊検査や非接触式肉厚測定装置などの国土交通省港湾局で導入を検討している最新の技術工法について、本市施設への導入のための課題整理を行うため、試行していきます。</li> <li>○ 受変電設備の更新時、変圧器については、省エネ基準に適合したトップランナー変圧器 2014 を導入していきます。</li> <li>○ 道路、水道、下水道など港湾エリア（臨港地区）外と連絡する施設について、維持管理、防災等の効率化に向けたあり方検討を行います。</li> </ul>									
〔支援方針②〕 取組推進のための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設情報については、まずは施設情報の電子データ化を平成 28年度までに完成させ、次に、補修履歴や点検記録等様々な関連データを一元管理するデータベースを構築していきます。併せて、指定管理者からの点検・修繕データも関係者で共有できるようにします。</li> <li>○ 施設の維持管理への国費導入については、現在、維持管理計画の策定と施設の更新が対象となっていますが、施設の長寿命化に向けて、予防保全に必要な点検や修繕、改修へも導入を国に働きかけていきます。</li> <li>○ 人材育成については、引き続き、専門職毎の人材育成ビジョンを踏まえた人材育成に取り組むとともに、『技術力向上研修』を毎年実施することを通して若手への技術伝承を進めていきます。 また、技術士、コンクリート診断士、施工管理技士、維持管理士、一級建築士、電気主任技術者、電気工事士等の資格取得を働きかけていきます。 加えて、国土交通省や港湾の関係機関が実施する専門的な研修会への参加、横浜港の国際競争力強化に向けた研修『みなと塾』など局内独自の取組の強化などを通じて、次世代の担い手確保に向けた人材育成を組織的に進めます。</li> </ul>									
〔基本方針2〕 必要な機能の持続的な提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 港湾施設の規模・配置の適正化については、「横浜港港湾計画」で、主な港湾施設の規模、配置を定めています。下記施設について、施設利用者や関係機関と具体的な調整を図り、港湾施設の改修を進めていきます。 <table border="1" data-bbox="432 1272 1410 1525" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">新港 9 号岸壁 (再掲)</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">岸壁の耐震化を図るとともに、大型客船も接岸できる岸壁として改修します。</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">～平成 29 年度 (予定)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">大黒 P 3, 4、 T 3 パース</td> <td style="padding: 5px;">利便性の強化と船舶の大型化に対応するため、岸壁を増深改良し連続バースとして改修します。</td> <td style="padding: 5px;">～平成 29 年度 (予定)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">山下ふ頭の岸壁</td> <td style="padding: 5px;">再開発計画を踏まえながら、山下公園側を改修します。</td> <td style="padding: 5px;">平成 27 年度～</td> </tr> </table> </li> <li>○ コンテナ船の大型化に対しては、世界のコンテナ輸送の将来見通しや国内他港の整備動向等を踏まえて戦略的に新規整備と並行して施設更新を進めていきます。</li> </ul>	新港 9 号岸壁 (再掲)	岸壁の耐震化を図るとともに、大型客船も接岸できる岸壁として改修します。	～平成 29 年度 (予定)	大黒 P 3, 4、 T 3 パース	利便性の強化と船舶の大型化に対応するため、岸壁を増深改良し連続バースとして改修します。	～平成 29 年度 (予定)	山下ふ頭の岸壁	再開発計画を踏まえながら、山下公園側を改修します。	平成 27 年度～
新港 9 号岸壁 (再掲)	岸壁の耐震化を図るとともに、大型客船も接岸できる岸壁として改修します。	～平成 29 年度 (予定)								
大黒 P 3, 4、 T 3 パース	利便性の強化と船舶の大型化に対応するため、岸壁を増深改良し連続バースとして改修します。	～平成 29 年度 (予定)								
山下ふ頭の岸壁	再開発計画を踏まえながら、山下公園側を改修します。	平成 27 年度～								
〔支援方針①〕 公民連携をさらに推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ コンテナターミナルの整備を担当する国、横浜市、横浜港埠頭株式会社と、借受者として施設を利用する船会社や運営者が連携して改修や更新を行い、横浜港の機能強化に取り組みます。</li> <li>○ コンテナ以外の港湾荷役関連施設も、老朽度や岸壁改修計画等を踏まえ、必要な岸壁水深、荷捌き地の仕様などの利用者ニーズに即した施設改修等を進めます。</li> <li>○ 物流、市民利用施設等の運営・管理については、引き続き、指定管理者制度を導入し、民間事業者が持つノウハウを最大限活用した運営・管理を行います。 指定管理者からの点検情報や修繕、改修等の要望について関係部署で共有化し、運営・管理の効率化を図ります。</li> </ul>									



# 水道局行動計画

## 1 施設の現状と課題

### (1) 保有施設量・築年別整備状況

#### ア 土木施設・管路施設

##### 【上水道事業】

上水道（以下、「上水」という。）が保有する主な土木施設は 1 箇所の取水施設、3 系統の導水施設（管以外）、3 箇所の浄水場および 23 箇所の配水池、主な管路施設は 3 系統の導水施設（管）および約 9,100km の水道管（送・配水管）です。

取水施設、導水施設（管以外）、浄水場、配水池の多くは昭和 40 年代から昭和 50 年代までに築造されており、現時点では老朽化は顕在化していません。なお、一部の導水施設は、竣工後 100 年を経過していますが、平成 20 年度に健全度調査を含む耐震診断を実施しており、施設は健全な状態であることが確認できています（図1・図2）。

水道管（送・配水管）は、昭和 30 年代以前に布設した水道管の更新は概ね完了し、今後、昭和 40 年代に布設した水道管（延長約 2,400km）を中心に、着実に更新する計画です（図3）。

施設名	竣工年度	経過年数													経過年数	目標耐用年数	残存耐用年数			
		M43	T9	S5	S15	S25	S35	S45	S55	H2	H12	H22	H25							
取水・導水施設																				
鮎子取水せき	S49																	40年	100年	60年
道志川系導水施設	T3~H25																	1~100年	—	—
榎横湖系導水施設	S24~H22																	4~65年	—	—
馬入川系導水施設	S39~S46																	43~50年	—	—

図1 取水施設、導水施設の年度別築造状況（上水道）

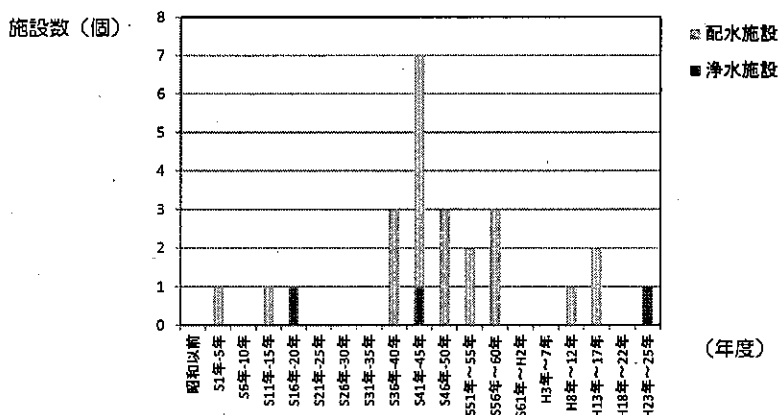


図2 浄水場および配水池の年度別築造状況（上水道）

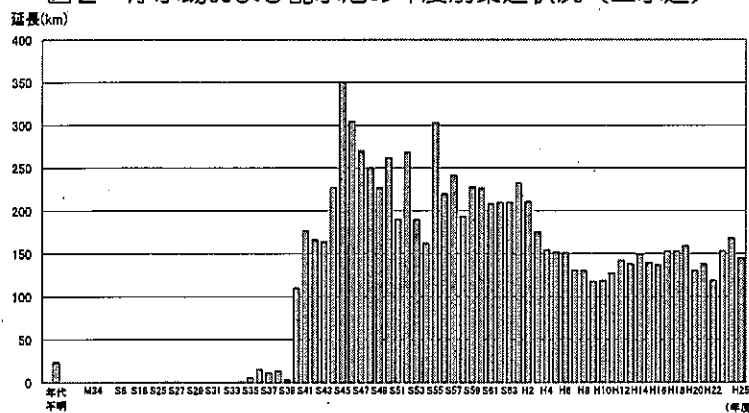


図3 送・配水管の年度別布設延長（上水道）

【工業用水道事業】

工業用水道（以下、「工水」という。）が保有する主な土木施設は、2箇所の沈殿池および2箇所の調整池、主な管路施設は約90kmの工業用水道管です。

沈殿池、調整池は昭和30年代および40年代に築造されており、現時点では老朽化は顕在化していません（図4）。

また、工業用水道管については、現在、老朽化管路を中心に管路更新を実施していますが、今後、昭和30～40年代初期（工業用水道創設時期）に布設した工業用水道管（約30km）を中心として、着実に更新する計画です（図5）。

施設名		竣工年度	S5	S15	S25	S35	S45	S55	H2	H12	H22	H25	経過年数	目標耐用年数	残存耐用年数	備考
沈殿池	小雀沈殿池	S40											48年	100年	52年	
	鎌ヶ峰沈殿池	S45											44年	100年	56年	
調整池	小雀調整池	S40											49年	100年	51年	
	東寺尾配水池	S45											44年	100年	56年	

図4 沈殿池、調整池の年度別築造状況（工業用水道）

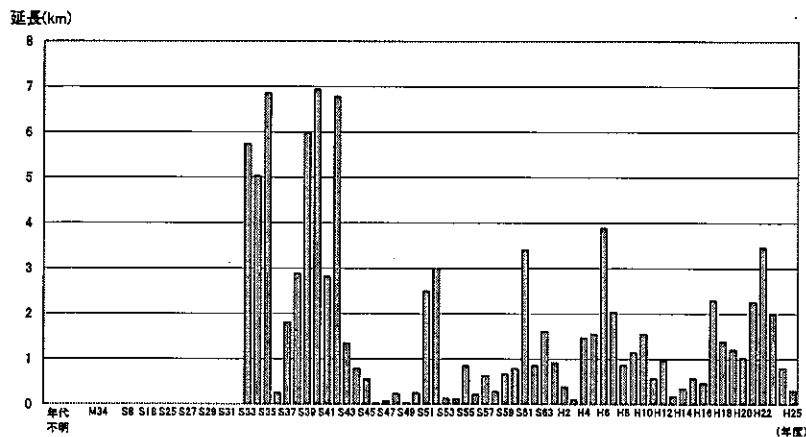


図5 工業用水道管の年度別布設延長（工業用水道）

イ 建築物【上水道事業】【工業用水道事業】

水道局が保有する建築物は約100施設、総数は約340棟で、整備面積は約13万㎡です。その主な内訳は、浄水場・配水池・ポンプ場の水道施設等が57施設（約66,000㎡）、庁舎が28施設（51,000㎡）、職員住宅（公舎）が6施設（約5,000㎡）となっています。

また、築年別に見ると、全整備面積約13万㎡の内、昭和40年代から昭和50年代にかけて建設された施設が約8万㎡と、全体の約60パーセントを占めています（図6）。

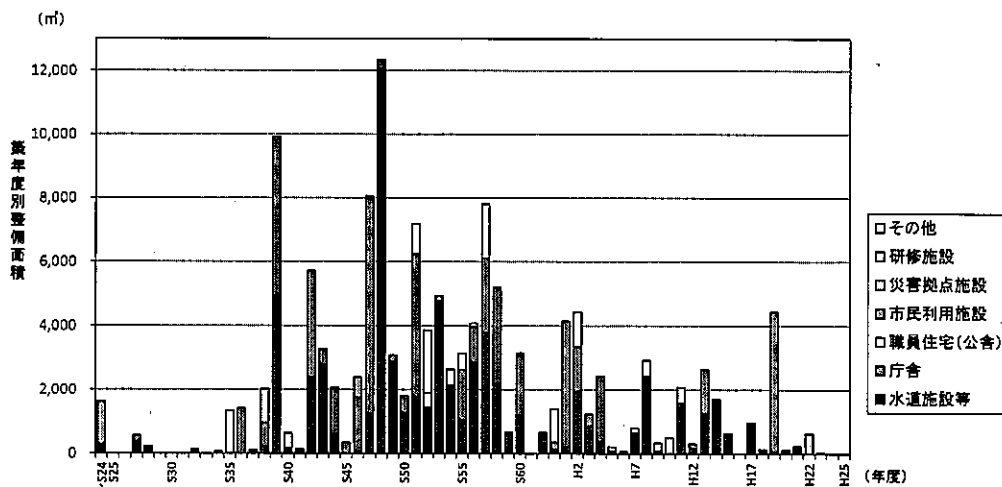


図6 建築物の年度別築造状況

ウ 設備施設【上水道事業】【工業用水道事業】

水道局が保有する主な設備施設は次のとおりです。主に昭和35年から63年までに整備されており、計画的に更新していきます(図7)。

- ・浄水場 3箇所
- ・工業用水道管理事務所 1箇所
- ・配水ポンプ場 22箇所

施設の内訳は、浄水場においては、電気設備、計装設備、沈殿池機械設備、ろ過池機械設備、ポンプ設備となります。ポンプ場においては、電気設備、計装設備、ポンプ設備です。

保有するポンプの総数は184台です。

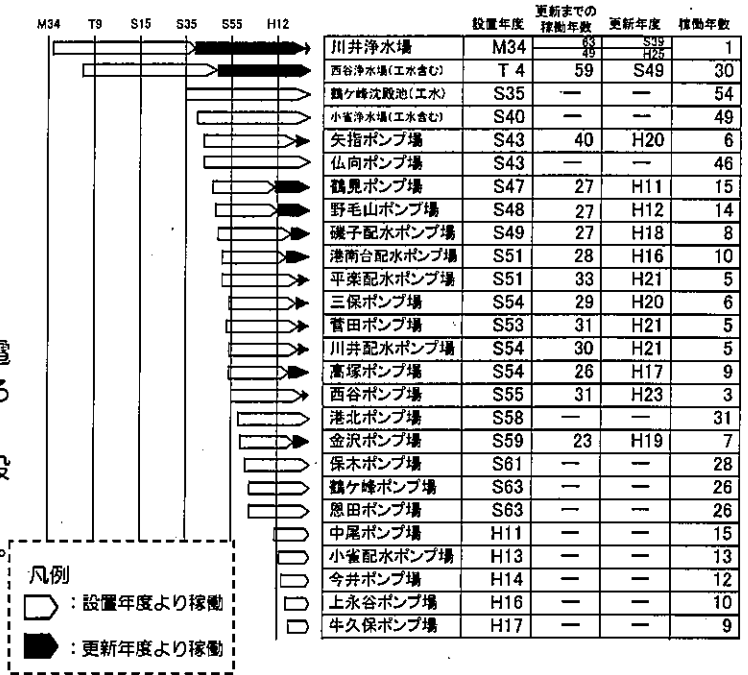


図7 保有設備施設概要(平成26年3月現在)

(2) 取組状況と課題【上水道事業】【工業用水道事業】

現在、水道局は、中期経営計画(平成24~27年度)に基づき事業経営を行っています。また、平成17年6月に、市内にあるすべての浄水場で品質管理マネジメントシステムの国際規格であるISO9001を取得しました。水道局は、このISO9001の中で、施設の適正な管理を図っています。

対応する「基本方針」	取組状況と課題
【基本方針1】安全で強靱な都市づくり	○ 計画的な保全・更新を実施しています。
	<p>土木施設 管路施設</p> <p>上水:「施設整備・管理基本計画」に基づき施設の種類毎に一律に目標耐用年数を設定すると共に、更新の優先順位を検討し、事業量の平準化を図った上で施設の更新を進めています。                      今後は、個々の施設において、最適な目標耐用年数を設定していくことが課題です。</p> <p>工水:「施設整備計画」に基づき、管路施設の更新や継手補強、土木施設の耐震化を進めています。                      工業用水道創設から50年を超え、今後本格的な管路の更新時期を迎えることから、更新の優先順位を検討し、事業量の平準化を図ることが課題です。</p>
	<p>建築物</p> <p>「個別保全計画(建築物および建築設備編)」を策定し、重要度の高い施設の更新計画を立案するとともに、計画的な修繕を実施しています。                      今後も計画的な修繕を確実に実施していくことが課題です。</p>
設備施設	<p>設備の種類毎に耐用年数を定めた「機器耐用年数表」に基づき、更新計画を立案しています。設備施設の修繕については、「電気機械設備保守点検基準」において、修繕周期を定め定期的な修繕を行っています。的確な浄水処理を行うための設備や、安定した給水を確保するための設備は、定期的な修繕を実施し、予防保全を行っています。                      今後は、浄水場や基幹管路の更新が行われる中、予防保全を計画通りに行う事と、的確な予防保全を継続するための人材・技術力を確保する事が課題です。</p>

対応する「基本方針」	取組状況と課題						
<p>【基本方針1】 安全で強靱な都市づくり</p>	<p>○ マニュアルに基づく確実な点検と的確な診断を実施しています。</p> <table border="1" data-bbox="411 302 1410 772"> <tr> <td data-bbox="411 302 528 504">土木施設 管路施設</td> <td data-bbox="528 302 1410 504"> <p>マニュアルに基づき、土木施設は日常の目視点検や耐震診断時の健全度調査を、管路施設は必要に応じて試掘による管体調査等を実施し、施設の安全性を確保しています。これらの点検・診断結果は「施設管理台帳」等で情報管理しています。</p> <p>今後は、個々の施設において、点検・診断結果から最適な目標耐用年数を設定していくことが課題です。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 504 528 638">建築物</td> <td data-bbox="528 504 1410 638"> <p>「個別保全計画（建築物および建築設備編）」に基づき、次年度予算要求時期に施設管理者の建築物点検を実施し、点検結果（建築物のカルテ）を計画的な保全に活用しています。</p> <p>今後も、状態監視保全を的確に実施していくことが課題です。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 638 528 772">設備施設</td> <td data-bbox="528 638 1410 772"> <p>点検を行うための実務マニュアルである「電気機械設備保守点検基準」に基づき、巡回点検と定期点検を実施しています。</p> <p>今後は、蓄積された点検結果を「電気機械設備保守点検基準」に反映させ、確実に予防保全していくことが課題です。</p> </td> </tr> </table>	土木施設 管路施設	<p>マニュアルに基づき、土木施設は日常の目視点検や耐震診断時の健全度調査を、管路施設は必要に応じて試掘による管体調査等を実施し、施設の安全性を確保しています。これらの点検・診断結果は「施設管理台帳」等で情報管理しています。</p> <p>今後は、個々の施設において、点検・診断結果から最適な目標耐用年数を設定していくことが課題です。</p>	建築物	<p>「個別保全計画（建築物および建築設備編）」に基づき、次年度予算要求時期に施設管理者の建築物点検を実施し、点検結果（建築物のカルテ）を計画的な保全に活用しています。</p> <p>今後も、状態監視保全を的確に実施していくことが課題です。</p>	設備施設	<p>点検を行うための実務マニュアルである「電気機械設備保守点検基準」に基づき、巡回点検と定期点検を実施しています。</p> <p>今後は、蓄積された点検結果を「電気機械設備保守点検基準」に反映させ、確実に予防保全していくことが課題です。</p>
	土木施設 管路施設	<p>マニュアルに基づき、土木施設は日常の目視点検や耐震診断時の健全度調査を、管路施設は必要に応じて試掘による管体調査等を実施し、施設の安全性を確保しています。これらの点検・診断結果は「施設管理台帳」等で情報管理しています。</p> <p>今後は、個々の施設において、点検・診断結果から最適な目標耐用年数を設定していくことが課題です。</p>					
	建築物	<p>「個別保全計画（建築物および建築設備編）」に基づき、次年度予算要求時期に施設管理者の建築物点検を実施し、点検結果（建築物のカルテ）を計画的な保全に活用しています。</p> <p>今後も、状態監視保全を的確に実施していくことが課題です。</p>					
	設備施設	<p>点検を行うための実務マニュアルである「電気機械設備保守点検基準」に基づき、巡回点検と定期点検を実施しています。</p> <p>今後は、蓄積された点検結果を「電気機械設備保守点検基準」に反映させ、確実に予防保全していくことが課題です。</p>					
	<p>○ 耐震化等による防災機能の強化を実施しています。</p> <table border="1" data-bbox="411 862 1410 1299"> <tr> <td data-bbox="411 862 528 1064">土木施設 管路施設</td> <td data-bbox="528 862 1410 1064"> <p>耐震性に問題がある施設については、更新時期を待たずに経済性・効率性等の観点から、更新又は耐震補強を実施しています。</p> <p>上水：今後は、水需要減少等による厳しい財政状況の中でも、着実に耐震補強工事を実施していくことが課題です。</p> <p>工水：今後は、これまで継手補強を実施してきた管路についても、着実に耐震管へ更新していくことが課題です。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1064 528 1164">建築物</td> <td data-bbox="528 1064 1410 1164"> <p>「横浜市公共建築物耐震対策事業計画」に基づき、耐震基準を満たさない建築物について、建替えまたは耐震補強を実施しています。</p> <p>確実に建替え、耐震補強を実施していくことが課題です。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1164 528 1299">設備施設</td> <td data-bbox="528 1164 1410 1299"> <p>機械・電気設備の機器は、最新の耐震基準を反映した「機械・電気設備 耐震設計・施工要領（横浜市水道局）」に基づき、設計・施工されており、耐震性に問題はありません。</p> <p>今後は、耐震基準が変更となった際の迅速な対応が課題です。</p> </td> </tr> </table>	土木施設 管路施設	<p>耐震性に問題がある施設については、更新時期を待たずに経済性・効率性等の観点から、更新又は耐震補強を実施しています。</p> <p>上水：今後は、水需要減少等による厳しい財政状況の中でも、着実に耐震補強工事を実施していくことが課題です。</p> <p>工水：今後は、これまで継手補強を実施してきた管路についても、着実に耐震管へ更新していくことが課題です。</p>	建築物	<p>「横浜市公共建築物耐震対策事業計画」に基づき、耐震基準を満たさない建築物について、建替えまたは耐震補強を実施しています。</p> <p>確実に建替え、耐震補強を実施していくことが課題です。</p>	設備施設	<p>機械・電気設備の機器は、最新の耐震基準を反映した「機械・電気設備 耐震設計・施工要領（横浜市水道局）」に基づき、設計・施工されており、耐震性に問題はありません。</p> <p>今後は、耐震基準が変更となった際の迅速な対応が課題です。</p>
		土木施設 管路施設	<p>耐震性に問題がある施設については、更新時期を待たずに経済性・効率性等の観点から、更新又は耐震補強を実施しています。</p> <p>上水：今後は、水需要減少等による厳しい財政状況の中でも、着実に耐震補強工事を実施していくことが課題です。</p> <p>工水：今後は、これまで継手補強を実施してきた管路についても、着実に耐震管へ更新していくことが課題です。</p>				
建築物		<p>「横浜市公共建築物耐震対策事業計画」に基づき、耐震基準を満たさない建築物について、建替えまたは耐震補強を実施しています。</p> <p>確実に建替え、耐震補強を実施していくことが課題です。</p>					
設備施設	<p>機械・電気設備の機器は、最新の耐震基準を反映した「機械・電気設備 耐震設計・施工要領（横浜市水道局）」に基づき、設計・施工されており、耐震性に問題はありません。</p> <p>今後は、耐震基準が変更となった際の迅速な対応が課題です。</p>						
<p>【支援方針②】 取組推進のための環境整備</p>	<p>○ 施設情報等を一元管理するデータベースの構築を実施しています。</p> <table border="1" data-bbox="411 1377 1410 1780"> <tr> <td data-bbox="411 1377 528 1512">土木施設 管路施設</td> <td data-bbox="528 1377 1410 1512"> <p>管路や弁栓類の位置、管種、管径、布設年度、図面等をデータベース化しています。</p> <p>今後は、データ種別の増加に伴い、データ量が増加していくため、その対応が課題です。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1512 528 1646">建築物</td> <td data-bbox="528 1512 1410 1646"> <p>全市的な取り組みとして、「横浜市公共建築物台帳」に公共建築物に関する情報を電子データベース化しており、水道局が保有する建築物の情報もこの中で管理しています。</p> <p>今後も、この情報を定期的に更新していくことが課題です。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1646 528 1780">設備施設</td> <td data-bbox="528 1646 1410 1780"> <p>「設備台帳」により、設置当初の基礎データ、故障履歴、修繕履歴等を蓄積しています。</p> <p>今後は、「設備台帳」等の電子データの運用や維持管理方法を定めていくことが課題です。</p> </td> </tr> </table>	土木施設 管路施設	<p>管路や弁栓類の位置、管種、管径、布設年度、図面等をデータベース化しています。</p> <p>今後は、データ種別の増加に伴い、データ量が増加していくため、その対応が課題です。</p>	建築物	<p>全市的な取り組みとして、「横浜市公共建築物台帳」に公共建築物に関する情報を電子データベース化しており、水道局が保有する建築物の情報もこの中で管理しています。</p> <p>今後も、この情報を定期的に更新していくことが課題です。</p>	設備施設	<p>「設備台帳」により、設置当初の基礎データ、故障履歴、修繕履歴等を蓄積しています。</p> <p>今後は、「設備台帳」等の電子データの運用や維持管理方法を定めていくことが課題です。</p>
	土木施設 管路施設	<p>管路や弁栓類の位置、管種、管径、布設年度、図面等をデータベース化しています。</p> <p>今後は、データ種別の増加に伴い、データ量が増加していくため、その対応が課題です。</p>					
建築物	<p>全市的な取り組みとして、「横浜市公共建築物台帳」に公共建築物に関する情報を電子データベース化しており、水道局が保有する建築物の情報もこの中で管理しています。</p> <p>今後も、この情報を定期的に更新していくことが課題です。</p>						
設備施設	<p>「設備台帳」により、設置当初の基礎データ、故障履歴、修繕履歴等を蓄積しています。</p> <p>今後は、「設備台帳」等の電子データの運用や維持管理方法を定めていくことが課題です。</p>						
<p>○ 計画的に事業費の平準化を図ることで、適切な保全・更新費予算を編成しています。</p> <p>今後は、水道料金収入が減少する中で、老朽化した施設の更新や大規模災害等に備えた耐震化に必要な事業費を確保することが課題です。</p>							

対応する「基本方針」	取組状況と課題												
<p>〔支援方針②〕 取組推進のための環境整備</p>	<p>○ 水道局人材育成ビジョンを策定し、計画的に人材育成を行っています。</p> <p>ベテラン職員が大量退職し、若手・中堅職員の割合が急増するという職員年齢構成の変化の中で、水道施設の維持管理に関する技術力の継承が急務になっています。しかし、水道施設を適切に維持管理するには、複数分野に渡る水道技術が必要となるため、これらの習得には長期の経験が必要です。</p> <p>このため、ME 制度（※1）・TE 制度（※2）等により技術・技能継承を推進しています。また、知見・ノウハウの共有に関する、水道局ナレッジバンク（※3）の運用、新たな技術や知見に関して局内研究開発報告会等により、情報の共有化を図っています。</p> <p>今後は、ベテラン職員の減少が進む中でも着実に技術・技能継承を推進していくため、効率的な技術継承の手法を確立していくことが課題です。</p> <p>※1 水道技術の確実な継承を目指し、技術・知識・経験・指導力等、特に優れた職員を任命し、日常業務を通じて指導を受ける職員とマンツーマン方式による指導を行い、確実に技術を継承する制度。</p> <p>※2 水道局が長年培った技能の維持・継承と迅速な事故対応を目指し、技能・経験・指導力等、特に優れた職員を任命し、訓練等を実施する制度。</p> <p>※3 職員に疑問等が発生した場合の相談窓口。人材開発センターの職員が質問に答えるとともに、Q&amp;Aをデータベースとして蓄積し、共有する。</p>												
<p>〔基本方針 2〕 必要な機能の持続的な提供</p>	<p>○ 運営・管理の改善を実施しています。</p> <table border="1" data-bbox="421 965 1423 1317"> <tr> <td data-bbox="421 965 533 1077">土木施設 管路施設</td> <td data-bbox="533 965 1423 1077">市内に水道計測設備を設置し、水質や水圧等の状況をリアルタイムに確認することで、水道施設を監視しています。 今後は水道計測設備が老朽化し、更新需要が増えることが課題です。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="421 1077 533 1211">建築物</td> <td data-bbox="533 1077 1423 1211">水道局資産の整理統合と有効活用（広告事業や水道施設の建物の貸付等）を民間等との連携により進め、収入の確保に努めています。 今後は、水道料金収入が減少する中で、より一層の資産の有効活用および運営コストを縮減することが課題です。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="421 1211 533 1317">設備施設</td> <td data-bbox="533 1211 1423 1317">浄水場の運転・管理は、基本的に局職員により行っています。ポンプ場については無人化を図り、浄水場からの遠方監視を行っています。 今後は、無人施設の危機管理面の対策が課題です。</td> </tr> </table> <p>○ 効率的な施設配置・量による提供を実施しています。</p> <table border="1" data-bbox="421 1397 1423 1935"> <tr> <td data-bbox="421 1397 533 1565">土木施設 管路施設</td> <td data-bbox="533 1397 1423 1565">水需要予測の見直しを定期的に行うことで、施設規模の適正化を図っています。また、環境への負荷が少ない自然流下系浄水場（川井浄水場、西谷浄水場）の水を最大限活用できるよう施設の整備を進めています。 今後は、水需要の減少に合わせて、施設更新の際に施設規模や施設配置の適正化を図っていくことが課題です。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="421 1565 533 1733">建築物</td> <td data-bbox="533 1565 1423 1733">上記のほか、お客さまサービスの最前線を担っている事務所の所管区域を統合し、事務所庁舎の配置見直しおよび統合を進めるほか、職員公舎の段階的廃止を行います。 今後は、事務所統合後に不使用となる施設の活用の方向性を確定させていくことが課題です。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="421 1733 533 1935">設備施設</td> <td data-bbox="533 1733 1423 1935">大規模な配水エリアを持つポンプ設備の更新時に、エリア内にある小規模の増圧ポンプの配水エリアをカバーできる能力のポンプを設置し、小規模ポンプ場の廃止等、施設の統廃合を考慮した更新計画を策定しています。 今後は、省エネ等の視点を取り入れた更新計画を策定していくことが課題です。</td> </tr> </table>	土木施設 管路施設	市内に水道計測設備を設置し、水質や水圧等の状況をリアルタイムに確認することで、水道施設を監視しています。 今後は水道計測設備が老朽化し、更新需要が増えることが課題です。	建築物	水道局資産の整理統合と有効活用（広告事業や水道施設の建物の貸付等）を民間等との連携により進め、収入の確保に努めています。 今後は、水道料金収入が減少する中で、より一層の資産の有効活用および運営コストを縮減することが課題です。	設備施設	浄水場の運転・管理は、基本的に局職員により行っています。ポンプ場については無人化を図り、浄水場からの遠方監視を行っています。 今後は、無人施設の危機管理面の対策が課題です。	土木施設 管路施設	水需要予測の見直しを定期的に行うことで、施設規模の適正化を図っています。また、環境への負荷が少ない自然流下系浄水場（川井浄水場、西谷浄水場）の水を最大限活用できるよう施設の整備を進めています。 今後は、水需要の減少に合わせて、施設更新の際に施設規模や施設配置の適正化を図っていくことが課題です。	建築物	上記のほか、お客さまサービスの最前線を担っている事務所の所管区域を統合し、事務所庁舎の配置見直しおよび統合を進めるほか、職員公舎の段階的廃止を行います。 今後は、事務所統合後に不使用となる施設の活用の方向性を確定させていくことが課題です。	設備施設	大規模な配水エリアを持つポンプ設備の更新時に、エリア内にある小規模の増圧ポンプの配水エリアをカバーできる能力のポンプを設置し、小規模ポンプ場の廃止等、施設の統廃合を考慮した更新計画を策定しています。 今後は、省エネ等の視点を取り入れた更新計画を策定していくことが課題です。
土木施設 管路施設	市内に水道計測設備を設置し、水質や水圧等の状況をリアルタイムに確認することで、水道施設を監視しています。 今後は水道計測設備が老朽化し、更新需要が増えることが課題です。												
建築物	水道局資産の整理統合と有効活用（広告事業や水道施設の建物の貸付等）を民間等との連携により進め、収入の確保に努めています。 今後は、水道料金収入が減少する中で、より一層の資産の有効活用および運営コストを縮減することが課題です。												
設備施設	浄水場の運転・管理は、基本的に局職員により行っています。ポンプ場については無人化を図り、浄水場からの遠方監視を行っています。 今後は、無人施設の危機管理面の対策が課題です。												
土木施設 管路施設	水需要予測の見直しを定期的に行うことで、施設規模の適正化を図っています。また、環境への負荷が少ない自然流下系浄水場（川井浄水場、西谷浄水場）の水を最大限活用できるよう施設の整備を進めています。 今後は、水需要の減少に合わせて、施設更新の際に施設規模や施設配置の適正化を図っていくことが課題です。												
建築物	上記のほか、お客さまサービスの最前線を担っている事務所の所管区域を統合し、事務所庁舎の配置見直しおよび統合を進めるほか、職員公舎の段階的廃止を行います。 今後は、事務所統合後に不使用となる施設の活用の方向性を確定させていくことが課題です。												
設備施設	大規模な配水エリアを持つポンプ設備の更新時に、エリア内にある小規模の増圧ポンプの配水エリアをカバーできる能力のポンプを設置し、小規模ポンプ場の廃止等、施設の統廃合を考慮した更新計画を策定しています。 今後は、省エネ等の視点を取り入れた更新計画を策定していくことが課題です。												

対応する「基本方針」	取組状況と課題						
【基本方針2】 必要な機能の持続的に提供	<p>○ 小水力発電設備や太陽光発電設備等の導入により、再生可能エネルギーや用地を有効に活用しています。また、省エネルギータイプの設備を導入する事などにより、環境負荷の低減に取り組んでいます。</p> <p>今後も、環境との調和を重視した、事業運営を継続していくことが課題です。</p>						
【支援方針①】 公民連携をさらに推進	<p>○ 川井浄水場の再整備では、日本最大規模の膜処理施設の導入にあたり、民間の資金・経営能力・技術力を活用できる PFI 手法を導入しました。この川井浄水場再整備事業では、設計・建設・維持管理を一体とすることでトータルコストを削減しました。</p> <p>今後は、川井浄水場再整備事業の特別目的会社（※4）が保有している膜ろ過施設の運転・維持管理に関する技術やノウハウを継続的に取得していくことが課題です。</p> <p>※4 PFI手法により川井浄水場再整備事業を行うことを目的に設立された会社のこと。</p> <p>○ 新たな技術・手法の活用拡大を実施しています。</p> <table border="1" data-bbox="411 875 1417 1382"> <tbody> <tr> <td data-bbox="411 875 528 1070">土木施設 管路施設</td> <td data-bbox="528 875 1417 1070"> <p>管路更新においては、耐久性が飛躍的に向上した「100年管」であるGX形ダクタイル鋳鉄管等、新技術を積極的に導入し、長寿命化・コスト削減を図っています。また、共同研究とフィールド提供により、民間の新技術の水道分野への導入を推進しています。</p> <p>今後は、水道局で蓄積したノウハウと民間の技術力を組み合わせた新技術開発の検討が課題です。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1070 528 1205">建築物</td> <td data-bbox="528 1070 1417 1205"> <p>建築物の改修条件や施工上の制約等に応じて、新たな施工方法を適切に選択、採用し対応してきています。</p> <p>今後も継続的に新たな技術・手法の活用を拡大していくことが課題です。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1205 528 1382">設備施設</td> <td data-bbox="528 1205 1417 1382"> <p>新技術については、局単独の調査研究、または民間企業との共同研究により積極的な導入を推進しています。これまで、フロート式太陽電池アレイの特許取得、小水力発電設備の導入を行っています。</p> <p>今後は、水道局で蓄積したノウハウと民間の技術力を組み合わせた新技術開発の検討が課題です。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	土木施設 管路施設	<p>管路更新においては、耐久性が飛躍的に向上した「100年管」であるGX形ダクタイル鋳鉄管等、新技術を積極的に導入し、長寿命化・コスト削減を図っています。また、共同研究とフィールド提供により、民間の新技術の水道分野への導入を推進しています。</p> <p>今後は、水道局で蓄積したノウハウと民間の技術力を組み合わせた新技術開発の検討が課題です。</p>	建築物	<p>建築物の改修条件や施工上の制約等に応じて、新たな施工方法を適切に選択、採用し対応してきています。</p> <p>今後も継続的に新たな技術・手法の活用を拡大していくことが課題です。</p>	設備施設	<p>新技術については、局単独の調査研究、または民間企業との共同研究により積極的な導入を推進しています。これまで、フロート式太陽電池アレイの特許取得、小水力発電設備の導入を行っています。</p> <p>今後は、水道局で蓄積したノウハウと民間の技術力を組み合わせた新技術開発の検討が課題です。</p>
土木施設 管路施設	<p>管路更新においては、耐久性が飛躍的に向上した「100年管」であるGX形ダクタイル鋳鉄管等、新技術を積極的に導入し、長寿命化・コスト削減を図っています。また、共同研究とフィールド提供により、民間の新技術の水道分野への導入を推進しています。</p> <p>今後は、水道局で蓄積したノウハウと民間の技術力を組み合わせた新技術開発の検討が課題です。</p>						
建築物	<p>建築物の改修条件や施工上の制約等に応じて、新たな施工方法を適切に選択、採用し対応してきています。</p> <p>今後も継続的に新たな技術・手法の活用を拡大していくことが課題です。</p>						
設備施設	<p>新技術については、局単独の調査研究、または民間企業との共同研究により積極的な導入を推進しています。これまで、フロート式太陽電池アレイの特許取得、小水力発電設備の導入を行っています。</p> <p>今後は、水道局で蓄積したノウハウと民間の技術力を組み合わせた新技術開発の検討が課題です。</p>						

## 2 必要施策に係る取組の方向性

### (1) 「保全・更新計画」を策定する施設

施設	計画名称	策定済み計画 策定年月	今後策定または 見直し予定年度	備考
土木施設・管路施設 建築施設・設備施設 (上水・工水)	施設整備・管理基本計画	平成21年7月	適宜見直し	

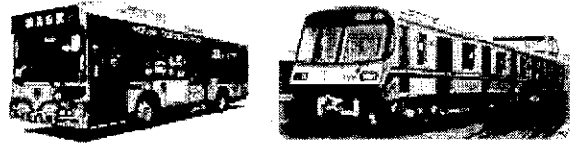
(2) 実施する取組【上水道事業】【工業用水道事業】

対応する「基本方針」	実施する取組		
【基本方針1】 安全で強靱な都市づくり	○ 施設整備・管理基本計画を適宜見直し、計画的な保全・更新を実施します。		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="414 347 534 526">土木施設 管路施設</td> <td data-bbox="534 347 1420 526">上水：今後検討を進める健全度評価の結果に基づいて、施設個々の目標耐用年数を設定します。さらに更新・補修履歴のデータベースを用いて、更新時期や優先度の再精査を実施し、更新計画に反映させます。 工水：アセットマネジメントの手法により、更新の優先順位や更新時期を検討し、事業量の平準化を図ります。</td> </tr> </table>	土木施設 管路施設	上水：今後検討を進める健全度評価の結果に基づいて、施設個々の目標耐用年数を設定します。さらに更新・補修履歴のデータベースを用いて、更新時期や優先度の再精査を実施し、更新計画に反映させます。 工水：アセットマネジメントの手法により、更新の優先順位や更新時期を検討し、事業量の平準化を図ります。
	土木施設 管路施設	上水：今後検討を進める健全度評価の結果に基づいて、施設個々の目標耐用年数を設定します。さらに更新・補修履歴のデータベースを用いて、更新時期や優先度の再精査を実施し、更新計画に反映させます。 工水：アセットマネジメントの手法により、更新の優先順位や更新時期を検討し、事業量の平準化を図ります。	
	建築物 未耐震建築物の建替え又は耐震化が完了するのを踏まえ、保全に関する計画の内容を見直し、既存施設の長寿命化に向けた確実かつ計画的な実施を図ります。		
	設備施設 予防保全にあたっては、効率的な運用や、工程調整を行うと共に、定期的に点検結果を反映させた「機器耐用年数表」、「電気機械設備保守点検基準」に基づき、修繕・更新を実施します。また、的確な予防保全を継続する、人材・技術力の確保のために、計画的な実務研修を実施します。		
	○ マニュアルに基づく確実な点検と的確な診断を実施します。		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="414 884 534 974">土木施設 管路施設</td> <td data-bbox="534 884 1420 974">点検・診断結果に基づく、健全度評価手法（基準、手法、周期）の検討を進め、個々の施設の目標耐用年数を設定し、「保全計画」に反映します。</td> </tr> </table>	土木施設 管路施設	点検・診断結果に基づく、健全度評価手法（基準、手法、周期）の検討を進め、個々の施設の目標耐用年数を設定し、「保全計画」に反映します。
	土木施設 管路施設	点検・診断結果に基づく、健全度評価手法（基準、手法、周期）の検討を進め、個々の施設の目標耐用年数を設定し、「保全計画」に反映します。	
	建築物 建築物点検を継続的に実施し、更新時期の見極めを的確に行い、長寿命化を図ります。		
	設備施設 定期的に点検結果を反映させた「電気機械設備保守点検基準」に基づき、予防保全を実施します。		
○ 耐震化等による防災機能の強化を実施します。			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="414 1198 534 1332">土木施設 管路施設</td> <td data-bbox="534 1198 1420 1332">上水：横浜市防災計画「災害対策編」で定められている震度7クラスの地震にも対応できるように施設の優先順位を見極めながら耐震化を順次実施します。 工水：優先順位を見定めながら、耐震管への更新を進めていきます。</td> </tr> </table>	土木施設 管路施設	上水：横浜市防災計画「災害対策編」で定められている震度7クラスの地震にも対応できるように施設の優先順位を見極めながら耐震化を順次実施します。 工水：優先順位を見定めながら、耐震管への更新を進めていきます。	
土木施設 管路施設	上水：横浜市防災計画「災害対策編」で定められている震度7クラスの地震にも対応できるように施設の優先順位を見極めながら耐震化を順次実施します。 工水：優先順位を見定めながら、耐震管への更新を進めていきます。		
建築物 廃止・解体予定の建築物を除く耐震性に課題がある建築物について、順次建替えまたは耐震化する予定です。			
設備施設 耐震基準が変更になった際には、最新の耐震基準に適合するよう「機械・電気設備 耐震設計・施工要領（横浜市水道局）」を速やかに改訂します。			
【支援方針②】 取組推進のための環境整備	○ 施設情報等を一元管理するデータベースを構築します。		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="414 1579 534 1646">土木施設 管路施設</td> <td data-bbox="534 1579 1420 1646">更新・補修履歴を整理し、優先度の高いデータを蓄積します。</td> </tr> </table>	土木施設 管路施設	更新・補修履歴を整理し、優先度の高いデータを蓄積します。
	土木施設 管路施設	更新・補修履歴を整理し、優先度の高いデータを蓄積します。	
	建築物 「横浜市公共建築物台帳」のデータを定期的に情報更新し、最新情報の維持を行います。		
設備施設 各種データの電子化、一元化を含めた「保安全管理システム」を構築します。保安全管理システムの構築後は、点検結果、故障履歴、修繕履歴等から、さらに最適な修繕時期を見出し、現状以上に的確な予防保全を実施します。			
○ 資産の有効活用や業務の効率化などの経営基盤強化の取組を進め、施設の更新・耐震化に必要な事業費の確保を図ります。			

対応する「基本方針」	実施する取組												
<p>〔支援方針②〕 取組推進のための環境整備</p>	<p>○ 新人や未経験分野の業務を担当する職員に対し、異動後速やかに職種を越えた研修を実施し、基礎知識の習得を図ります。また、OJTの実施にあたっては、実施状況を可視化できる様式を用いて、職員一人ひとりの強み弱みを把握するなど、効率的な技術・技能継承を推進します。OJTではカバーできない事項に関しては、これを補完可能な実務に即した研修を実施し、人材育成とサポート強化を図ります。</p>												
<p>〔基本方針2〕 必要な機能の持続的な提供</p>	<p>○ 運営・管理の改善を実施します。</p> <table border="1" data-bbox="411 577 1417 808"> <tr> <td data-bbox="411 577 523 651">土木施設 管路施設</td> <td data-bbox="523 577 1417 651">適切に水道施設を監視するために、計画的に水道計測設備を更新します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 651 523 725">建築物</td> <td data-bbox="523 651 1417 725">運営管理コストの縮減のため、今後も更に民間等との連携により、収入の確保に努めます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 725 523 808">設備施設</td> <td data-bbox="523 725 1417 808">無人化施設の危機管理対応として、主要ポンプ場に、浄水場から24時間監視可能なネットワークカメラを設置します。</td> </tr> </table> <p>○ 効率的な施設配置・量による提供を実施します。</p> <table border="1" data-bbox="411 882 1417 1189"> <tr> <td data-bbox="411 882 523 956">土木施設 管路施設</td> <td data-bbox="523 882 1417 956">水需要予測を踏まえ、既存施設を有効に活用しながら、エネルギー効率を考慮した水道システムの再構築を検討します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 956 523 1113">建築物</td> <td data-bbox="523 956 1417 1113">「横浜市水道事業中期経営計画」に基づき、事務所の配置見直しおよび統合を引き続き進めます。また、職員公舎の段階的な廃止を進め、今後の全廃を目指します。また、水道施設の再構築に合わせた建築物の利用および配置について、適切に対応します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1113 523 1189">設備施設</td> <td data-bbox="523 1113 1417 1189">施設の更新時には、設備の規模の適正化、他施設の統廃合、省エネ等を意識した更新計画を検討します。</td> </tr> </table> <p>○ 管理・運営における環境負荷を低減するため、小水力発電設備や太陽光発電設備などの、再生可能エネルギー導入の可能性について検討を進めます。</p>	土木施設 管路施設	適切に水道施設を監視するために、計画的に水道計測設備を更新します。	建築物	運営管理コストの縮減のため、今後も更に民間等との連携により、収入の確保に努めます。	設備施設	無人化施設の危機管理対応として、主要ポンプ場に、浄水場から24時間監視可能なネットワークカメラを設置します。	土木施設 管路施設	水需要予測を踏まえ、既存施設を有効に活用しながら、エネルギー効率を考慮した水道システムの再構築を検討します。	建築物	「横浜市水道事業中期経営計画」に基づき、事務所の配置見直しおよび統合を引き続き進めます。また、職員公舎の段階的な廃止を進め、今後の全廃を目指します。また、水道施設の再構築に合わせた建築物の利用および配置について、適切に対応します。	設備施設	施設の更新時には、設備の規模の適正化、他施設の統廃合、省エネ等を意識した更新計画を検討します。
土木施設 管路施設	適切に水道施設を監視するために、計画的に水道計測設備を更新します。												
建築物	運営管理コストの縮減のため、今後も更に民間等との連携により、収入の確保に努めます。												
設備施設	無人化施設の危機管理対応として、主要ポンプ場に、浄水場から24時間監視可能なネットワークカメラを設置します。												
土木施設 管路施設	水需要予測を踏まえ、既存施設を有効に活用しながら、エネルギー効率を考慮した水道システムの再構築を検討します。												
建築物	「横浜市水道事業中期経営計画」に基づき、事務所の配置見直しおよび統合を引き続き進めます。また、職員公舎の段階的な廃止を進め、今後の全廃を目指します。また、水道施設の再構築に合わせた建築物の利用および配置について、適切に対応します。												
設備施設	施設の更新時には、設備の規模の適正化、他施設の統廃合、省エネ等を意識した更新計画を検討します。												
<p>〔支援方針①〕 公民連携をさらに推進</p>	<p>○ 膜ろ過施設の運転管理について、モニタリングを実施するとともに、水道局とSPCで継続的に情報交換を行うことで、膜ろ過施設の維持管理に関する技術・ノウハウを取得します。</p> <p>○ 水道局で蓄積したノウハウと、民間の技術力を組み合わせて、新技術・材料を開発する等、コスト縮減を図ります。</p>												



# 交通局行動計画



## 1 施設の現状と課題

### (1) 保有施設量・築年別整備状況

横浜市営地下鉄の営業路線はブルーライン（営業キロ 40.4km）とグリーンライン（営業キロ 13.0km）の2路線があります。ブルーラインは昭和47年度の伊勢佐木長者町駅～上大岡駅間の開業以来、順次路線を延長してきました。

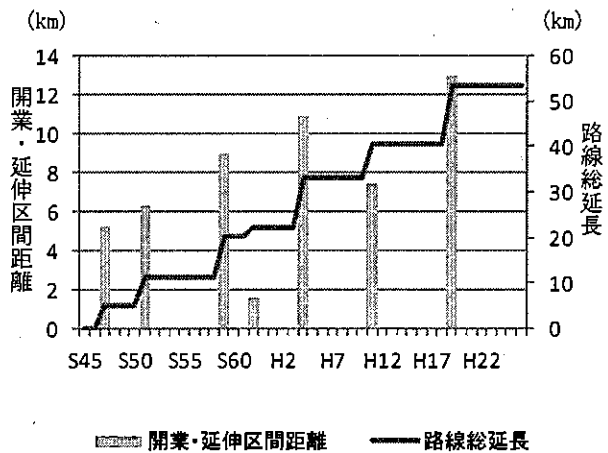
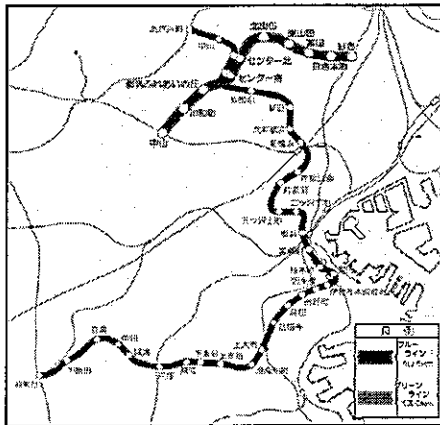
地下鉄事業において保有する主な施設・設備としては、土木施設（トンネル、橋りょう、軌道）、建築物等（駅、車両基地、機械設備）、電気施設（電力設備、信号・通信設備）等があります。

### 市営地下鉄

路線名	開業区間	開業年月日	距離	駅数
ブルーライン	伊勢佐木長者町 ～ 上大岡	昭和47. 12. 16	5.2 Km	6 駅
	伊勢佐木長者町 ～ 横浜	昭和51. 9. 4	3.5 Km	4 駅
	上大岡 ～ 上永谷	昭和51. 9. 4	2.8 Km	2 駅
	横浜 ～ 新横浜	昭和60. 3. 14	7.0 Km	5 駅
	上永谷 ～ 舞岡	昭和60. 3. 14	2.0 Km	2 駅
	舞岡 ～ 戸塚	昭和62. 5. 24	1.6 Km	1 駅
	新横浜 ～ あざみ野	平成5. 3. 18	10.9 Km	7 駅
	戸塚 ～ 湘南台	平成11. 8. 29	7.4 Km	5 駅
小計			40.4 Km	32 駅
グリーンライン	中山 ～ 日吉	平成20. 3. 30	13.0 Km	10 駅
	小計			13.0 km
総合計			53.4 km	※40 駅

※ 総合計駅数については、両路線が乗り入れるセンター北・南駅2駅の重複を減らして記載しています。

市営地下鉄路線図



また、横浜市営バスについては、130の営業路線（営業キロ523.3km）があります。

バス事業における主な保有施設・設備としては、営業所（事務所および車両整備工場等）、停留所施設があります。

市営バス

営業所	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	建物状況	築年度 (事務所)	築年数
保土ヶ谷	14,286	1,102	市営住宅と併存	昭和45	44
若葉台	5,001	1,333		昭和53	36
浅間町	10,945	2,359	区スポーツセンターと併存	平成 9	17
滝頭	12,323	1,205	市営住宅と併存	昭和54	35
本牧	10,140	1,022		平成 6	20
港南	8,560	812	市営住宅と併存	昭和58	31
港北	11,913	1,186		平成13	13
鶴見	8,797	859	市営住宅と併存	昭和50	39
緑	10,187	1,317	市営住宅と併存	昭和48	41
磯子	10,054	1,771	市営住宅と併存	昭和58	31

(2) 取組状況と課題

対応する「基本方針」	取組状況と課題		
<p>【基本方針1】 安全で強靱な都市づくり</p>	<p>地下鉄</p>	<p>保全・更新計画に基づき、施設の保全工事や更新に取り組んでいます。ブルーラインは初期開業から40年が経過し、次のとおり老朽化等が見られることから、今後も計画に沿って着実に取り組んでいくことが必要です。</p>	
		<p>土木施設</p>	<p>臨海部の地下水は塩分を含んでいるため、三ツ沢下町～吉野町間において塩分を含んだ漏水による構造物や軌道の腐食（塩害）がみられます。</p>
		<p>建築物等</p>	<p>老朽化により駅建物内への漏水や外壁等のはく落がみられます。また、機械設備については更新時期を迎え、更新が必要な箇所があります。</p>
		<p>電気施設</p>	<p>電力設備、信号・通信設備が更新時期を迎え、更新が必要な箇所があります。</p>
<p>バス</p>	<p>建築から40年を経過している施設があり、これまでは劣化や故障の発生に際して、修繕を行っています。今後は、計画的な取り組みを行うことが課題となっています。</p>		
<p>【基本方針1】 安全で強靱な都市づくり</p>	<p>○ 関係法令や交通局で定める実施基準といった点検マニュアルに沿って、次のとおり予防保全の考え方に基づいた計画的な施設・設備の点検・診断を実施しています。</p>		
	<p>地下鉄</p>	<p>職員が定期的に目視による各施設・設備の点検を実施しているほか、健全度調査や一部専門的知識が必要な設備については、民間事業者への委託により調査・定期保守点検を実施しています。</p>	
	<p>バス</p>	<p>平成25年度に営業所施設、停留所施設の一斉点検・診断を実施し、施設の健全度調査を行いました。</p>	
	<p>点検・診断の実施にあたっては、ベテラン職員の退職による技術の継承や点検手法のさらなる充実が課題となっています。</p>		
<p>【支援方針①】 公民連携をさらに推進</p>	<p>○ 地下鉄のトンネル・橋りょうについては、阪神・淡路大震災発生後の旧運輸省の通達により耐震補強を進め、平成15年度に完了しました。</p>		
	<p>しかしながら、東日本大震災発生後において、東北地方では列車運行の再開までに期間を要した事例があったため、今後は首都圏で予想されている大規模地震発生時における列車運行の早期再開を目指し、さらなる耐震補強の取組を進める必要があります。</p>		
	<p>地下鉄</p>	<p>ブルーラインの老朽化対策をはじめ、技術的な課題については研究機関や他の鉄道事業者等と連携しながら次のような新技術を積極的に採用しています。</p>	
		<p>土木施設</p>	<p>急務となっている塩害対策については、新素材マクラギを開発して特許を取得するなど、課題解決に向けて積極的に新技術の導入を図っています。</p>
<p>建築物等</p>		<p>機械設備の更新の際には、エレベーターを油圧式から機械室レス・ロープ式に変更するなど、省エネルギー等の観点から新技術、新手法の検討・採用を行っています。</p>	
<p>電気施設</p>	<p>災害対策として、変電所への大容量蓄電池設置、早期地震警報システムを活用した運行管理・非常時一斉通報装置の導入などを行っています。</p>		
<p>バス</p>	<p>バス停留所上屋整備について、民間活力を活用した手法を導入しています。今後は、費用対効果を鑑みながら有効な技術を採用していくことが課題です。</p>		

対応する「基本方針」	取組状況と課題									
<p>【支援方針②】 取組推進のための環境整備</p>	<p>○ 保全・更新計画や施設の状況、検査時期を管理するために、次のような管理システムを構築しています。 また、安全確保のためのシステム等も保有しています。</p> <table border="1" data-bbox="427 371 1437 607"> <tr> <td data-bbox="427 371 480 607">地下鉄</td> <td data-bbox="480 371 608 439">土木施設</td> <td data-bbox="608 371 1437 439">検測用保守車両などの点検・診断により得られたデータを軌道管理システム、構造物管理支援システムにより管理しています。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 439 480 607"></td> <td data-bbox="480 439 608 607">建築物等電気施設</td> <td data-bbox="608 439 1437 607">設備司令システムにより機械設備、電力設備、信号・通信設備の運転状況を一括で監視しているほか、各駅にも監視盤を設置し、設備の運転状況等の把握を行っています。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 607 480 651">バス</td> <td colspan="2" data-bbox="480 607 1437 651">営業所施設については、依然として紙図面で施設状況を把握していますが、停留所施設については停留所・路線情報管理システムにより管理をしています。</td> </tr> </table> <p>○ 今後は、紙で保存されている古い図面等の電子データ化や情報の共有・一元化、収集データの充実が課題となっています。</p> <p>○ ブルーラインについては、老朽化対策としてトンネル補修など具体的な対応が必要です。また、今後も少子高齢化が急速に進む中で、特にバスについては、事業運営の根幹となる乗車料収入は大幅な伸びが期待できない状況です。こうした状況でも、累積欠損金の計画的な解消に向けて、継続的に利益を出していく必要がありますが、軽油や電気といったエネルギー調達コストが大幅に上昇し経営を圧迫するなど、市営交通を取り巻く経営環境は非常に厳しく、将来的な見通しにおいても決して楽観できるものではありません。</p> <p>○ 業務委託の一部直営化やベテラン職員と若手職員がペアで業務を行うなどして、技術継承に取り組んでいます。 一方で、職員の技術力の低下が懸念されることから、効率的な保全業務の実施と職員の技術力の維持・向上をバランスよく行っていくことが課題となっています。 また、長期間技能職員の新規採用を行っていなかったことから、技能職員の技術伝承が課題となっています。</p>	地下鉄	土木施設	検測用保守車両などの点検・診断により得られたデータを軌道管理システム、構造物管理支援システムにより管理しています。		建築物等電気施設	設備司令システムにより機械設備、電力設備、信号・通信設備の運転状況を一括で監視しているほか、各駅にも監視盤を設置し、設備の運転状況等の把握を行っています。	バス	営業所施設については、依然として紙図面で施設状況を把握していますが、停留所施設については停留所・路線情報管理システムにより管理をしています。	
地下鉄	土木施設	検測用保守車両などの点検・診断により得られたデータを軌道管理システム、構造物管理支援システムにより管理しています。								
	建築物等電気施設	設備司令システムにより機械設備、電力設備、信号・通信設備の運転状況を一括で監視しているほか、各駅にも監視盤を設置し、設備の運転状況等の把握を行っています。								
バス	営業所施設については、依然として紙図面で施設状況を把握していますが、停留所施設については停留所・路線情報管理システムにより管理をしています。									
<p>【基本方針2】 必要な機能の持続的な提供</p>	<p>○ 駅や車両基地、バス営業所の施設規模、配置については、事業計画時において需要予測等に基づき設定しています。 地下鉄事業については営業開始後における営業施設の規模・配置の見直しや削減は実質上困難ですが、グリーンラインでは、混雑率上昇の対策として車両を増備したり、保守体制を見直したりといった対応を行いました。</p>									
<p>【支援方針①】 公民連携をさらに推進</p>	<p>○ 各設備の保全等、民間事業者の技術力が必要な業務をはじめ、業務委託が可能な分野については、積極的に民間活力の導入を図っています。</p> <p>○ バス停留所上屋を広告付き上屋とすることで、設置・管理について積極的に民間活力の導入を図っています。</p>									

## 2 必要施策に係る取組の方向性

### (1) 「保全・更新計画」を策定する施設

施設	計画名称	策定済み計画 策定年月	今後策定または 見直し予定年度	備考
地下鉄事業に関 わる施設・設備	個別施設計画（地下鉄）	平成26年12月	—	毎年度の点検結果等を踏まえ 随時見直します。
バス事業に関わ る施設・設備	—	—	平成27年度	

### (2) 実施する取組

対応する 「基本方針」	実施する取組										
【基本方針1】 安全で強靱な 都市づくり	<p>○ バス事業について、平成25年度に実施した健全度調査を基に27年度に保全・更新計画を策定します。</p> <p>バス・地下鉄両事業において保全・更新計画に基づいて効率的に保全・更新を行うとともに、お客様に安全・快適にご利用いただくよう、施設の健全度とお客様へのサービス向上に配慮し、保全・更新計画の随時更新を行ってまいります。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">地下鉄</td> <td>土木施設</td> <td>老朽化したトンネルや軌道の塩害対策を計画的に実施します。</td> </tr> <tr> <td>建築物等</td> <td>老朽化した駅建物の保全として、主要駅の改修等を計画的に実施します。 また、老朽化した機械設備の更新を計画的に実施します。</td> </tr> <tr> <td>電気施設</td> <td>老朽化した電力設備、信号・通信設備の更新を計画的に実施します。</td> </tr> <tr> <td>バス</td> <td colspan="2">適切な保全・更新を計画的に行ってまいります。</td> </tr> </table>	地下鉄	土木施設	老朽化したトンネルや軌道の塩害対策を計画的に実施します。	建築物等	老朽化した駅建物の保全として、主要駅の改修等を計画的に実施します。 また、老朽化した機械設備の更新を計画的に実施します。	電気施設	老朽化した電力設備、信号・通信設備の更新を計画的に実施します。	バス	適切な保全・更新を計画的に行ってまいります。	
	地下鉄		土木施設	老朽化したトンネルや軌道の塩害対策を計画的に実施します。							
			建築物等	老朽化した駅建物の保全として、主要駅の改修等を計画的に実施します。 また、老朽化した機械設備の更新を計画的に実施します。							
		電気施設	老朽化した電力設備、信号・通信設備の更新を計画的に実施します。								
バス	適切な保全・更新を計画的に行ってまいります。										
<p>○ 引き続き、関係法令等に基づき、更新・改修の要否判断基準となる点検や診断を行ってまいります。</p> <p>また、点検方法の見直しにより内容の充実を図ります。</p> <table border="1"> <tr> <td>地下鉄</td> <td>施設や設備の健全度や他の鉄道事業者の事例などを参考にしながら、点検方法を適宜見直し、適切な点検や診断を行います。</td> </tr> <tr> <td>バス</td> <td>適宜点検、診断を行い、保全・更新の要否判断を実施します。</td> </tr> </table>	地下鉄	施設や設備の健全度や他の鉄道事業者の事例などを参考にしながら、点検方法を適宜見直し、適切な点検や診断を行います。	バス	適宜点検、診断を行い、保全・更新の要否判断を実施します。							
地下鉄	施設や設備の健全度や他の鉄道事業者の事例などを参考にしながら、点検方法を適宜見直し、適切な点検や診断を行います。										
バス	適宜点検、診断を行い、保全・更新の要否判断を実施します。										
<p>○ 地下鉄のトンネル・橋りょうのさらなる耐震補強事業について、工事調整や予算措置を行いながら、優先順位を付けてできる限り早期の完了を目指します。</p>											
【支援方針①】 公民連携を さらに推進	<p>○ 引き続き、研究機関等と連携しながら積極的に新技術の採用を検討し、課題の解決に取り組んでまいります。</p> <p>特に、地下鉄土木施設の塩害対策については、効果的な新技術・手法を検討してまいります。</p>										

対応する「基本方針」	実施する取組									
<p>〔支援方針②〕 取組推進のための環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 既存のシステムを活用して施設や設備の状況把握を行い、保全・更新計画を随時見直します。</li> <li>○ 紙で保存されている古い図面等の電子データ化や情報の共有・一元化、収集データの充実を図っていきます。</li> <li>○ 保全・更新計画を点検結果等を踏まえ随時見直し、効果的な設備投資に取り組んでいきます。 併せて、補助対象の可能性のある事業については、関係機関との調整を行い、補助金を積極的に活用していきます。</li> <li>○ 個々の職員の目標とする技術水準を設定し、知識や技術の伝承を業務を通じて進めます。 技術伝承にあたっては、引き続き、委託業務の一部直営化やベテラン職員と若手職員がペアで業務を行うといった手法を活用していくとともに、若手職員は外部機関の研修を積極的に受講するなどして、技術力向上を図ります。</li> </ul>									
<p>〔基本方針2〕 必要な機能の持続的な提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地下鉄及びバスの利用状況等を見ながら、必要に応じてサービス内容を見直し、お客様満足の向上に努めます。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="419 1010 1409 1216" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">地下鉄</td> <td style="width: 20%;">建築物等</td> <td>ユニバーサルデザインを取り入れた駅サイン改修に取り組んでいきます。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電気施設</td> <td>変電所への大規模蓄電池設置などの新手法に取り組んでいきます。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">バス</td> <td colspan="2">施設の維持、管理等について、より適切な手法を検討していきます</td> </tr> </table>	地下鉄	建築物等	ユニバーサルデザインを取り入れた駅サイン改修に取り組んでいきます。		電気施設	変電所への大規模蓄電池設置などの新手法に取り組んでいきます。	バス	施設の維持、管理等について、より適切な手法を検討していきます	
地下鉄	建築物等	ユニバーサルデザインを取り入れた駅サイン改修に取り組んでいきます。								
	電気施設	変電所への大規模蓄電池設置などの新手法に取り組んでいきます。								
バス	施設の維持、管理等について、より適切な手法を検討していきます									
<p>〔支援方針①〕 公民連携をさらに推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、各設備の保全等、民間事業者の技術力が必要な業務をはじめ、業務委託が可能な分野については、積極的に民間活力の導入を図っていきます。</li> <li>○ バス停留所上屋は、引き続き広告付き上屋とすることで、設置・管理について積極的に民間活力の導入を図っていきます。</li> </ul>									

# 建築局行動計画（市営住宅）

## 1 施設の現状と課題

### (1) 保有施設量・築年別整備状況

本市が保有する市営住宅（借上型市営住宅除く）の整備状況は、平成26年3月31日現在、115住宅27,468戸です。昭和40年代は年間で平均900戸程度を直接建設により供給してきました。築40年以上となる昭和40年代のストックが30%以上を占めており、耐用年限を70年とすると、20年後（2035年（平成47年）以降）から順次更新時期を迎えます。

図1 市営住宅の供給状況（戸数）（平成26年3月末日時点）

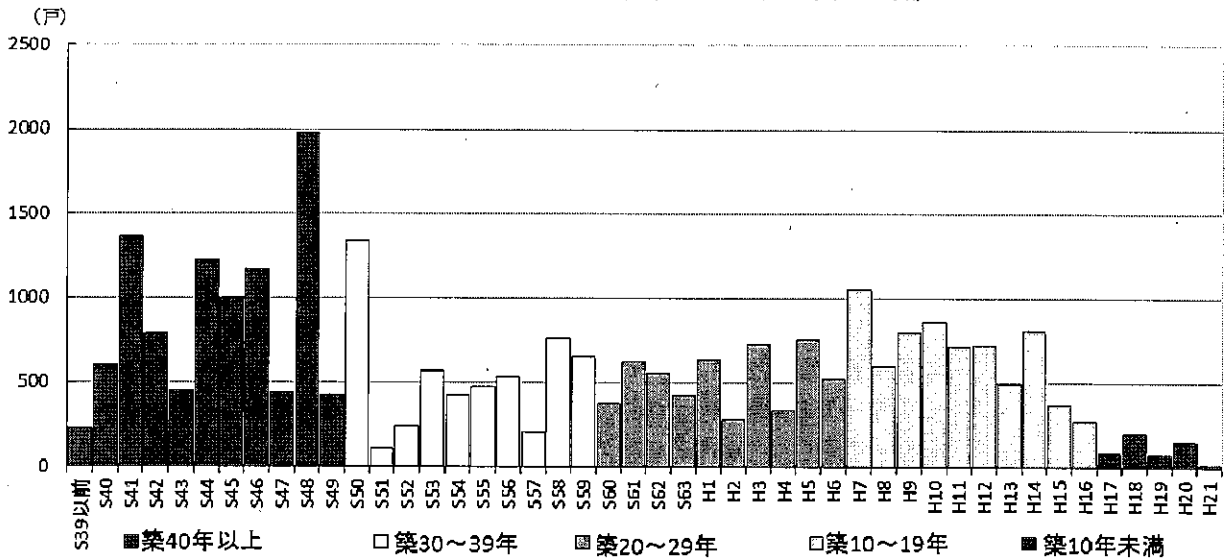
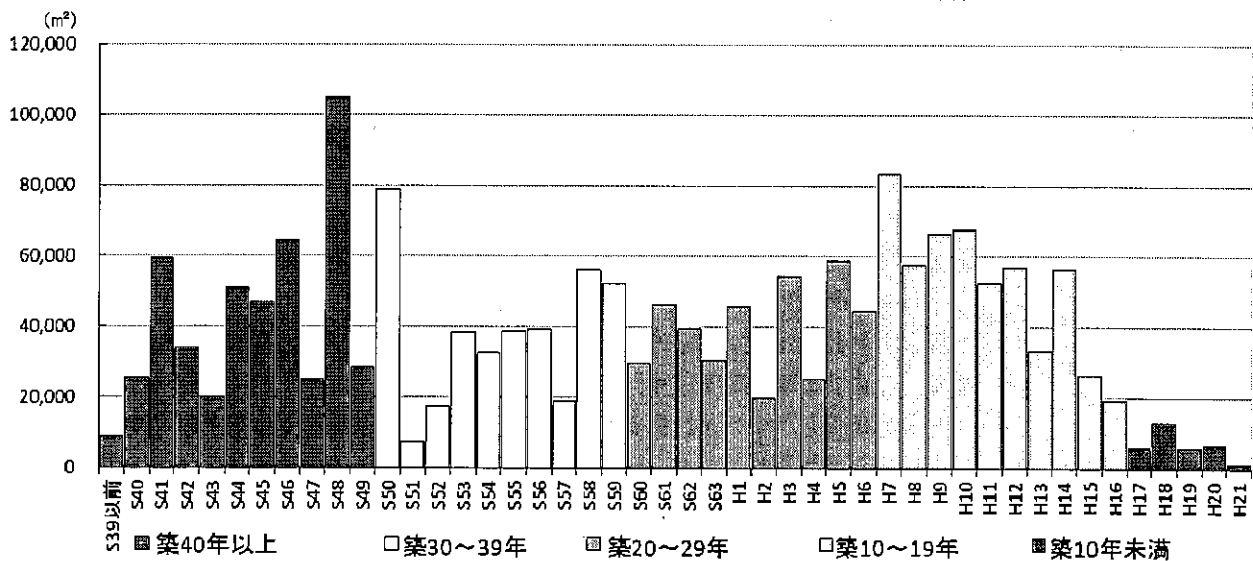


図2 市営住宅の供給状況（床面積）（平成26年3月末日時点）



(2) 取組状況と課題

対応する「基本方針」	取組状況と課題
<p>【基本方針1】 安全で強靱な都市づくり</p>	<p>○ 点検については、指定管理者による日常的な建物管理や点検、建築基準法第12条に基づく点検および設備劣化調査（H24～H26）を行っています。 その結果を活用して、より効率的な修繕の実施と進捗管理を進めるとともに、建物や設備の劣化状況を適切に把握し、厳しい財政状況の中、優先順位をつけた修繕を計画する必要があります。</p> <p>○ 市営住宅の耐震化（建替え予定の住宅除く）については、平成25年度に完了しています。</p> <p>○ 「横浜市公営住宅等長寿命化計画」を策定し、本計画に基づき計画的な修繕や改修を行い、ストックの長寿命化を図ることとしています。 しかし、現状では、多くの建物が老朽化していますが、厳しい財政状況から予防保全型ではなく、点検結果等を踏まえた事後保全型の修繕を行わざるを得ない状況にあります。 また、市営住宅の特徴として、修繕等を行う場合には、常に「入居者」に対する考慮が必要となります。</p>
<p>【支援方針①】 公民連携をさらに推進</p>	<p>○ 住みながらの工事となる修繕や改修にあたっては、入居者の負担軽減のため最新技術の導入を検討するとともに、建替え等を行う場合には民間の資金やノウハウの活用を検討する必要があります。</p>
<p>【支援方針②】 取組推進のための環境整備</p>	<p>○ 建設年度、延床面積、建物平面図、修繕履歴等の情報を電子データ化し、「市営住宅データベース」として管理・運用しています。今後、点検等に基づいてデータベースの情報を更新および追加するとともに、過去のデータを整理し、より管理・運用しやすいものにしていく必要があります。</p> <p>○ 予算管理として、限られた予算の中で、優先順位をつけて修繕等を実施していますが、厳しい財政状況において、修繕に必要な予算の平準化を図る必要があります。また、財源の確保の観点から、積極的に国費の導入を図る必要があります。</p> <p>○ 人材育成については、日常業務におけるOJTや指定管理者および市住宅供給公社との定期的な情報交換・共有を図っていますが、ノウハウや知識の蓄積・継承が課題となっています。</p>
<p>【基本方針2】 必要な機能の持続的な提供</p>	<p>○ 施設配置の考え方として、直接建設型の市営住宅は大規模団地を中心に市西部の郊外住宅地に立地しています。 また、直接建設が少なく高齢化率の高い市中心部を中心に借上げ型の市営住宅を供給しています。 今後の施設規模や配置については、人口構成の変化、建物の老朽化や入居者の高齢化等の将来推計を踏まえ、市営住宅の今後の役割と供給の考え方を整理していく必要があります。</p>
<p>【支援方針①】 公民連携をさらに推進</p>	<p>○ 施設の管理・運営については、指定管理者制度を導入しており、指定管理者と連携した適切な建物管理を行っています。</p> <p>○ 財源の確保については、保有資産である事業用地、事業残地および住宅敷地等、土地の有効活用を検討していく必要があります。</p>



## 2 必要施策に係る取組の方向性

### (1) 「保全・更新計画」を策定する施設

施設	計画名称	策定済み計画 策定年月	今後策定または 見直し予定年度	備考
市営住宅	横浜市公営住宅等長寿命化計画	平成26年3月	平成27年度	

### (2) 実施する取組

対応する 「基本方針」	実施する取組
【基本方針1】 安全で強靱な 都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築基準法第12条に基づく点検や設備劣化調査の結果について、点検マニュアル等に基づき判定し、修繕の実施や必要に応じて長寿命化計画の見直しに活用していきます。</li> <li>○ 修繕等について、厳しい財政状況を踏まえ、既存ストックを活用しながら、住戸改善や計画的な修繕を実施するなど、適切な維持保全に努めていきます。</li> </ul>
【支援方針①】 公民連携を さらに推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 修繕や改修、建替え等にあたっては、最新技術、民間資金やノウハウを活用した住宅の再生方法等を検討していきます。</li> </ul>
【支援方針②】 取組推進のた めの環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報管理について、建物の劣化状況や修繕履歴等の情報をデータベースに蓄積し、活用を図っていきます。</li> <li>○ 修繕費用については、必要な予算の平準化を図り、安定した計画的な修繕が可能となる仕組みを検討していきます。また、引き続き積極的な国費の導入を図ります。</li> <li>○ 人材育成等については、指定管理者および市住宅供給公社との情報交換・共有をより強化しつつ、局内においても保全等の技術力を向上させる研修を行うとともに、民間事業者のノウハウを活用した発注方法を検討していきます。</li> </ul>
【基本方針2】 必要な機能の 持続的な提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 管理については、引き続き、指定管理者による日常的な点検等を行い、建物の劣化状況を常に把握し、早期に軽微な修繕を実施することで、大規模な修繕に至らないようにしていきます。なお、建物の劣化状況によっては建替えも視野に入れて検討していきます。</li> <li>○ 施設規模や配置については、住宅政策審議会の答申（平成27年度予定）を踏まえ、市営住宅の今後の役割と供給の考え方の中で検討していきます。</li> </ul>
【支援方針①】 公民連携を さらに推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 財源の確保策として、事業残地の売却等を含めた土地の有効活用や市営住宅駐車場空区画を活用した、時間貸し駐車場の設置を拡充していきます。</li> </ul>

# 病院経営局行動計画

## 1 施設の現状と課題

### (1) 保有施設量・築年別整備状況

病院経営局では、市民病院、脳血管医療センターおよびみなと赤十字病院の3施設を保有、維持管理し、市民の皆様に質の高い医療の提供に努めています。

市民病院は、昭和35年に開院した後、昭和55年から平成3年にかけて再整備を行いました。その後も病床規模の拡大や医療機能の拡充を重ねたことなどから、施設面の老朽化と狭あい化によりさらなる医療機能の拡充が困難な状況となっています。これらの課題を改善し、将来にわたる先進的な医療サービスの提供を図るため、三ツ沢公園の一部と隣接する民有地を計画地として、新たな再整備計画を進めています。

脳血管医療センターは、築15年を経過し、設備機器の一部が更新時期を迎えています。今後は外壁調査等の結果をふまえて、保全・更新計画の策定及び適正な管理を実施していきます。

また、みなと赤十字病院および脳血管医療センターに併設している介護老人保健施設については、指定管理者制度により運営しています。

施設名	竣工年度	床面積
市民病院	昭和55年度※	43,249㎡
脳血管医療センター（職員宿舎含む）	平成10年度	41,794㎡
みなと赤十字病院	平成15年度	74,148㎡

※ 現在の市民病院内の主要な建物で最も古い施設は、がん検診センター（竣工：昭和55年度）となっており、その後順次、病棟の整備等が行われている。

(2) 取組状況と課題

対応する「基本方針」	取組状況と課題
<p>【基本方針1】 安全で強靱な都市づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ みなと赤十字病院は免震構造を採用し、脳血管医療センターおよび市民病院は、現行耐震基準を満足しています。なお、市民病院がん検診センターのみ旧耐震基準の建物ですが、すでに耐震補強工事を完了しています。</li> <li>○ また、みなと赤十字病院は津波に備えて防潮板・防潮扉の設置を完了し、災害対策には万全を期しています。</li> <li>○ 市民病院については、施設の狭あい化等から移転再整備を計画しており、医療機能の変化に対応できる施設整備を行います。</li> <li>○ 脳血管医療センターおよびみなと赤十字病院は、現時点では保全・更新計画が策定されておらず、計画的な対応が必要な状況です。</li> <li>○ 病院は、24時間365日稼働しているため、病院機能を継続させながら維持管理・点検する必要があります。</li> </ul>
<p>【支援方針①】 公民連携をさらに推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ みなと赤十字病院および脳血管医療センターに併設の介護老人保健施設については、指定管理者が基本協定に基づき、施設の日常管理・点検、修繕を実施しています。</li> </ul>
<p>【支援方針②】 取組推進のための環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設情報、劣化調査結果、工事履歴、図面など、施設管理に必要な資料が完全には電子データ化されておらず、データベースの作成・活用が不可欠な状況です。</li> <li>○ 3病院の施設維持・管理を行うには、専門的知識を有する技術職の配置・組織が十分でなく、今後、知識・技術の蓄積や体制の見直し・強化が必要です。</li> </ul>
<p>【基本方針2】 必要な機能の持続的な提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民病院については、再整備にあたり、医療技術が目まぐるしく変化する中でも、常に市民に良質な医療を提供できることを前提として、病院経営が成り立つ範囲で施設の活用年数や建設・管理運営コストを検討する必要があります。</li> <li>○ 高齢化の進展に伴い、患者の増加、高齢化が予想されるため、診療スペースの工夫やバリアフリー対応、駐車場などの十分な確保が求められます。</li> <li>○ 脳血管医療センターのコージェネレーション設備など設備面でもコスト分析を行った上で、最適な設備機器への更新が必要です。</li> </ul>
<p>【支援方針①】 公民連携をさらに推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民病院については、再整備に向けて施設の管理・保全などについて民間事業者のノウハウを活用して、コストを抑制しつつ柔軟な対応がとれる仕組みとするための検討を進めます。</li> <li>○ みなと赤十字病院および脳血管医療センターに併設の介護老人保健施設については、指定管理者制度の下、指定管理者が管理しています。</li> </ul>
<p>【支援方針②】 取組推進のための環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民病院の再整備にあたっては、国費活用の可能性など新たな財源確保も課題となります。</li> <li>○ 管理・運営にかかる職員のノウハウの蓄積が十分でなく、体制の整備と併せて対応を検討する必要があります。</li> </ul>

## 2 必要施策に係る取組の方向性

### (1) 「保全・更新計画」を策定する施設

施設	計画名称	策定済み計画 策定年月	今後策定または 見直し予定年度	備考
病院	病院保全・更新計画	—	平成29年度	市民病院は、再整備事業の中で検討 脳血管医療センターおよびみなと 赤十字病院について策定

### 2) 実施する取組

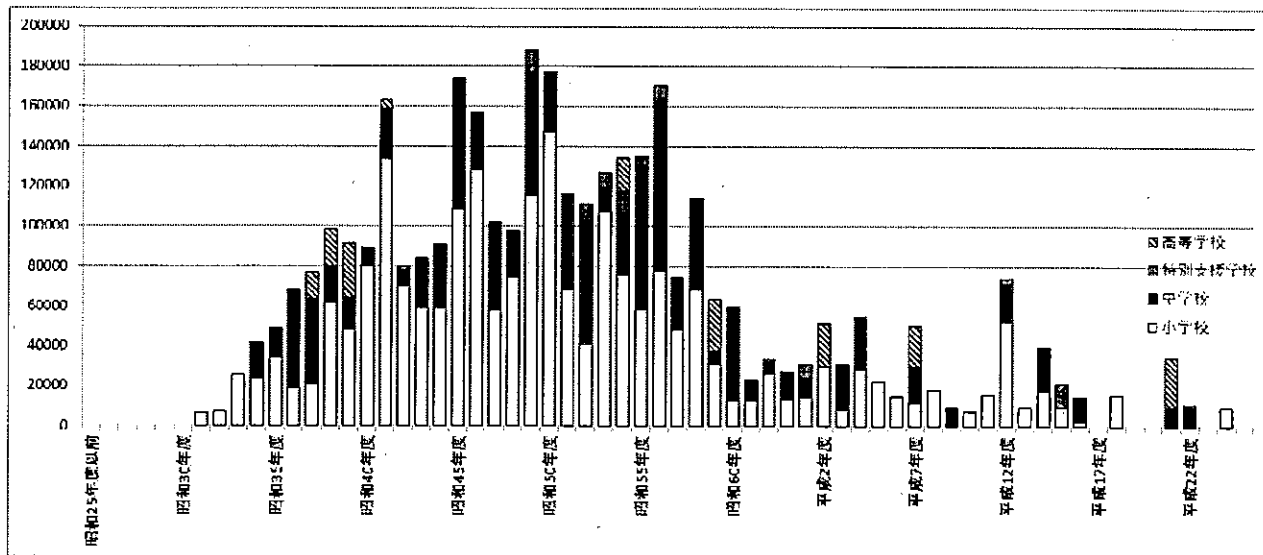
対応する 「基本方針」	実施する取組
【基本方針1】 安全で強靱な 都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民病院については、再整備にあたり提供すべき医療技術の変化や病院のあり方が変容することをふまえ、コストや経営に与える影響などを考慮します。</li> <li>○ マニュアル等を活用した点検を実施するとともに、脳血管医療センターおよびみなと赤十字病院については、早急に施設の保全・更新計画を策定し、計画的な管理を行います。</li> </ul>
【支援方針①】 公民連携を さらに推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民病院については、再整備に向けて施設の管理・保全などについて民間事業者のノウハウを活用して、コストを抑制しつつ柔軟な対応がとれる仕組みとするための検討を進めます。</li> <li>○ みなと赤十字病院および脳血管医療センターに併設の介護老人保健施設については、引き続き指定管理者のノウハウを活かし、効率的な管理に努めます。</li> </ul>
【支援方針②】 取組推進のた めの環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民病院については、再整備事業費に国費等の活用に向けた働きかけや新たな財源確保の可能性について検討を進めます。</li> <li>○ 脳血管医療センターおよびみなと赤十字病院については、保全・更新計画に基づく計画的な予算執行を図ります。</li> <li>○ 施設情報等のデータベース化を図るとともに、職員の技術力向上に向けた知識・ノウハウの継承の仕組みや新たな技術の習得に向けた研修等を充実させます。また、関係局との役割分担や連携のもと効率的な体制を検討します。</li> </ul>
【基本方針2】 必要な機能の 持続的な提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 再整備後の新病院では、ニーズにあわせて迅速・的確に医療サービスを提供できるよう、メンテナンスを適切に実施し、施設を大切に使用します。</li> <li>○ 脳血管医療センターおよびみなと赤十字病院においても、患者さんの高齢化対策に向け施設の改修等を行います。</li> </ul>
【支援方針①】 公民連携を さらに推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民病院については、再整備に向けて施設の管理・保全などについて民間事業者のノウハウを活用して、コストを抑制しつつ柔軟な対応がとれる仕組みとするための検討を進めます。</li> <li>○ みなと赤十字病院および脳血管医療センターに併設の介護老人保健施設については、引き続き指定管理者のノウハウを活かし、効率的な管理に努めます。</li> </ul>
【支援方針②】 取組推進のた めの環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民病院については、再整備事業費に国費等の活用に向けた働きかけや新たな財源確保の可能性について検討を進めます。</li> <li>○ 脳血管医療センターおよびみなと赤十字病院については、保全・更新計画に基づく計画的な予算執行を図ります。</li> <li>○ 職員の技術力向上に向けた知識・ノウハウの継承の仕組みや新たな技術の習得に向けた研修等を充実させます。また、関係局との役割分担や連携のもと効率的な体制を検討します。</li> </ul>

# 教育委員会事務局行動計画（学校施設）

## 1 施設の現状と課題

### (1) 保有施設量・築年別整備状況

本市が保有する学校施設の総数は約 500 です。主な施設としては、小学校が 342 校、約 220 万㎡、中学校が 148 校、約 110 万㎡あり、特別支援学校と高等学校を含めた合計面積は約 360 万㎡となっています。また、築年別に見ると、昭和 40 年代から昭和 50 年代頃にかけて施設の整備が進められ、この間に建設された施設が約 240 万平方メートルと、全体の約 68 パーセントを占めています。



(2) 取組状況と課題

対応する「基本方針」	取組状況と課題
<p>【基本方針 1】 安全で強靱な都市づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「学校施設の長寿命化計画」(既存施設の保全計画)を策定しており、これに基づき、計画的に修繕を実施することにはしていますが、現状では、厳しい財政状況の中で優先順位をつけて実施しているため、改修が必要な年数に達しているものについても、点検結果に基づき一部先送りしている状態です。そのため、外壁の剥落や窓サッシの落下等の事故や給配水管の詰まり、雨漏り等が発生し、緊急的、応急的な修繕も数多く実施せざるを得ない状況となっています。</li> <li>○ 修繕の実施にあたっては、原則、施設の部位ごとに、老朽化の状態等に応じ、優先順位をつけて工事を実施していますが、さらに効率的に進めるために、学校ごとの工事の状況も考慮する必要があります。</li> <li>○ 学校施設は児童生徒急増期に集中的に建設されたため、施設の中には築 50 年以上を経過し、10 数年後には築 70 年を迎える校舎も出現するなど、建替えの検討を開始する必要性が高まっています。仮に建設後 70 年で建替えた場合には、ピーク時には年間で 20 校を超える建替えを行う必要が生じることになります。</li> <li>○ 住宅開発等に伴う児童生徒の増加に対応するため、小中学校における校舎の増築等の対策を実施しています。</li> <li>○ 点検については手引きやマニュアルを活用し、本市職員による劣化調査、学校職員による施設点検、委託等による法令点検等を行っています。特に築年数の古い施設については、事故を未然に防ぎ安全を確保する観点から、確実に点検を実施する必要があります。</li> <li>○ 平成 18 年に策定した「横浜市耐震改修促進計画」に基づき耐震化を進めており、耐震化率は 94% (平成 25 年度末時点) となっています。</li> <li>○ 東日本大震災において大規模空間を有する建築物の天井の落下が多数生じたことから、施設の安全および災害時の防災機能を確保するため、天井落下防止対策を実施しています。</li> </ul>
<p>【支援方針①】 公民連携をさらに推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 点検・診断や保全工事に併せ、随時、建築局と連携し、施設の省エネルギー化やコスト削減を図るための新技術(木材利用・トイレロータンク化、等)を導入しています。</li> </ul>
<p>【支援方針②】 取組推進のための環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保全の履歴や部位ごとの更新時期等をデータベース化(学校施設・保全データベース)し共有しています。データのうち、過去の工事履歴や図面が不足しているものがあることが課題となっています。</li> <li>○ 学校施設は、施設数の多さ、老朽化の進行、教育施策との関連など、特殊性を有しているため、施設の保全に関しては、教育委員会が予算や保全計画(長寿命化計画)を所管するとともに、建築局の技術的支援を受けながら連携して進めています。また、教育施設課内の保全に関するノウハウを継承するため、課内技術職の研修を随時実施しています。</li> <li>○ 学校での点検能力の向上を図るため、学校事務職員の施設関係の研究会・学校施設に係る研修会を実施しています。</li> <li>○ 整備や営繕工事の財源に関しては、現行の国庫補助金の積極的な導入を図っているほか、国に対し、老朽化対策事業に係る要件緩和および補助率の拡大を要望しています。このほか、不足する営繕費や将来的に必要となる建替え費用に対応する新たな財源の確保が大きな課題となっています。</li> </ul>

対応する「基本方針」	取組状況と課題
【基本方針2】 必要な機能の 持続的な提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童生徒数に応じて必要な室の種類、広さ等を定めた施設整備水準を、平成22年度に、施設規模の適正化の観点から、一部の室について他用途に使える仕様を定めることで、集約化を図る等の改訂を行いました。</li> <li>○ 過大規模校や小規模校については、平成22年度に策定した「横浜市立小・中学校の通学区域制度および学校規模に関する基本方針」に基づき、通学区域の変更等により学校規模の適正化が図れない場合は、学校の分離新設や統合を検討しています。</li> <li>○ 学校施設の施設規模や配置は、基本的に児童生徒数の増減により、決定されます。全市的には、児童生徒数が減少傾向にあります。地域的な差もあるため、今後、建替えや大規模改修の計画の策定にあたっては、児童生徒数の推移を把握しながら進める必要があります。</li> <li>○ 学校施設については、運営・管理に関する予算の確保や保守管理業務委託等を主に教育委員会事務局が担い、学校現場での日常管理は各学校により行われています。</li> </ul>
【支援方針①】 公民連携を さらに推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市内2校でPFI事業が導入され、選定された民間事業者が、15年間の契約に基づき、学校施設の建物・設備保守、環境衛生・清掃業務等を行っています。</li> <li>○ PFI方式は、建設コストの次年度への平準化や計画的で迅速な維持管理ができるメリットがある一方、柔軟かつ容易に契約変更ができないため、児童生徒数や施設状態の変化、教育施策の変更などにより、事業変更の必要が生じても、速やかに対応できないというデメリットがあります。</li> </ul> <p>【PFI導入校】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 十日市場小学校（事業期間：平成17年9月～平成32年3月）</li> <li>イ 横浜サイエンス・フロンティア高校（事業期間：平成18年2月～平成33年3月）</li> </ul>

## 2 必要施策に係る取組の方向性

### (1) 「保全・更新計画」を策定する施設

施設	計画名称	策定済み計画 策定年月	今後策定または 見直し予定年度	備考
学校施設	学校施設の長寿命化計画	平成24年3月	平成29年度ま でに見直し	現行計画を学校施設の更新（建替）の検討に合わせて、見直しする。

(2) 実施する取組

対応する「基本方針」	実施する取組
【基本方針 1】安全で強靱な都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要な保全費を確保することに努めるとともに、効率的な予算執行のために、引き続き状態監視保全の計画的な実施を進めます。また、工事の実施にあたっては、限られた予算の中、必要な工事の優先順位をより明確にするるとともに、各学校単位で必要な工事を総合的に把握した上で計画的・効率的に進めます。</li> <li>○ 学校施設の将来の建替え時期を見据えて、建替えに関する調査・研究、基本的な考え方の整理（平成 26 年度より着手）等を行い、個別の建替え計画の策定につなげます。また、検討にあたっては、「学校施設の長寿命化計画」（既存施設の保全計画）との整合を図ります。</li> <li>○ 引き続き、マニュアル等を活用し、各種点検を確実に実施するとともに、適宜、マニュアル等の見直し、更新を行います。</li> <li>○ 引き続き、「横浜市耐震改修促進計画」に基づき、学校施設の耐震化を進め、平成 27 年度末の完了を目指します。</li> <li>○ 引き続き、学校体育館等の吊り天井の落下防止対策を進め、平成 27 年度末の完了を目指します。</li> </ul>
【支援方針①】公民連携をさらに推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 改修工事等の際には、新技術の導入が新たなコスト増につながらないように配慮しながら、引き続き、新技術の導入を検討していきます。</li> </ul>
【支援方針②】取組推進のための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不足している過去の工事履歴や図面を補完するために、学校に保管してある図面等の収集を行います。</li> <li>○ より正確・迅速に施設状態の把握ができるよう、保全データベースの改善に建築局と連携して取り組みます。</li> <li>○ 引き続き補助率の拡大および条件の緩和を国に要望していきます。</li> <li>○ 緊急性必要性の高い保全工事と機能強化工事の適切なバランスを考慮して予算執行計画を策定します。</li> <li>○ 引き続き研修を実施し、保全に関わるノウハウの継承や点検技術の向上等を図ります。</li> </ul>
【基本方針 2】必要な機能の持続的な提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国の基準の見直しや教育現場の新たなニーズ等を踏まえ、必要に応じて施設整備水準の見直しや施設の共用化を検討します。</li> <li>○ 引き続き、児童生徒数の推計業務を実施し、必要に応じて統合や分離新設を行い配置の適正化を図ります。</li> <li>○ 建替え計画の調査・検討に併せて、中期的な児童生徒数の推計について検討を行います。</li> </ul>
【支援方針①】公民連携をさらに推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民利用施設と異なり、変化の激しい学校施設への P F I 導入は課題も多いため、今後の導入については、既存施設での運営やコスト面の検証も踏まえ、慎重に判断していきます。</li> </ul>



# 一般公共建築物所管局※行動計画

※政策局、総務局、財政局、市民局、文化観光局、経済局、こども青少年局、健康福祉局、消防局、教育委員会事務局（学校施設を除く）

## 1 施設の現状と課題

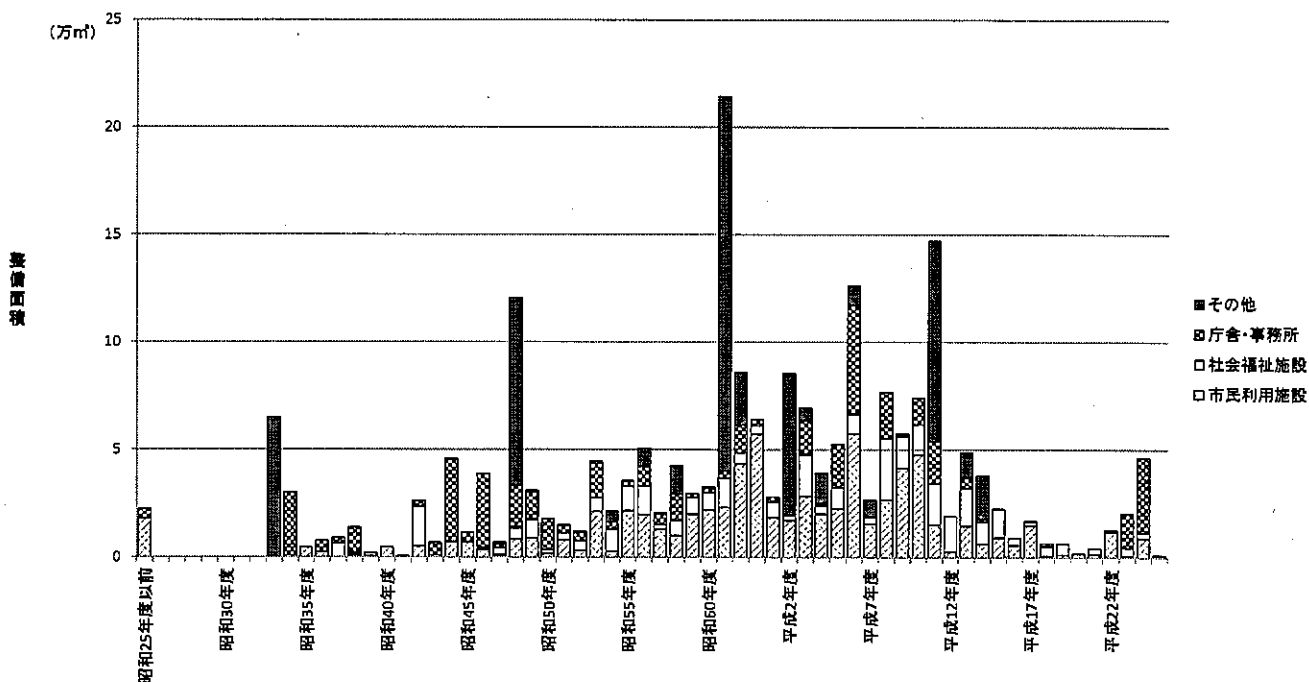
### (1) 保有施設量・築年別整備状況

一般公共建築物の施設数は 897 施設（賃借を含む）、床面積は約 220 万㎡（本市保有に限る）です。

その主な内訳は、地区センターやコミュニティハウスなどの市民利用施設が 362 施設（約 75 万㎡）、地域ケアプラザなどの社会福祉施設が 310 施設（約 36 万㎡）、市庁舎等の庁舎・事務所が 199 施設（約 48 万㎡）です。

整備してきた年代を見ると、昭和 40 年代後半から平成 10 年頃にかけて、多くの施設を整備しています。

一般公共建築物の築年度別整備状況



(2) 取組状況と課題

対応する 「基本方針」	取組状況と課題
<p>【基本方針1】 安全で強靱な 都市づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保全対象部材の性格や点検結果に基づく劣化状況、施設の性格を考慮した優先順位付に基づく状態監視保全を実施しています。</li> <li>○ 増改築や大規模改修、保全工事を実施する際には、休館等による施設利用者への影響を極力抑えるため、他の保全工事も併せて実施するなど、効率的な執行に努めています。</li> <li>○ 個別保全計画の作成により、長期的な保全費の見込みや実施時期の目安を整理し、計画的な保全の実施に役立てています。</li> <li>○ 施設リニューアルなどの機能改修については、個別に必要性等を検討し、実施を判断しています。</li> <li>○ 点検については、共通仕様書や手引き、マニュアルを活用し、各種点検（法定点検、定期点検、施設管理者点検、日常点検等）を行い、各施設との情報共有を図っています。突発的な不具合等の発生を予防するため、適切な保守管理をより一層図っていく必要があります。</li> <li>○ 劣化調査や建築基準法第12条点検については、局横断的に実施することで、業務を効率化するとともに、効率的・効果的な保全に役立てています。</li> <li>○ 平成18年に策定した「耐震改修促進計画」に基づき耐震化を進めており、特定建築物の耐震化率は98%（平成25年度末時点）となっています。</li> <li>○ 東日本大震災において大規模空間を有する建築物の天井の脱落が多数生じたことから、施設の安全および災害時の防災機能を確保するため、特定天井の脱落対策を進める必要があります。</li> </ul>
<p>【支援方針①】 公民連携を さらに推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定管理施設においては、指定管理者が基本協定に基づき、点検により施設の不具合の早期発見に努めるとともに、小破修繕を実施しています。指定管理者と連携し、今後、より一層、点検・診断や修繕の確実な実施を確保していく必要があります。</li> <li>○ 民間の資金や知恵、ノウハウをより一層活用した新たな保全手法などの検討を進める必要があります。</li> </ul>
<p>【支援方針②】 取組推進のため の環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設情報、劣化調査結果、工事履歴、図面等は、「横浜市公共建築物台帳」によりデータベース化し、一元的に管理するとともに、庁内職員が情報を随時確認できるようになっています。しかし、個別管理となっている小破修繕の履歴の共有や、誤入力、情報の不足等の発生防止など、より適切な情報管理を進める必要があります。</li> <li>○ 長寿命化に必要な保全費については、長期的な推計を行っており、推計結果を踏まえ、保全予算の平準化等を図っていくことが必要です。</li> <li>○ 施設整備や改修等にあたっては、国費・県費やその他の特定財源を積極的に活用しています。</li> <li>○ 職員技術力については、OJTや講義形式による研修、現場研修等により、施設の保全を担当する職員の知識・技術の向上を図っています。また、保全の技術的知識の不十分な施設担当者でも適切に施設管理業務を行うことができるよう、マニュアルを整備するとともに、技術部門への相談体制を構築し、庁内連携による施設管理を進めています。</li> <li>○ 平成26年6月に策定した「公共建築物マネジメントの考え方」を推進するための体制を充実させていく必要があります。</li> </ul>

対応する「基本方針」	取組状況と課題
【基本方針2】 必要な機能の持続的な提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の整備計画等に基づき、各施設の整備を進めています。また、既存施設の統合・廃止や施設内容の見直し等を適宜行っています。</li> <li>○ 未整備の施設や市民ニーズの変化等により機能が不十分な施設については、本市の方針や予算等も踏まえながら、必要な機能の充足を図る必要があります。</li> <li>○ 施設整備にあたっては、本市として幅広い市民ニーズを捉え施策を行っていくためにも、効率的な施設量でサービス提供を行うことが重要であることから、利用状況や空きスペース等の地域の状況に応じて、再編整備を進める必要があります。</li> <li>○ 民間のノウハウを活用するESCO事業や、保全工事に併せて省エネルギー設備機器を導入する省エネルギー改修工事などにより、施設のエネルギー消費量の削減と光熱水費の縮減を図っています。</li> <li>○ 施設の運営・管理については、施設の特性に応じて、横浜市による運営・管理、指定管理者による運営・管理を行っており、利用状況等を踏まえた運営改善に取り組んでいます。</li> </ul>
【支援方針①】 公民連携をさらに推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定管理施設では、定期的に指定管理者との打合せ等を行い、業務状況や利用状況、施設の不具合状況、管理運営費などの情報共有を行っています。また、第三者評価機関や選定評価委員会などによる評価を実施し、利用者や稼働率の増に向けた取組や利用料金が適正であるかどうかの検証、毎年度の事業報告書の提出等による運営状況の確認を行っています。一方で、指定管理者が変更になる場合に業務の引継ぎや情報の蓄積に課題が見られるなど、各施設における管理運営の情報や工夫、ノウハウ等に関する共有が課題となっています。</li> <li>○ 一部の施設では、ボランティアによる植栽管理を導入するなど、地域と連携した管理を行っています。</li> <li>○ 民間の資金や知恵、ノウハウをより一層活用した新たな運営手法などの検討を進める必要があります。</li> <li>○ 余剰土地の貸付や売却、余剰空間の有効活用、壁面や床面を利用した広告の検討など、財源確保に向けた取組を行っています。</li> </ul>
【支援方針②】 取組推進のための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の利用状況やコスト等については、情報の把握・整理を行っています。これらの情報が局横断的に、有効に活用できるよう、データベース等の整備を進めることが必要です。</li> <li>○ 平成26年6月に策定した「公共建築物マネジメントの考え方」を推進するための体制を充実させていく必要があります。</li> </ul>

## 2 必要施策に係る取組の方向性

### (1) 「保全・更新計画」を策定する施設

施設	計画名称	策定済み計画 策定年月	今後策定または 見直し予定年度	備考
一般公共建築物	—	—	平成29年度 までに策定	

(2) 実施する取組

対応する「基本方針」	実施する取組
<p>【基本方針1】 安全で強靱な都市づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 限られた予算の中で、効率的に施設の長寿命化を図り、突発的な不具合を防止するため、引き続き、点検結果等を踏まえた状態監視保全により、着実に必要箇所の修繕を行うとともに、大規模改修等にあわせて保全工事を実施するなど、必要に応じて複数工事の同時施工を進めます。また、新築や増改築、大規模改修、保全等にあたっては、施設の内容や状況、コスト等を考慮して部材の仕様を決定します。</li> <li>○ 新築施設等の個別保全計画が未策定の施設については、個別保全計画を策定します。</li> <li>○ 必要に応じて、施設ごとに大規模改修の計画等を検討します。</li> <li>○ 引き続き、マニュアル等を活用し、各種点検を確実に実施するとともに、適宜、点検仕様やマニュアル等の見直し、更新を行います。特に、施設の長寿命化に影響のある点検や小破修繕等を確実にを行います。</li> <li>○ 引き続き、「横浜市耐震改修促進計画」に基づき耐震化を進め、特に特定建築物については平成27年度末の完了を目指します。</li> <li>○ 「横浜市公共建築物天井脱落対策事業計画」（平成26年度策定予定）に基づき、特定天井の脱落対策を進めます。</li> </ul>
<p>【支援方針①】 公民連携をさらに推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定管理施設では、引き続き、指定管理者との連携により点検や小破修繕等の適切な管理を行います。</li> <li>○ 民間の資金や知恵、ノウハウを一層活用した新たな大規模改修や保全手法の検討など、従来の手法にとらわれず、公民連携を進めます。</li> <li>○ 施設の整備や点検、保全について、導入可能な新技術・新手法があるかを検討し、可能なものから順次採用を進めます。</li> </ul>
<p>【支援方針②】 取組推進のための環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小破修繕履歴等のデータベース化による一元管理について検討します。</li> <li>○ 引き続き、計画的な保全を進めるために長寿命化にかかる保全費推計を行います。また、局横断的な情報の共有と利活用を図るため、データベースの改修等を検討します。</li> <li>○ 引き続き、国費・県費やその他の特定財源の確保に努めます。</li> <li>○ 引き続き、OJTや講義形式による研修、現場研修等を実施するとともに、施設管理部署と保全技術部署の庁内連携による施設管理を進めます。</li> <li>○ 総合的なファシリティマネジメントを行うことができる人材の育成、体制作りを進めます。</li> </ul>
<p>【基本方針2】 必要な機能の持続的な提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会状況や市民ニーズの変化、本市の方針、施設の利用状況等を踏まえながら、新築・建替等のタイミング等を捉えて施設の再編整備を検討します。また、再編整備の検討が局横断的に行えるよう、庁内の検討体制を構築します。</li> <li>○ 新築や増改築、大規模改修、保全工事の際には、高効率機器の導入等、省エネルギー要素の採用を検討します。</li> <li>○ 引き続き、施設ごとの利用状況や市民ニーズ等を的確に把握し、利用者増に向けた取組や運営コストの縮減、利用者負担の適正化など、適切な運営を進めます。</li> </ul>
<p>【支援方針①】 公民連携をさらに推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定管理施設では、引き続き、指定管理者との連携により運営改善に取り組みます。</li> <li>○ これまで行ってきた工夫や運営改善の手法を活かすため、指定管理者制度運用ガイドラインや指定管理更新時の基本協定書や募集要項等を適宜見直します。</li> <li>○ 民間の資金や知恵、ノウハウを一層活用した新たな運営手法の検討など、従来の手法にとらわれず、公民連携を進めます。</li> <li>○ 引き続き、余剰土地の貸付や売却、余剰空間の有効活用、壁面や床面を利用した広告の検討など、財源確保に向けた取組を進めます。</li> </ul>
<p>【支援方針②】 取組推進のための環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用状況等について、局横断的な情報の共有と利活用をより一層図れるよう、データベース化による一元管理を検討します。</li> <li>○ 総合的なファシリティマネジメントを行うことができる人材の育成、体制作りを進めます。</li> </ul>

## (2) 全庁行動計画

「(1) 局行動計画」の推進を支えるとともに、保全・更新を推進するための環境整備や、公共建築物マネジメントの取組など、組織横断的な調整が必要な取組の内容を整理した「全庁行動計画」を定めます。

### 現状と課題

○ 本市では、公共施設の長寿命化および適切な維持保全を推進するための体制として、平成 13 年度に「ストックマネージャー制度」を創設し、各局が所管する施設の適切な保全・利活用を推進する管理責任者である、長寿命化推進統括管理責任者(＝「ストックマネージャー」)を設置し、22 年度には区役所にも設置の拡大をしてきました。

ストックマネージャー制度では、全市的な公共施設の保全・利活用推進に向けた情報共有および総合調整のため、局のストックマネージャーで組織する「ストックマネージャー会議」を設置し、本市独自の施設の長寿命化や保全に関する取組を推進してきました。

今後、計画的かつ効率的・効果的に取組を推進していくためには、各区局の取組を支える総合調整機能の強化として、組織横断的な体制であるストックマネージャー制度の充実が必要です。

○ 市内中小企業は、公共施設の保全・更新の大切な担い手であることから、本市では、様々な機会に対話を重ね、その活性化に向けた取組を進めてきています。保全・更新の取組を一層進める必要がある一方で、市内の建設業における技術者・技能労働者の人材不足などの課題があることから、保全・更新の担い手である市内中小企業との連携を深め、さらなる活性化に努める必要があります。

○ 建設業界を取り巻く現場の担い手不足や、地域の維持管理体制への懸念などを背景に、平成 26 年 6 月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、「公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律」、「建設業法」が改正されました。

法改正では、地元中小企業者等の安定受注などに対応するため、ダンピング受注の防止や民間のノウハウの活用、複数年契約や一括発注方式等の活用などが追加・明確化されており、これらは、本市における保全・更新の担い手確保等にも資することから、積極的に対応する必要があります。

○ 本市では、これまでも国の交付金や補助金等の制度を積極的に活用して、保全の取組を進めてきました。しかし、交付金・補助金の制度によっては、対象となる施設規模や要件が制限されているなど、その活用の範囲は限定的となっています。

膨大な量の施設の点検や保全・更新を着実に進める財源を確保していくため、自由度が高く、活用しやすい補助金・交付金の制度となるよう検討を進めていくことが必要です。

○ 市が発行する市債は、施設を利用する全ての世代に公平にその費用を負担してもらう意味から、公共施設の整備や更新のほか、施設の寿命を延ばして長く利用することを可能とする長寿命化工事に対する財源などとして活用してきました。

今後は、市債のさらなる活用を図るため、長寿命化に資する保全工事の明確化や整理を行う必要があります。

○ 公共施設の保全・更新等の財政需要に対応していくため、公民連携などによる新たな財源の確保についても取り組む必要があります。

- 平成 22 年 3 月に策定した「資産活用基本方針」に基づき、保有する土地・建物を資産として捉え、公共・公益的な目的を踏まえつつ、経営的視点に基づき、資産の有効活用を全庁的に推進してきました。  
 今後は、「資産活用基本方針」と「公共建築物マネジメントの考え方」に基づく取組について連携を図る必要があります。
- 平成 25 年 3 月に「公共建築物マネジメント白書」を策定し、市民との課題共有やストックマネージャー会議での検討を経て、26 年 6 月に「公共建築物マネジメントの考え方」を策定・公表しました。  
 この「考え方」に示した、「基本的考え方」、「マネジメント 3 原則」に基づき整理した今後の「取組の方向性」に沿った具体的な取組を区局と連携しながら推進する必要があります。
- あわせて、「マネジメントの方向性に関する市民との共有」、「再編整備を推進するための庁内の枠組の構築」、「将来の効率的な建替等を見据えた調査・研究」について重点的に取り組む必要があります。
- 今後、施設情報の電子データ化やデータベースの構築を進めることなどにより、保全・更新など施設管理の充実を図ることとしています。  
 一方、国からは、平成 29 年度までの「新地方公会計制度への対応」が求められており、複式仕訳による財務書類の作成や、保有施設等の取得価額・耐用年数等のデータを網羅的に記載した固定資産台帳の整備など、本市においても導入に向けた準備・検討を進めています。  
 今後は、効率性等の観点から、課題を整理しながら両者の連携を考えていく必要があります。

実施する取組

1	ストックマネージャー制度の充実	〔支援方針②〕の取組
<p>○ 効率的・効果的な保全・更新等の取組推進のため、以下の事項についてストックマネージャー制度における対応を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民等に向けた公共施設に関する情報の広報</li> <li>・組織横断的な技術の協力体制</li> <li>・保全・更新を担う職員の人材育成</li> </ul> <p>○ 地域ごとの課題や、現場の意見の共有をさらに進めるため、ストックマネージャー会議の構成を区役所まで拡大します。</p>		

2	保全・更新の担い手である市内中小企業との連携の深化	〔支援方針①・②〕の取組
<p>○ 引き続き、市内中小企業との対話を重ねつつ、市内中小企業の受注機会の増大に取り組むとともに、施設の点検や保全・更新など、様々な場面での連携機会の拡大に取り組みます。</p> <p>また、中小企業診断士等の専門家派遣などを通じて、市内中小建設業の経営改善を進めるとともに、若年者の雇用確保を支援します。</p> <p>○ 公共工事の適正かつ効率的・効果的な執行に向け、社会保険加入促進を含めた法改正への対応を進めます。</p>		

3	財源の拡充に向けた取組	〔支援方針②〕の取組
<p>○ 保全・更新に係る、交付金等の対象拡大などが進むよう、国の機関等への協力や、研究を進めるとともに、継続的に制度改善の提案・要望を行います。</p> <p>○ 市債の更なる活用を進めるため、保全・更新計画の策定等において長寿命化に資する保全工事の位置づけ方法などについて検討を進めます。</p> <p>○ 施設の維持管理における民間資金の活用など、従来の手法にとらわれない、新たな公民連携手法の積極的な導入に向けた検討を進めます。</p>		

4	資産活用基本方針の取組との連携	〔支援方針①・②〕の取組
<p>○ 引き続き、経営的視点に基づき、個々の資産の特性等を踏まえた有効活用を推進します。</p> <p>○ 「資産活用基本方針」と「公共建築物マネジメントの考え方」に基づく取組が連携できる仕組みを検討しながら再編整備を促進させるとともに、再編整備により生み出す余剰資産の売却等を進めます。</p>		

5	公共建築物マネジメントの取組	〔基本方針1・2〕、〔支援方針①・②〕の取組
<p>○ これまでの取組を継続するとともに、データベースの改良等、必要に応じた見直しを行うことにより、公共建築物の効率的かつ効果的な保全・運営を進めます。</p> <p>○ 公共建築物マネジメントに関する市民との課題共有、意見交換などを継続的に実施します。</p> <p>○ 施設の現況や利用状況、課題などの情報を区局と共有しながら、多目的利用や複合化など将来を見据えた再編整備の取組を具体化するためのモデル事業を実施します。</p> <p>○ 将来の効率的な建替等を見据えた調査・研究に取り組み、将来の建替の進め方を整理します。</p>		

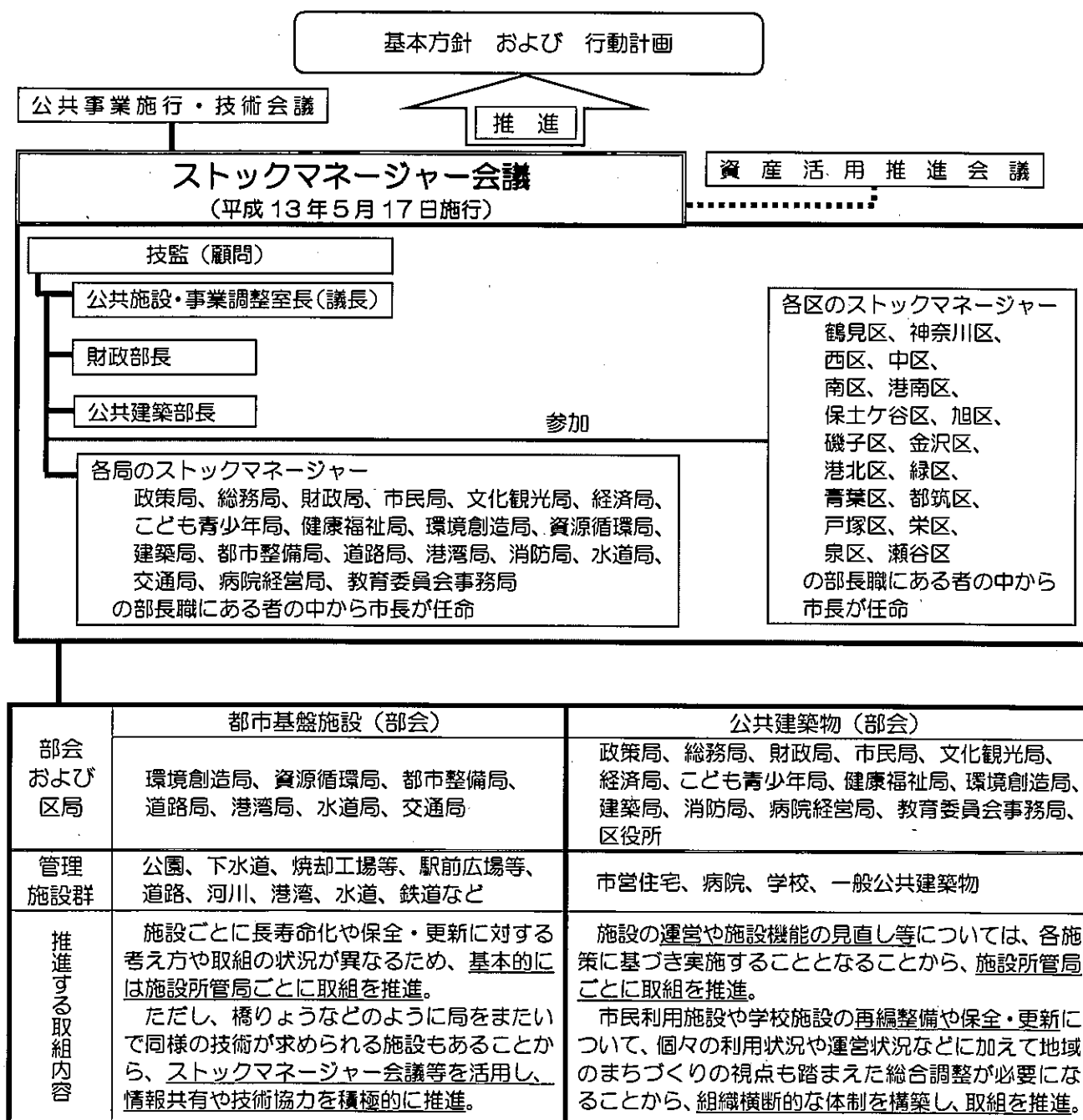
6	新地方公会計制度との連携	〔支援方針②〕の取組
<p>○ 保全工事による長寿命化などの実際の施設管理と、会計上の価額管理からの「新地方公会計制度」では観点が異なるため、両者の性格を踏まえつつ、以下の例をはじめ、実務面から見てどのような連携の可能性があるか、他都市の状況等も参考にしながら検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設用途や構造等、情報の一部が共通する、施設情報のデータベースと固定資産台帳のデータとの連携</li> <li>・ 公共施設の更新に係る中長期的な経費の見込みに関する算出可能性の研究</li> </ul>		

## 6 推進体制

本市は、公共施設の長寿命化および適切な維持保全を推進するための管理責任者として、「ストックマネージャー」を平成13年度から各局に設置し、22年度には区にも設置しました。

「5(1)局行動計画」は、ストックマネージャーの責任のもと各区局の施設管理に携わる職員が連携して推進します。なお、公共建築物に関する組織横断的な取組は、各区局のストックマネージャーが連携して推進します。

「4 基本方針」および「5(2)全庁行動計画」の推進に必要な情報共有、全庁的な課題対応、進行管理は、ストックマネージャーを中心に組織する「ストックマネージャー会議」を中心に取り組みます。ストックマネージャー会議は、本市の公共事業について円滑な施行や適正かつ効率的な執行の確保を図る「横浜市公共事業施行・技術会議」や、本市の保有する土地等資産について全庁的な資産活用の推進を図る「資産活用推進会議」と相互に連携し、それぞれの取組の円滑な推進を図ります。





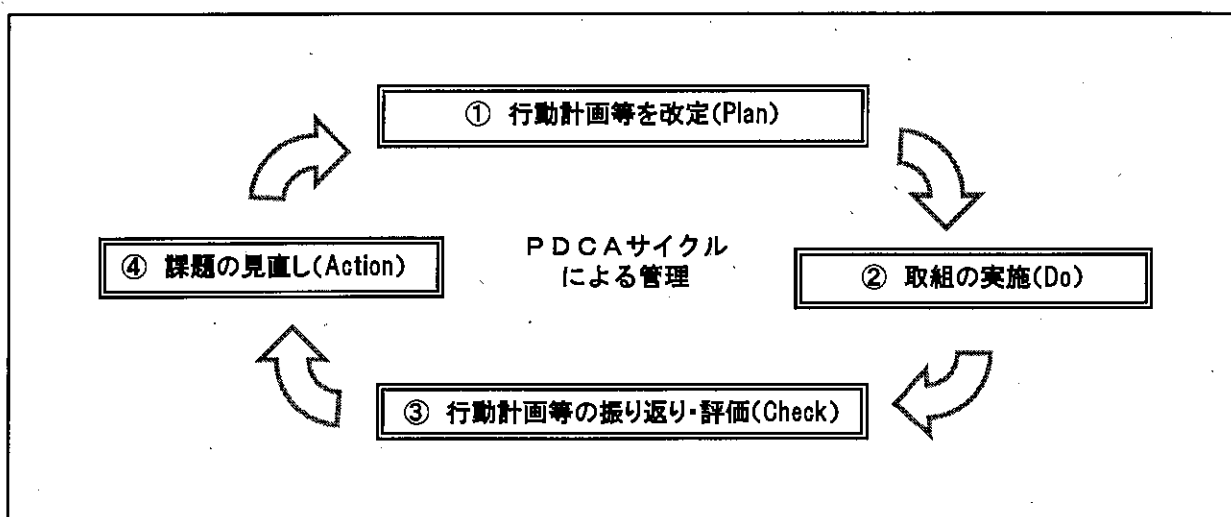
## 7 行動計画等の見直し

公共施設を取り巻く状況において、解決が難しく様々な課題がある中、将来にわたる安全で強靱な都市づくりや、必要な機能の持続的な提供を実現するためには、行動計画の取組などについて改善を加えつつ、長期にわたり一つひとつ着実に積み重ねていく必要があります。そのため、機会を捉えて行動計画や基本方針を見直しつつ、公民連携を促進するためのオープンデータの推進や、将来的な数値目標の設定についても重要な課題として捉えながら、継続的に取組を推進します。

行動計画等については、本市の基本計画(=現在の中期4か年計画)の策定を見直しの機会とします。

「5(1)局行動計画」は、各局のストックマネージャーがPDCAサイクルに基づき管理し、改定します。

「5(2)全庁行動計画」については、ストックマネージャー会議において管理、改定し、必要に応じて「4 基本方針」を見直します。





平成 27 年 1 月

横浜市 財政局 公共施設・事業調整課

〒231-0017 横浜市中区港町 1-1

TEL : 045-671-2027 FAX : 045-651-7599

ホームページ: <http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/org/kokyo/hozenrikatuyo/kanrikihonhoushin.html>